

放送ネットワークの強靭化に関する検討会

中間取りまとめ

—災害時のファーストインフォーマーとしてのラジオの強靭化—

平成25年7月

目 次

はじめに	P 3
<u>第1章 災害時を中心とした放送の役割</u>	P 5
① 災害時における放送の重要性	P 5
② 東日本大震災におけるラジオの活用状況と評価	P 7
③ 放送設備の被災状況	P 9
<u>第2章 放送の強靭化に関する現状と課題</u>	P 10
1. ラジオネットワーク	P 10
(1) 県域ネットワーク	P 10
① ラジオ放送設備（ラジオ送信所等）の安全性	P 10
② AMラジオ送信アンテナの老朽化	P 11
③ ラジオ難聴	P 12
④ 災害情報の高度化・迅速化	P 14
(2) 地域密着型情報ネットワーク	P 16
① コミュニティ放送	P 16
② 臨時災害放送局	P 19
2. 民間ラジオ事業者の経営	P 20
① 民間ラジオ事業者の経営状況	P 20
② 民間ラジオ事業者の経営状況改善に向けた取組	P 23
③ 産活法の活用	P 26
3. 自治体と放送事業者との連携	P 27
① 自治体による市政情報、観光情報等の提供	P 27
② ラジオの難聴解消への自治体による協力	P 28
③ 災害放送の実施に関する連携	P 28
4. ラジオと他メディアとの連携	P 30
<u>第3章 海外の状況</u>	P 31
① 米国の状況	P 31
② 英国の状況	P 33
③ 考察	P 36
④ AMラジオ放送施設のインフラ輸出	P 36

<u>第4章 提言</u>	P 37
1. 放送ネットワークの強靭化	P 37
(1) 難聴対策、災害対策としての送信ネットワークの強靭化	P 37
① 難聴対策、災害対策としてのラジオ送信所の整備	P 37
② 災害対策としてのバックアップ設備の整備	P 38
③ 災害放送の高速化・高度化	P 38
④ 整備の方向性	P 39
(2) 地域密着型情報ネットワークの構築推進	P 39
① コミュニティ放送の普及促進	P 39
② 臨時災害放送局の開設の円滑化	P 39
2. 経営基盤の強靭化	P 39
(1) 産活法「事業分野別指針」の策定	P 40
(2) 放送対象地域の統合の検討	P 40
(3) 新たな制度整備の検討着手	P 41
3. 自治体との連携強化	P 41
(1) ラジオによる自治体情報提供の推進	P 41
(2) 災害放送等に関する連携強化	P 42
4. 新たなアイデアによる事業展開の推進	P 42
(1) コンテンツ配信の広域展開	P 43
① インターネットによる海外を含む、より広範囲のコンテンツ配信	P 43
② NHKオンデマンドラジオアーカイブスの実現	P 43
③ 各種インターネットサイトの活用	P 43
(2) 地域密着性の強化	P 43
① 県域ラジオ放送とコミュニティ放送との連携	P 43
② ラジオ放送とケーブルテレビとの連携強化	P 44
③ ラジオとテレビとの連携強化	P 44
④ 異業種との連携拡充	P 44
(3) 受け手側の強靭化	P 44
① ワンセグによるラジオ放送番組の提供の促進	P 44
② 受信機の普及	P 45
③ ネット等を通じての番組情報の把握	P 45
(4) 新たな事業展開についての実証	P 45
参考資料	P 46

はじめに

本検討会は、「放送ネットワークの強靭化」について検討を行うため、平成25年2月から開催された。

放送は、国民生活に密着した情報提供手段であるが、とりわけ、ラジオは、東日本大震災において、「ファーストインフォーマー（第一情報提供者）」として、いち早く災害情報を地域住民へ提供し、地域住民の方々の安全・安心を確保する重要な役割を果たした。しかしながら、ラジオは、電子機器の普及や建物の堅牢化等による難聴、送信所の防災や老朽化、厳しい経営環境等、様々な課題に直面している。

こうした問題意識から、検討は、ラジオを中心として、その機能をどのように強化するかについて行ってきた。

検討にあたっては、震災現場において地域住民への災害情報の提供に腐心された放送事業者の経験や、平時や災害時を問わず地域情報をコミュニティ放送を活用して届けようとする自治体の取組をしっかりと踏まえることから始めた。また、構成員の様々な分野の知見を共有化しつつ、構成員では不足する分野については、外部の有識者の方々にも参画いただき、補った。

さらに、ラジオにかかる全ての放送事業者に、「ラジオの強靭化に関する調査」を2回にわたり実施し、各放送事業者の取組の現状と課題や今後の取組方針等についての実態把握を行った。

こうした検討経緯を経て、今般、放送ネットワークの強靭化についての提言を取りまとめた。

提言では、放送が、今後も国民に必要な情報を提供するためには、物理的なネットワークの強靭化とともに、経営基盤の強靭化が不可欠であることと、そのためのラジオ事業者と自治体との連携強化の重要性を指摘した。

特に、議論の取りまとめ段階では、ラジオの将来を見据えた、新たなアイデアによる事業展開について真摯な検討を重ね、他メディアとの連携に関する様々な施策を取りまとめた。

ラジオが、今後も、国民生活に欠かすことのできないメディアであり続けるために、本取りまとめに記載された様々な提言の実現を含め、関係者の真摯な取組を期待したい。

第1章 災害時を中心とした放送の役割

① 災害時における放送の重要性

平成23年3月11日14時46分、宮城県牡鹿半島沖を震源としたマグニチュード9.0の巨大地震が東北地方を襲った。地震発生から30～50分後に東日本の太平洋沿岸に押し寄せた、最大潮上高約40m、潮上距離約50kmにも及ぶ巨大津波は観測史上最大級のものであり、この巨大地震と津波によって、東北太平洋沿岸は壊滅的な被害を受けた。

この未曾有の大災害において、NHK及び民間放送事業者におけるテレビ・ラジオ放送ネットワークの果たした役割は次のとおりである。

【NHK】

東日本大震災発生後、直ちに、テレビ・ラジオ全8波¹で緊急地震速報を発信した。発生から2分後には全8波で震災に関する報道を開始した。3月13日までは、全てのチャンネルで震災報道を実施した。

3月14日以降は、地上波総合、衛星第1、ラジオ第1は24時間体制で震災報道を継続、地上波教育、衛星第2、FMは安否情報及び生活情報を中心に放送するなど、チャンネルごとに編成方針を定め、引き続き震災に関する情報の提供を実施した。この結果、震災関連の報道について、地上波総合テレビでは、震災後1ヶ月で571時間52分に達した。

表1-1 震災発生後から1週間の放送サービス（NHK）

3日間は震災報道に徹した			総合、衛星第1、ラジオ第1は24時間体制で震災報道を継続 教育、衛星第2、FMは、安否情報・生活情報を中心に伝えた					
	3/11(金)	3/12(土)	3/13(日)	3/14(月)	3/15(火)	3/16(水)	3/17(木)	3/18(金)
総合テレビ				24時間体制で震災報道				
				外国语副音声				
			総合と同内容(安否情報以外)		一部定期放送			
教育テレビ				安否情報				
				生活情報				
				避難者情報				
				多言語放送				
衛星ハイビジョン	(総合と同内容)			定期放送				
衛星第1		生活情報		(総合と同内容)				
衛星第2	(総合と同内容)			(教育と同内容)				
ラジオ第1	震災報道			(安否情報)				
ラジオ第2	多言語放送			定期放送(震災関連中心)				
FM				定期放送				
			(ラジオ第1と同内容)					
			(安否情報)					
国際放送			ほぼ全ての時間、地震関連のニュースや番組を放送					

¹ テレビ放送：(地上波) 総合、教育、(衛星) 衛星第1、第2、ハイビジョン、ラジオ放送：ラジオ第1、第2、FM、チャンネル構成は平成23年3月当時のもの。

ラジオの対応としては、14時46分に通常番組を中断し、緊急地震速報を伝えた。その後、総合テレビの音声をそのままラジオに放送した。15時半から、ラジオ独自の放送を開始し、ラジオ第1は震災報道をきめ細かく放送、ラジオ第2は多言語放送を実施、FMはラジオ第1の内容とともに、安否情報を伝えるという役割分担を行った。16時過ぎ頃からは、東北ブロックがローカル放送を開始、各県単位でのローカル放送も前後して開始した。放送内容は、避難の呼びかけ、災害の情報、安否確認手段の案内などが中心となつた。

ローカル放送においては、各地域において必要と思われる情報を独自の判断で放送した。仙台局は、随時全国放送から地域放送に切替え、地域情報と生活情報を放送した。盛岡局では、ほとんどの時間帯で地域向け生活情報を放送した。福島局では、随時、避難所からの電話中継や、放射線専門家等への電話インタビュー等を交えて、生活関連情報を放送した。

【民間放送】

テレビ放送は、大震災発生直後から、通常番組を中断して震災関連の報道を開始した。震度などの地震に関する情報や大津波警報に関する情報、被害情報などを映像や文字スーパーを活用して全国に発信した。東北3県の各放送事業者は、3月中旬～4月中旬まで特番編成を継続し、災害情報や生活情報を始めた震災関連情報を提供した。

ラジオは、震災発生直後から、各放送事業者が特番編成を開始し、3月下旬～4月上旬まで継続して被災情報、安否確認、ライフライン情報の特別番組を実施した。

東北放送の例では、震災発生直後から地震報道に切り替えた。その後、通常12名体制でのラジオ制作を、外部からの応援を得ながら40名体制で実施し、3月22日の特別報道体制の終了までに、当初は津波などの災害情報、後に安否情報、生活情報などについて、およそ256時間の報道特別番組をCMなしで放送し続けた。

表1－2 東北放送の初動対応状況

気象庁ほか		ラジオ
		午後ワイド「ロジャー大葉のラジオな気分」 (録音番組「ミュージックスクランブル」)放送中
14:46	地震発生	緊急地震速報【藤沢智子アナによる録音音声】(14:46:52～) チャイム「緊急地震速報です。地震が発生しました。すぐに身の安全をはかってください。運転中の方は、急ブレーキを踏まずにハザードランプをつけスピードを落してください。気象庁が緊急地震速報を発表しました。宮城県に強い揺れが来る恐れがあります。運転中の方は、急ブレーキを踏まずにハザードランプをつけスピードを落してください。屋内にいる人は、まず身の安全をはかってください」 (一時、通常番組【録音音声】に戻る)
14:48		地震放送(情報センター)に切り替え (揺れる音、悲鳴。16秒間) 鈴木俊光アナ「こちらはTBC、仙台TBC東北放送です。今宮城県地方に大きな揺れを感じています。かなり激しい揺れを感じております。どうか落ち着いて行動してください。情報が入り次第またお伝えしますが、今大きな揺れを感じております。まだ揺れています」
14:49	大津波警報発令 (6m)	震度情報 「今、入りました情報では、震度6強が宮城県北部、それから宮城県中部、震度6弱が岩手県の沿岸部、岩手県内陸南部、宮城県南部などです」
14:50		大津波警報呼びかけ 「震度7が宮城県北部と今発表になりました。…津波の恐れもありますので、今しばらくお待ちください」 「今、太平洋沿岸に大津波警報が発表になりました。(繰り返し)気象庁は2時50分、宮城県の太平洋側に大津波警報を出しました。大津波が押し寄せ大きな災害の起きる恐れがあります。予想される津波の高さは、高いところで平常の海面より3m以上です。特に三陸沿岸では非常に高くなるところがあります。厳重に警戒してください。海岸にいる方はただちに避難してください。なお、宮城県の津波到達時刻ですが、3時、間もなくです。今時刻は2時52分です。予想される津波の高さは6mです。ただちに避難してください。(繰り返し)」
14:51	余震 福島県沖 M6.8地震	
14:58	福島沖M6.4地震	

② 東日本大震災におけるラジオの活用状況と評価

【ラジオの評価】

震災発生時において、ラジオが最も評価された。総務省の調査結果²によると、アンケートに回答した方のうち、約60%の方がラジオを評価している。また、NHK放送文化研究所の調査³によると「地震発生後、最初に利用したメディア」として、約5割の人が「ラジオ」と回答している。さらに、東北放送が企画した調査⁴によると、震災当日において、8割の方々がラジオを聞いている。情報の「信頼度」として、日本民間放送連盟研究所が実施した調査⁵によれば、「震災発生から1週間後頃までの期間での信頼度」は、約64%の方が「ラジオ」が「非常に信頼できた」、「かなり信頼できた」と評価している。

このような調査の結果について、震災発生直後、東北電力管内で約450万户の大規模な停電があり、乾電池で動くラジオ受信機やカーラジオが情報取得手段として身边にあったことや放送の即時性や輻輳^{ふくそう}がない等の強みなどから、ラジオがもっとも評価されたとの指摘もある⁶。

2 総務省「災害時における情報通信の在り方に関する調査結果」(平成24年3月公表)

3 NHK放送文化研究所「放送研究と調査」(2011年9月号掲載)

4 東北放送「ラジオに関するアンケート」(平成23年7月実施)

5 日本民間放送連盟研究所「東日本大震災時のメディアの役割に関する総合調査」(平成23年10月)

6 同旨「平成23年度情報通信白書(総務省)」

なお、上述のＮＨＫ放送文化研究所が行った調査において、「震災1時間後、家の電池をかき集めてラジオのニュースを聞いた」、「停電が続いたので家族みんなでコタツに入り、懐中電灯の明かりの中でラジオの地震情報を聞いた。普段からよく聞いて聞き慣れた声なので安心感があった」などの声があがっている。

表1－3 震災から数日間の情報を得るために役に立った手段の上位5番目までの比較⁷

	全体 N=642	陸前高田 N=157	南三陸 N=164	仙台・名取 N=170	山元 N=151
1	ラジオ(54.7)	ラジオ(54.1)	ラジオ(51.8)	ラジオ(62.4)	ラジオ(49.7)
2	口コミ(22.4)	口コミ(28.0)	口コミ(22.0)	新聞(27.1)	口コミ(25.8)
3	新聞(15.4)	特にない(18.5)	避難所にある掲示やチラシ(18.3)	テレビ(18.8)	役場、警察、消防署などからの情報(17.9)
4	避難所にある掲示やチラシ(14.3)	避難所にある掲示やチラシ(13.4)	特にない(14.6)	口コミ(14.7)	避難所にある掲示やチラシ(15.9)
5	特にない(13.7)	※新聞(10.8) ※役場、警察、消防署などからの情報(10.8)	役場、警察、消防署などからの情報(12.8)	携帯電話の通話(10.6)	新聞(13.2)
	※ 同率5位				

【臨時災害放送局の活躍】

東日本大震災に際しては、被災住民への災害情報・避難情報等の災害情報提供手段として、自治体が臨時災害放送局を開設する例が多々見受けられた。岩手県花巻市など、早いところでは震災当日に開設され、災害情報をはじめ、給水炊き出し等の救援情報等を提供し、被害の軽減、被災者の生活安定に寄与した。

震災後1ヶ月以内には、津波による被害を受けた太平洋沿岸市町等の21市町で開局した。その後も開局が続き、合計28市町が開局した。平成25年2月において、19市町が継続運用中となっている。

表1－4 東日本大震災に係る臨時災害放送局開設状況（H25.2時点）

	運用中	廃止	合計
岩手県	5市町	2市	7市町
宮城県	10市町	1市	11市町
福島県	3市町	3市	6市町
茨城県	1市	3市	4市
合計	19市町	9市	28市町

⁷ 日本大学文理学部 中森広道研究室ほか調べ（調査期間：平成23年11、12月、調査場所：岩手県陸前高田市、宮城県本吉郡南三陸町、仙台市、名取市、亘理郡山元町）

③ 放送設備の被災状況

東日本大震災によって、鉄道、電気、ガス、道路などのライフラインが壊滅的な被害を受けたが、放送ネットワークについても例外なく震災の被害を受けた。

民間放送事業者のラジオ送信所について、東北放送の荒井ラジオ送信所⁸は津波により、床上数センチに浸水があった。また、屋外1m超の津波でフェンスが倒壊し、エアコン室外機が破損するなど、敷地内の被害が甚大であった。さらに、停電にともない、非常用発電機によって電源を確保し、放送を継続していたが、立入禁止区域となり、重油の補給が困難となつたため停波した。その後は、八木山の本社から一部地域に向けて放送を継続した。

テレビ放送についても、商用電源の途絶や送信設備の損壊⁹等により、最大120局所の中継局の停波が確認された。

放送設備の災害対策の強化については、平成22年の放送法改正において放送設備の安全・信頼性に関する技術基準が設けられ、現在、放送事業者はこれに基づき予備電源設備、予備送信設備といったバックアップ設備の整備に取り組んでいるところであるが、首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等が想定される状況下、放送設備の災害対策のより一層の強化も求められるところである。



津波による被害を受けた東北放送荒井ラジオ送信所（海岸部から約2.4km、海拔約2m）

（「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」民間放送事業者発表資料より）

⁸ 親局、仙台市若林区荒井

⁹ 宮城県域のテレビ事業者が所有するデジタルテレビ中継局（志津川新井田）は、津波により流出。

第2章 放送の強靭化に関する現状と課題

1. ラジオネットワーク

(1) 県域ネットワーク

① ラジオ放送設備（ラジオ送信所等）の安全性

AMラジオ送信所は、敷地全面にアース線を埋設する必要性や、AMラジオ電波が地表に沿って伝搬するという電波の特性などから、平野部に広大な敷地が必要とされる結果、一般に海や河川の近くに設置されている場合が多い。

具体的には、民間AM放送事業者の親局47局のうち、45局が海辺または河川の近くに立地している。このような送信所は、津波や洪水などの災害時において、被害を受けやすいと考えられる。本検討会がラジオ事業者に向けて実施した「ラジオの強靭化に関する調査」¹⁰（以下「強靭化調査」という。）結果においても、AM・短波放送事業者（NHKを含む）49社のうち、38社が、高台への送信所整備など、防災対策を実施する必要性があると認識している。

また、強靭化調査において、災害放送の実施体制は全社確保しているが、大規模災害に備えてのバックアップ措置については、「演奏所が機能不全となった場合の代替措置あり」と答えた社は、AM・短波・FM放送事業者（NHKを含む）100社中86社、「送信所が機能不全となった場合の代替措置あり」と答えた社は、100社中59社にとどまった。

このように、地震や津波による被害への対策として、高台における補完局の整備や、予備機器の整備などが課題となっている。

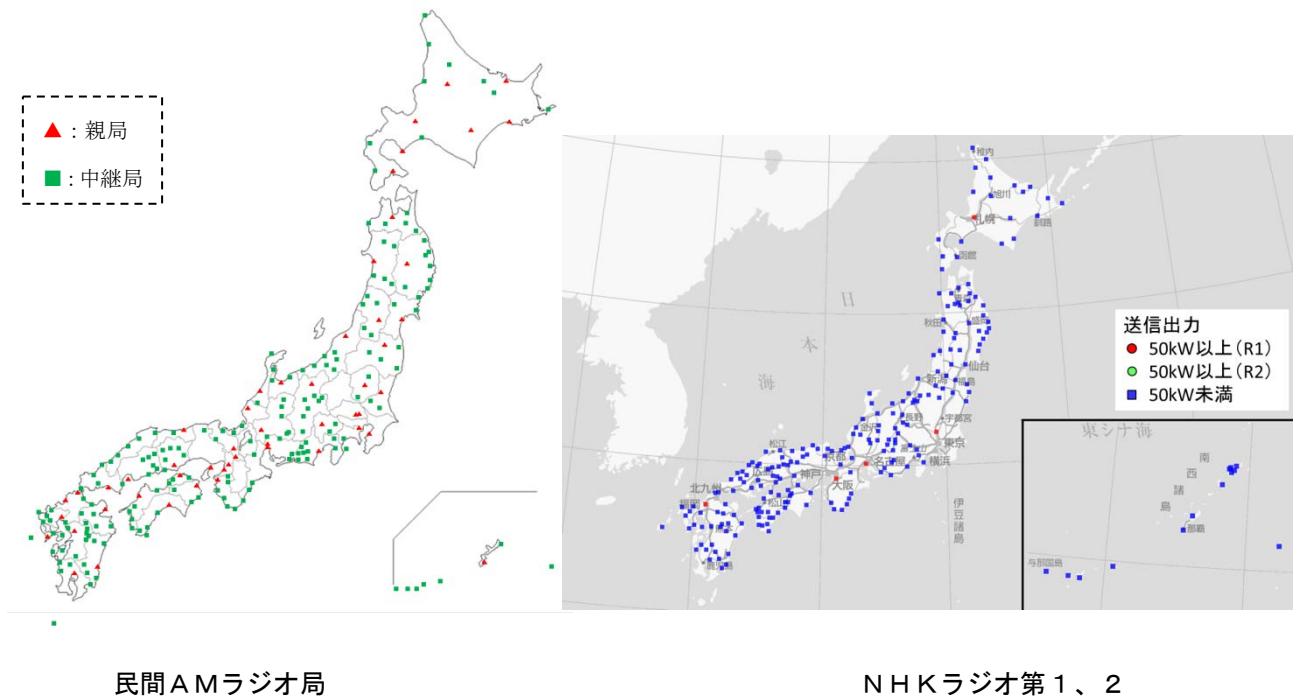
表2－1 民間AMラジオ送信所（親局）の立地状況

海岸からの距離 海拔	海岸沿い	海岸から約10km以内	それ以外	合計
海拔5m未満	4局	3局	4局	11局
海拔5m以上10m未満	6局	8局	2局	16局
海拔10m以上20m未満	0局	1局	4局	5局
海拔20m以上	0局	4局	11局	15局
合計	10局	16局(※)	21局(※)	47局

※「海岸から約10km以内」及び「それ以外」の局であっても、37局中35局は河川の近くに立地

¹⁰ 「ラジオの強靭化に関する調査」（平成25年3月29日～4月12日）

図2-1 民間AMラジオ局及びNHKラジオ第1、第2の親局及び中継局設置場所

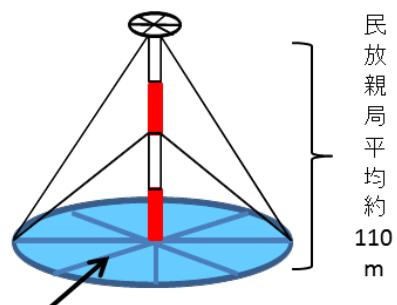


② AMラジオ送信アンテナの老朽化

AMラジオが使用している中波は波長が長いため、電波を効率よく送信するために大規模な送信アンテナが必要となる。このため、AMラジオの送信所、特に送信アンテナは大規模となり、その更新には多額の費用を要する。また、FMラジオと異なり、AMラジオでは送信アンテナの大きさに応じた固有の周波数のみ使用可能なため、送信アンテナを他の事業者と共に用することが困難であり、その結果1社あたりの更新費用が大きくならざるを得ない。さらに、送信アンテナの工事には長期間を要することなどから、別の場所に移転して整備する場合、広大な敷地を必要とするため、土地の確保が困難である。

強制調査における「送信施設の更新予定」については、AM・短波放送事業者の大半¹¹が平成32年度までに親局主要設備（鉄塔、送信アンテナ、送信機、電力設備、番組伝送回線等）の更新時期を迎えるが、AMラジオの送信アンテナの更新については高額の費用¹²がかかるため、更新計画を立てることが困難な状況となっているとの結果が出ている。

このように、送信アンテナの老朽化への対応の遅れにより災害時における送信所の被害が大きくなり、機能不全とならないよう、適



¹¹ 41社（全49社）

¹² AMラジオ局の更新費用 親局：最高20億円、平均8.7億円（いずれも土地代を除く。）

切に更新が行われることが課題となっている。

③ ラジオ難聴

電子機器等の普及や建造物の構造の変化（高層化・堅牢化）により、都市部においてラジオの難聴が新たに生じている。また、山間部や離島等の地理的・地形的な要因による難聴、外国波混信による難聴も依然として存在している。東京に所在する民間AM放送事業者における聴取者からの受信相談では、「ラジオに雑音が入り聞きにくい」、「雑音で聞きたくても聞こえない」という内容が多数を占めている。

【都市型難聴】

ビル等の建築物による遮断や、電波を透過しにくいコンクリート壁による電界の低下や、電子機器類からの電気雑音の影響により、ラジオは良好な受信が困難となる（都市型難聴）。NHKへのラジオ受信相談（首都圏）では、最近、聴取者からの相談傾向として、AMラジオへの雑音障害に関する相談の割合が増加しており、雑音障害の原因として、コンピューター等のデジタル機器、冷蔵庫、照明器具などの家電製品によるものが多くなっている¹³。

図2－2 AM放送とFM放送が受ける影響と受信環境の変化（鈴木構成員発表資料より）

9

AM放送とFM放送が受ける影響と受信環境の変化

	AM放送	FM放送
電気雑音の影響	電化製品等からなど多様な電気雑音に弱い	電気雑音に比較的強い
建築物の影響	鉄筋ビル、金網入り壁材の木造建物等に電波が入りづらい。窓からも電波が入りづらい（波長が長いため）	鉄筋ビル、金網入り壁材の木造建物等には電波が入りづらいが、窓※からは電波が入りやすい（波長が短いため）
受信環境の変化	省エネ家電の電源装置からの電気雑音等、受信障害を受ける電気雑音が多い	LED照明器具等、FM帯に電気雑音を生じうる機器も出てきており、受信障害が新たに発生

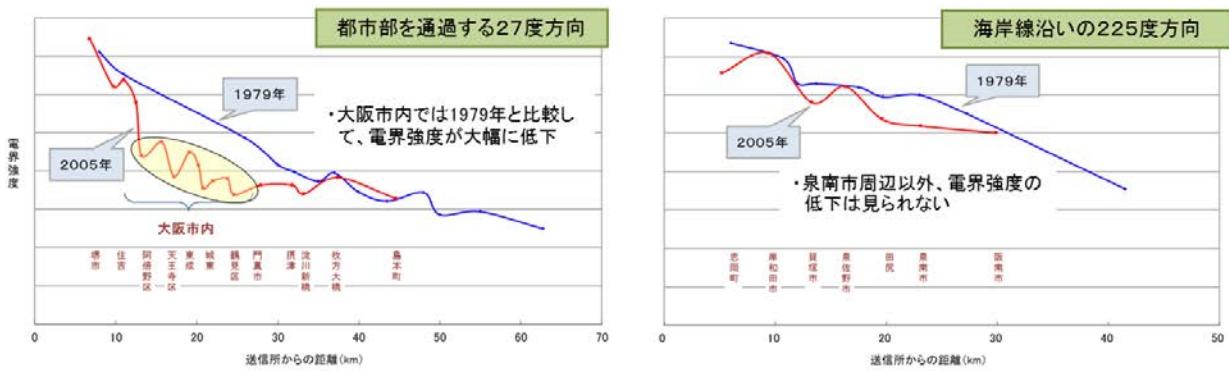
FMを利用することも選択肢となる（現在も外国波混信の対策として利用が可能）

新たな対応が必要

※ 特殊加工をしない通常の窓ガラス

¹³ 第3回検討会における日本放送協会発表資料より。

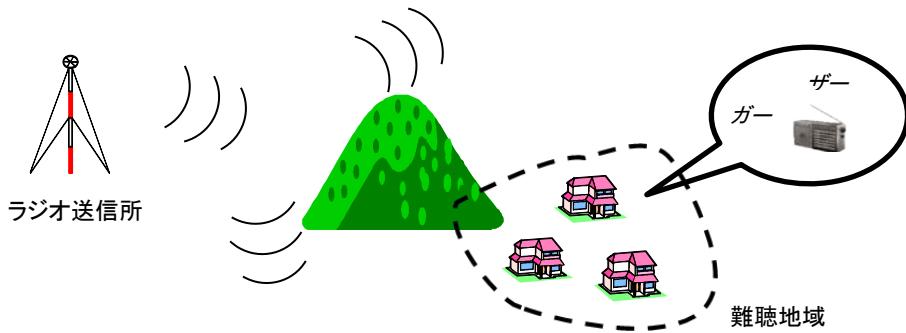
図2-3 AMラジオの都市減衰調査¹⁴



【地理的・地形的難聴】

ラジオの周波数は、地表波が山岳等を越える際に減衰するため、受信に必要な電界強度が確保できず、送信点と受信点の間に山がある場合、良好な受信が困難となる（地理的・地形的難聴）。

図2-4 送信点と受信点の間に山がある場合の難聴イメージ

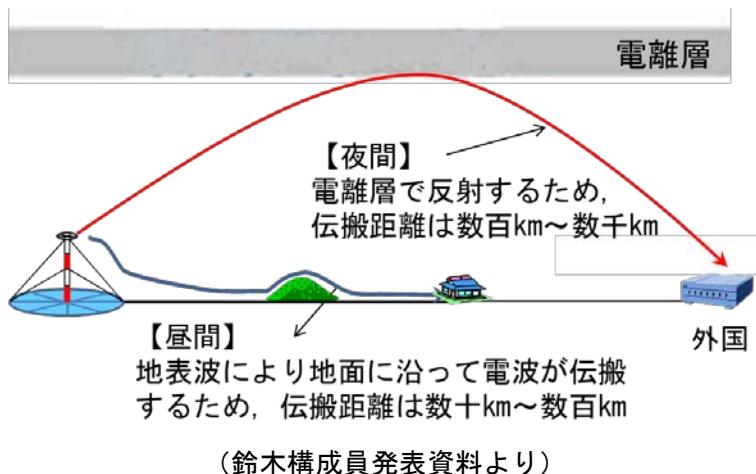


【外国波混信による難聴】

中波は、昼間は地表に沿って伝搬し、長距離を伝搬しないが、夜間は電離層の反射により長距離を伝搬するため、外国波が日本に到達することにより混信が発生し、良好な受信が困難となる（外国波混信）。

¹⁴ 測定者：毎日放送、時期：平成17年1～3月、場所：大阪府全域と兵庫県の一部

図2-5 AMラジオの電波伝搬



これらの難聴への対策として、強靭化調査の結果によれば、「電話やメールによる受信相談、訪問対応の実施」、「IPサイマルラジオ（radiko、らじる★らじる）の他メディアとの連携による放送の補完」、「送信所の移転や新たな中継局の設置、アンテナの高所化」、「AMラジオのFM波による放送の補完（外国波混信対策の実施）」などが行われているが、難聴の抜本的解決には至っていない。

このような状況においては、新たな設備投資による経営の圧迫や、難聴が常態化していることによるリスナーのラジオ離れなどが課題となっている。また、災害時に、難聴地域の住民へ必要な情報が届かないおそれも懸念される。なお、この点について、民間放送事業者から「地上波以外の伝送路を使った対策は一定の効果は上げているが、やはり地上波の問題は、災害時に輻輳がなく一斉同報できる地上波で解決すべき」との指摘がなされている¹⁵。

④ 災害情報の高速化・高度化

【災害放送の高速化】

「緊急警報放送（EWS）」¹⁶は、津波警報や大規模地震の警戒宣言が発せられた場合等に、これらの情報を迅速かつ確実に伝達するため、警報音とともに受信機を自動的に起動させる信号を放送するものである。テレビ事業者における対応はある程度進んでいるが、ラジオ事業者における対応は、緊急警報信号発生装置の生産終了などにより、テレビ事業者と比較すると限定的である。

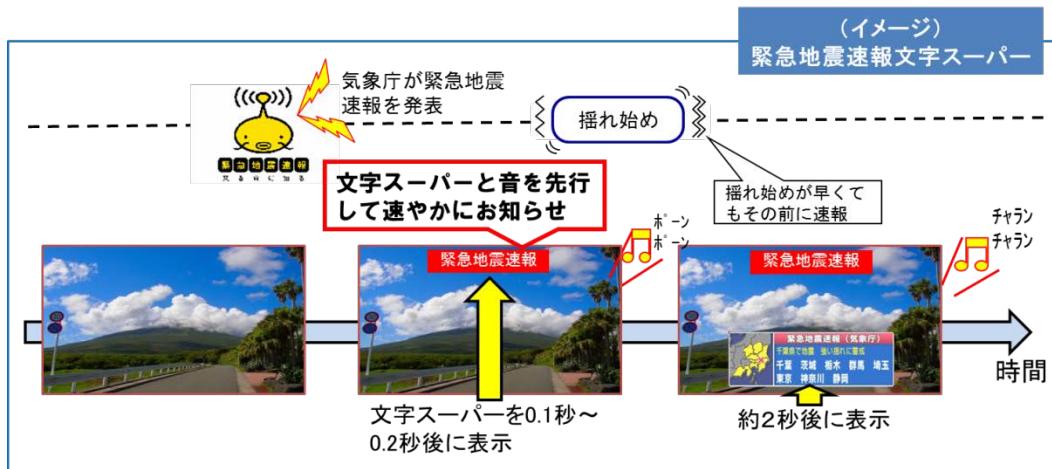
¹⁵ 第3回検討会における民間放送事業者等発表資料より

¹⁶ 昭和60年に運用が開始。強靭化調査の結果によれば、テレビ107社（全128社）、ラジオ17社（全101社）が対応済。

また、放送事業者は、気象庁が発した「緊急地震速報」¹⁷を受信した際に、その情報を自動的に放送している。テレビ・ラジオ事業者ともに対応がある程度進んでいる状況である。

テレビ放送において、緊急地震速報を遅延なく表示するため文字スーパーと音を先行して放送する手法¹⁸については、テレビ事業者において順次対応が進んでいるが、全社が対応するまでにはなお時間要するものと考えられる。

図2-6 緊急地震速報文字スーパーイメージ



災害発生時には、緊急情報を広く、確実かつ速やかに伝達することが重要である。携帯電話によるエリアメール等も普及しているが、多層な情報伝達経路を確保する観点から、放送事業者における対応の促進やメーカーによる対応受信機の普及への取組が有効と考えられる。

一般的に、ラジオ受信機はテレビ受信機と比べ、「停電時でも電池で動作する」、「避難時に持ち運び可能」等といった特徴がある。またラジオ受信機は、比較的操作方法が簡単なものも多い。このように、災害発時の情報入手源としてラジオ受信機が果たす役割は大きいものと考えられる。なお、緊急警報放送による自動起動に対応したラジオ受信機は、近年新たなメーカーからも販売が開始されており、また、ラジオで放送される緊急地震速報のチャイム音を検出することで、緊急警報放送に加えて、緊急地震速報を受信した際にも自動起動するラジオ受信機の販売が増加している。このような受信機は、行政機関や学校等においても導入実績がある。

¹⁷ 緊急地震速報は、地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせる情報であり、平成19年に本運用が開始。強制化調査の結果によれば、テレビ126社（全128社）、ラジオ82社（全101社）が対応済。

¹⁸ テレビ57社（全128社）が対応済。（強制化調査結果）

このような状況を踏まえれば、放送において緊急情報を速やかに伝える観点から、緊急警報放送や緊急地震速報への一層の対応が有効であると考えられる。

【災害放送の高度化】

「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送の充実に関する研究会報告書」¹⁹における「視聴覚障害者向け放送充実に向けての提言」として、以下の記述がある。

緊急・災害時に情報を正確に知ることは非常に重要であり、とりわけ聴覚障害者への情報保障として、字幕放送の充実が望まれている。緊急時における字幕放送の実施には、要員の面やコスト面に大きな課題があるが、東日本大震災においては、1.5.2²⁰で記載したように、各放送事業者は、積極的な取り組みを行っており、今後も緊急・災害時において、できる限りの字幕放送を実施することが望まれる。(中略) ローカル局は、在京キー局に比べてその経営規模が小さく、字幕放送設備の準備や字幕オペレーターの確保がより困難な状況にある。そのような中、1.2.1²¹で記載したように共同出資による字幕制作会社の設立や事前原稿テイク方式によるリアルタイム字幕の付与などの取り組みも行われはじめており、このような取り組みが広がることが期待される。ローカル局においては、現行指針に掲げる「できる限り目標に近づく」ために、生放送を含めた自社制作番組へもできる限り多く字幕を付与することが望まれている。

このように、災害時に、障害者が情報発表を知り、状況の判断や意思決定をして安全に行動できるよう、障害者に配慮した放送が望まれている。また、高齢者がよく理解できて、余裕を持って対応ができるような災害放送も期待される。

なお、地上テレビジョン放送のデジタル化に伴い、既存のラジオ受信機でテレビ音声聴取ができなくなっていたが、視覚障害をお持ちの方々がテレビ音声（ワンセグ放送）を聞けるためのラジオ受信機²²が数社から販売されている。

(2) 地域密着型情報ネットワーク

① コミュニティ放送

「コミュニティ放送」は、地域の活性化等に寄与することを目的として、超短波（FM）放送により市区町村の一部の区域において、地域の話題や行政、観光、交通等の地域に密着したきめ細かな情報等を提供する地域メディアであ

¹⁹ 総務省「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送の充実に関する研究会」
(平成24年5月公表)

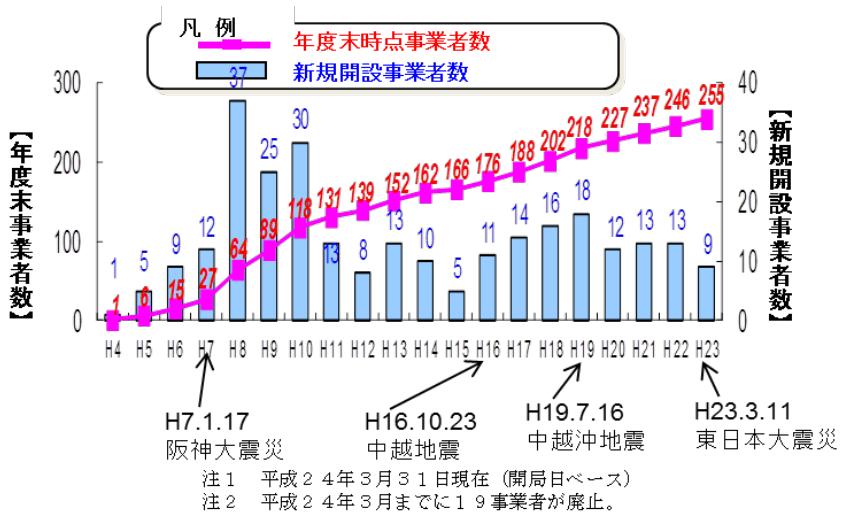
²⁰ 上記報告書P20参照

²¹ 上記報告書P8参照

²² 音声ガイダンス機能やEWS受信機能が付いている機種もある。

る²³。

表2－2 コミュニティ放送局の開設状況



コミュニティ放送の放送区域は一の市町村の一部の区域とされており、当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接する場合は、その区域を併せて放送区域とすることができる²⁴。放送区域は、概ね半径5～15km程度で、県域FMと同様に市販のFMラジオで聞くことが可能である。

コミュニティ放送局の免許申請は、公募による申請受付とされている広域・県域ラジオ局とは異なり、申請者自身が空き周波数を見つけて先に申請した者を先に審査する先願主義が採用されている。

また、コミュニティ放送局は、地域の需要に応える小規模な放送局と位置付けられているため、県域放送免許と比較し、免許手続が大幅に緩和されており、その結果、申請から免許までの期間が大幅に短縮可能となっている。

※岩手県一関市「FM Asmo」

農協の有線放送が相次いで廃止となり、防災無線（マスト）では市全域にきめ細かな情報伝達ができない状況下、情報伝達手段としてラジオへの期待がふくらんでいた。このような中、東日本大震災の経験により、住民への緊急情報の迅速かつ確実な提供にラジオが有効に機能することが再認識されたこと、また、FM放送から生まれるコミュニケーションが地域活性化の起爆剤として期

²³ 平成4年1月に制度化され、平成25年3月末現在46都道府県で268局が開局。このうち、202局がJCB日本コミュニティ放送協会の加盟社。

²⁴ 「放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）別表第五号（注）九」により制定。

待されたことを受け、コミュニティFM局の早期開局の機運が大きく高まり、約1年間の準備期間を経て、平成24年4月29日に開局した。施設は、一関市が約3億5千万円をかけて、放送局舎や中継局（7局所）等を整備した。放送局の運営は、地域活動に積極的に取り組んでいる若手企業経営者などが中心になり、市民の出資者を募り、「一関コミュニティFM放送株式会社」が運営している。平成25年6月末には、一関市全域²⁵をカバーする予定。

（防災ラジオとしての位置づけ）

地域住民が安全・安心な生活を送る上で、放送、特にラジオが果たすべき役割を認識し、平常時には、市政情報等の行政情報や地域の生活情報を発信している。また、防災ラジオとして活用するため、市内全世帯と全事業所²⁶に、一関コミュニティFM放送1波のみを受信するラジオを無償配布²⁷した。

図2－7 一関市のFM専用ラジオ（市内事業所製造）



※伊豆市コミュニティ放送

かつては農協が運営していた有線放送が、確実に地域情報を伝える唯一の手段であったが、同放送が廃止されたため、コミュニティ放送局を開設することとし、平成25年5月に予備免許を受けた。

コミュニティ放送局の開局により、30年以内の発生確率が88%と言われている東海沖地震発生時における情報提供体制が一層充実することとなる。また、伊豆市への観光客は年間300万人であり、これらの方々はNHK等全国情報の広域情報を必要とするとともに、地域住民への地域情報の提供ツールが整い、多層な情報提供体制が構築されることとなる。

²⁵ 1, 256 km²

²⁶ 市内全世帯：約46,000戸、全事業所：約3,300か所

²⁷ 事業費約5億円、購入台数58,000台（ラジオは地元企業が企画、設計、製造）

以上のように、コミュニティ放送は、住民へのきめ細やかな地域情報の提供という重要な役割を担っているが、東京23区では平成9年9月に、大阪市及びその周辺では平成10年4月に、当該地域においては、開局の申請があっても、当面周波数が選定できない状態である旨が宣言（周波数逼迫宣言）されている。

このように都市部では周波数の逼迫により新たな開局が困難な状況であり、コミュニティ放送の更なる充実を図るために、新たな周波数の確保が課題となっている。

表2-3 コミュニティ放送局の開局相談が寄せられた市町村数

地方	市区町村数 (A)	コミュニティ放送局がある市区町村数 (B)	割合(%) (B/A)	コミュニティ放送局の開局相談が寄せられた市町村数 (C)	割合(%) (C/A)
北海道	188	26	13.8%	8	4.3%
東北地方 (青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島)	231	31	13.4%	14	6.1%
関東地方 (栃木、茨木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨)	383	46	12.0%	44	11.5%
信越地方 (長野、新潟)	114	17	14.9%	6	5.3%
北陸地方 (富山、石川、福井)	51	13	25.5%	5	9.8%
東海地方 (静岡、愛知、岐阜、三重)	183	26	14.2%	8	4.4%
近畿地方 (滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、兵庫)	245	36	14.7%	20	8.2%
中国地方 (鳥取、島根、岡山、広島、山口)	117	21	17.9%	5	4.3%
四国地方 (徳島、香川、愛媛、高知)	95	6	6.3%	10	10.5%
九州地方 (福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島)	249	24	13.7%	15	6.0%
沖縄県	41	16	39.0%	3	7.3%
合計	1,897	272	14.3%	138	7.3%

(注1) 「市区町村数」については、特別区、政令指定都市の区は1としてカウント。

(注2) 総務省調べ。平成19年度～平成24年度の5年間で各総合通信局等に開局相談が寄せられた市区町村数

(注3) コミュニティ放送局は、平成25年4月1日現在の数。

② 臨時災害放送局

第1章②で述べたとおり、東日本大震災に際しては、住民への災害情報等の提供手段として計28市町が臨時災害放送局を開局した。

この点、コミュニティ放送から移行した局とは異なり、新規に開設した局は、

コミュニティ放送局や県域ラジオ局の協力があったものの、スタジオや送信所の場所、送信機器、人材や経費等を新たに確保する必要があったことから、開設までに相当の期間を要した。

このように、早期開設に向けて、ノウハウの不足や機材の不足等が課題となっている。

なお、ノウハウの共有や機器調達の円滑化については、東北総合通信局管内における「特定非営利活動法人東日本地域放送支援機構」の設立及び「臨時災害放送局開設等の手引き」の策定²⁸、信越総合通信局管内における「防災・減災のための放送利用行動計画連絡会」の設立、「防災・減災のための放送・ネット利用行動計画」の策定及び当該計画に基づく臨時災害放送局の速やかな開局のための体制構築といった取組がなされている。今後、各地域において、こうした事例を参考に取組が進展していくことが望まれる。

表2－4 東日本大震災における臨時災害放送局の開設時期

	3日以内	1週間以内	20日以内	それ以降	合計
コミュニティ放送から移行した局	4市	3市	1市	1市	9市
新規に開設した局	0市町	2市	7市町	10市町	19市町

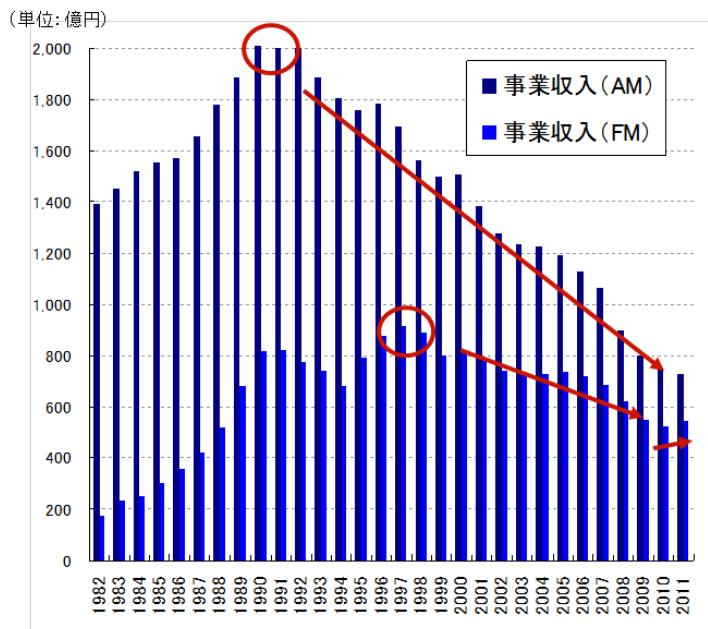
2. 民間ラジオ事業者の経営

① 民間ラジオ事業者の経営状況

ラジオ事業収入の推移を見ると、AMラジオに関しては、平成2年をピークに、その後一貫して減収傾向にある。FMラジオについては、平成23年は、前年度と比較して增收となったが、平成9年頃をピークに減少傾向が続いている。

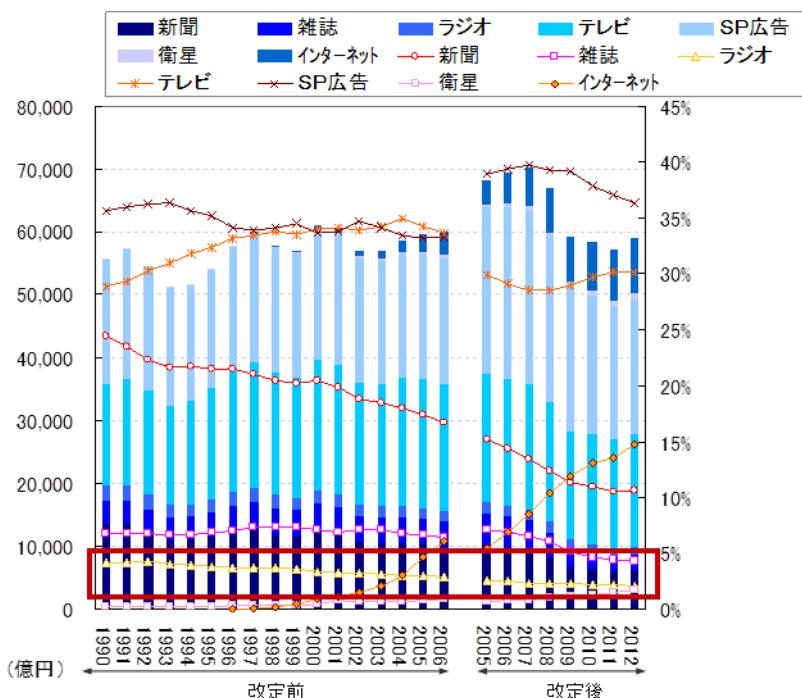
²⁸ 特定非営利活動法人東日本地域放送支援機構「今後に備えて 臨時災害放送局開設等の手引き～東日本大震災の経験を活かすために～」(平成24年10月発行)

表2-5 ラジオ事業収支の推移（AM/FM）



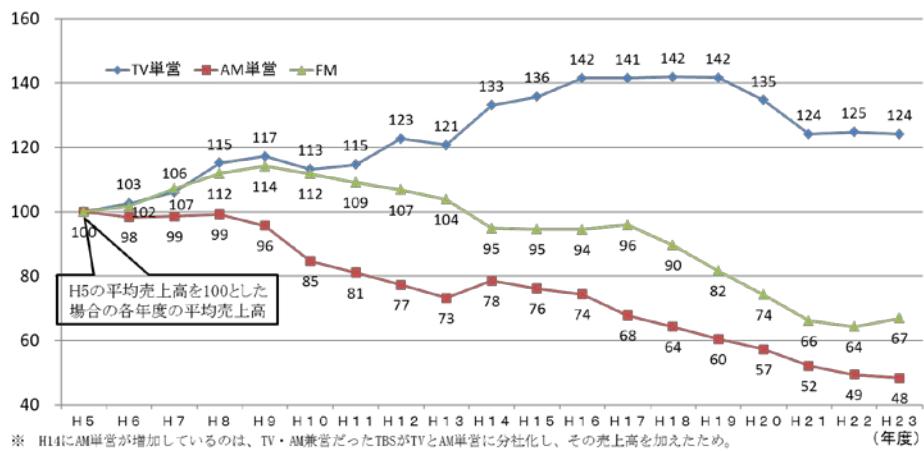
また、平成24年度における日本の広告費総額は、東日本大震災の反動増もあり、前年比約1,800億円増の約5兆9,000億円となっている。一方、平成24年のラジオ広告市場（AM/FM）は、前年比約1億円減の1,246億円だった。下げ止まり感があるという見方もあるが、平成13年から12期前年割れが続いている。

表2-6 媒体広告費の推移



ラジオ事業者の売上高について、AM単営事業者は平成6年度から、FM事業者は平成10年度から減少傾向にあり、平成23年度には、AM単営事業者は平成5年度の約5割、FM事業者は約7割の規模まで売上高が減少している。

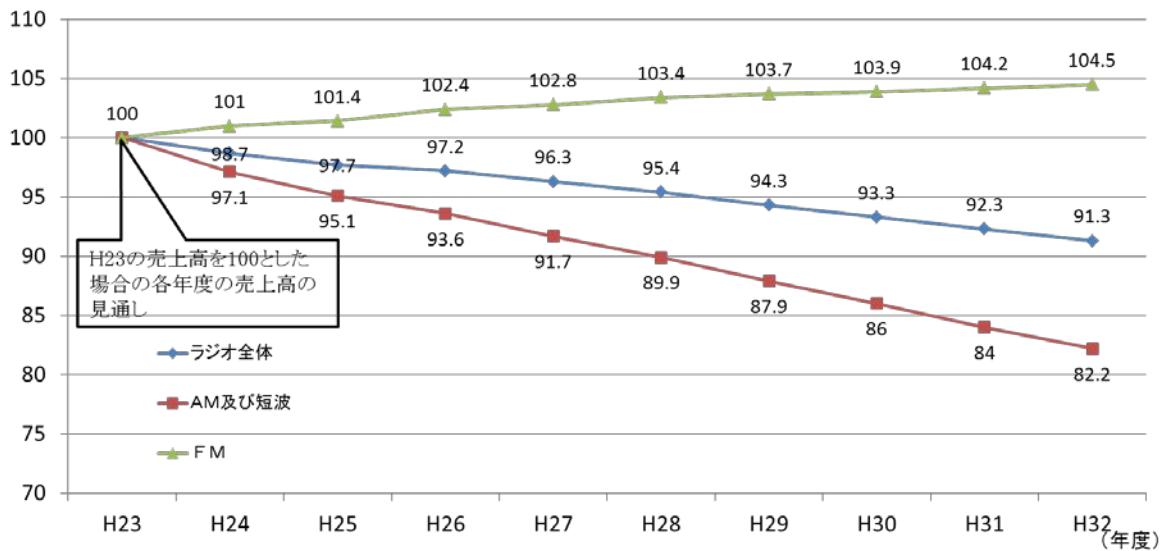
表2－7 一社当たりの売上高の推移



将来的な見通しについて、日本民間放送連盟研究所による民間ラジオ事業者の売上高の予測²⁹では、AM及び短波放送事業者では、平成32年度まで年平均約2.2%減、FMは年平均約0.8%増となり、ラジオ全体では、年平均約0.9%減となる見込みである。

²⁹ 日本民間放送連盟研究所「経営四季報2012冬号」

表2－8 民間ラジオ事業者の売上高の今後の見通し



② 民間ラジオ事業者の経営状況改善に向けた取組

①のように、民間ラジオ事業者を取り巻く経営環境は厳しい。本検討会は、この点について以下のとおり指摘があった。

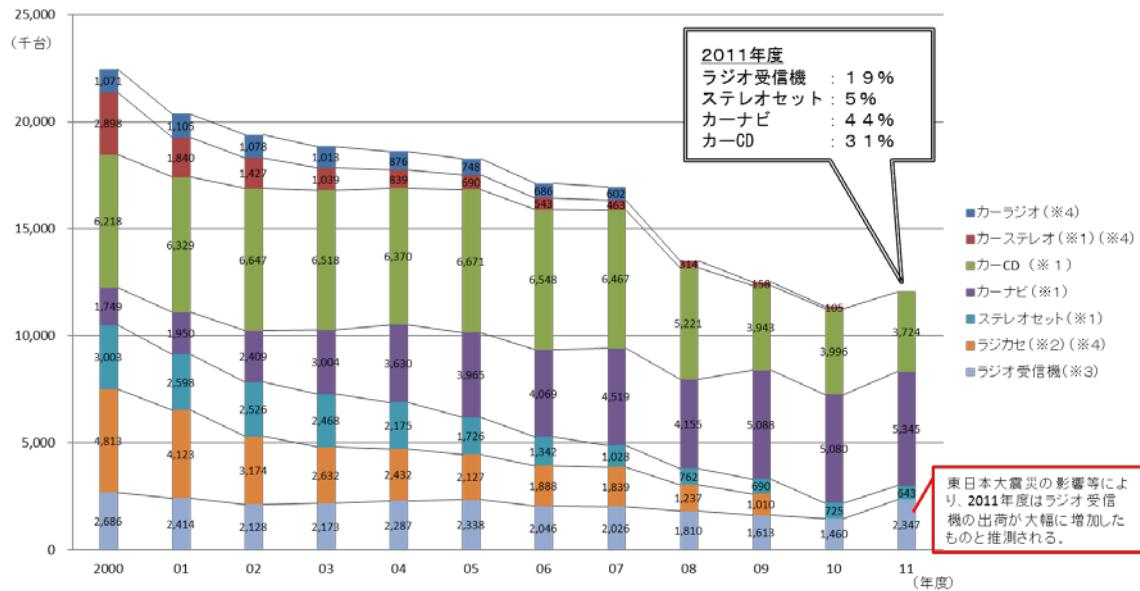
(経営を取り巻く環境の変化)

- ・情報のデジタル化により、「機器（デバイス）、伝送路、情報の種類」の縛りが崩壊。その結果、テレビ、パソコン、携帯、タブレットなどのそれぞれのビジネスモデルの融合が進展。
- ・流通情報量（トラフィック）の急増により、消費者は「情報の海」におぼれている状況。シチュエーション・媒体特性に合わせた情報取得の容易さが、消費者の価値尺度になっている。
- ・ラジオ受信機の総数は約2億台³⁰。毎年の国内出荷台数の推移をみても、年々出荷台数が減少しているのが現状³¹。

³⁰ 一般ラジオ：約1億3千万台、カーラジオ：約7千万台

³¹ 機器の多様化には、国内出荷台数に未反映である点に留意

表2-9 ラジオ受信機の国内出荷台数の推移



※1 ラジオ機能のないタイプのものも一部含まれている。

※2 ラジカセのCD機能の付いたものとMD機能の付いたものを含む。

※3 ラジオ機能のみの受信機

※4 カーラジオ（07年度まで）、カーステレオ（10年度まで）、ラジカセ（10年度まで）は、調査が終了

（事業者の経営体力の強化）

経営の安定のためには、民間ラジオ事業者の経営体力を向上させる必要があり、そのためには、聴取率向上に向けた取組、聴取者がどのような番組を望んでいるか（マーケティング調査）、イベント事業やコンテンツ販売事業など放送外収入の強化などを実施する必要があるとされた。

日本民間放送連盟においては、全国の民間ラジオ事業者全100局でラジオの価値を社会に訴求する“ラジオ再価値化プロジェクト”を開始しており、特別番組の編成や既存の番組を活用して、様々な取組を展開する予定としている。また、民間ラジオ事業者においては、コンテンツの充実や若者の取り込み、高齢化社会への対応、ネット連動など、時代に即したコンテンツの多様化・質的向上と制作力・発進力の強化に取り組んでいる。さらに、日本民間放送連盟とNHKで、一昨年から「NHK・民放連共同ラジオキャンペーン」を実施しており、聴取者層の拡大を図っている。

このような取組の他に、事業の再編も経営の安定のための有効な手段である。地上放送事業者の再編に関する制度は、①認定放送持株会社の導入（平成19年度）、②いわゆるハード・ソフト分離制度の導入（平成22年度）、③ラジオ事業者の4者までの合併等の許容（同年度）等、順次整備されてきており、これに応じる形で、ラジオに関する事業再編が次のとおり行われてきた。

ア ラジオ部門の分社化 【TBSラジオ&コミュニケーションズ（平成13年10月）】

- ・ テレビとAMラジオを兼営する（株）東京放送から、ラジオ制作等子会社の（株）TBSラジオ&コミュニケーションズがAMラジオ局の免許人の地位を承継。

同様事例：（株）STVラジオ（平成17年10月）、（株）CBCラジオ（平成25年4月）

イ 認定放送持株会社制度の活用 【（株）TBSラジオ&コミュニケーションズ（平成21年4月1日）】

- ・ （株）東京放送の認定放送持株会社移行（（株）東京放送ホールディングスに商号変更）により、認定放送持株会社の子会社に移行。

同様事例：（株）ニッポン放送（平成20年10月1日）

ウ ハード・ソフト分離 【（株）茨城放送・（株）IBS（平成23年7月20日）】

- ・ AMラジオを行う（株）茨城放送が、（株）IBSに対し事業の一部譲渡を行い、同社が（株）茨城放送のAMラジオ局の免許人の地位を承継。（地上基幹放送の業務を行ういわゆるソフト事業（（株）茨城放送）と、基幹放送局の運用を行ういわゆるハード事業（（株）IBS）に分離）

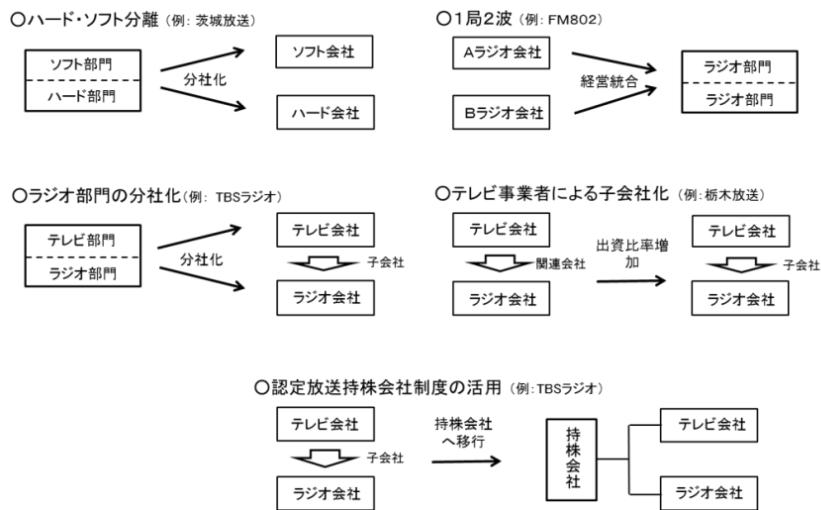
エ 1局2波 【（株）FM802（平成24年4月）】

- ・ FMラジオを行う（株）FM802が、FMラジオ（外国語放送）を行う関西インターメディア（株）から放送事業の譲渡を受け、同社のFM放送局の免許人の地位を承継。

オ テレビ事業者による子会社化 【（株）栃木放送（平成24年3月）】

- ・ AMラジオを行う（株）栃木放送の株式を、テレビ放送を行う（株）とちぎテレビが取得し、子会社化。

図2-8 最近のラジオに関する事業再編の例



③ 産活法の活用

生産性向上に向けた再編、設備投資など、我が国の企業の前に向けた取組を支援するために措置された「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法³²」(以下「産活法」という。)においては、事業者が作成した各事業計画³³について、後述の指針に基づき主務大臣の認定を受けることにより、税制、金融、会社法の特例等³⁴の優遇措置を受けることが可能となる。事業再構築計画は、もっとも使用される産活法の計画パターンであり、主にグループ内の再編を行って、企業全体の生産性の向上を図ることを内容とするものである。放送分野においても、認定放送持株会社制への移行の際等において、事業再構築計画の認定を受けた事例³⁵が見受けられる。

この産活法においては、生産性の向上が特に必要な分野等について、主務大臣の認定の基準となる「事業分野別指針」を定めることが可能とされている。例えば、建設業、小売業、情報サービス業等においては、事業分野別指針が定められており³⁶、「生産性向上の方向性」等として企業連携や事業統合等に言及し、事業者の自主的な取組を後押ししている事例がある。放送分野においては

³² 平成11年法律第131号

³³ 事業再構築計画、経営資源再活用計画、経営資源融合計画等

³⁴ 優遇措置の具体例：登録免許税の軽減、計画の実施に必要な資金の融資、完全子会社化手続に関する特例等

³⁵ 平成17年 フジテレビジョン、ニッポン放送、平成19年 スカイパーエクト・コミュニケーションズ、J SATなど、平成22年度 テレビ東京、BSジャパンなど、平成24年 日本テレビ放送網など。

³⁶ 現在、建設業（国土交通省）、小売業（厚生労働省、農林水産省、経済産業省）、ゲームソフトウェア業、情報サービス業、研究開発サービス業（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）、プラントエンジニアリング業、商社業、自動車（新車）販売業、プラントメンテナンス業、造船業（国土交通省）、鉄鋼産業の計11分野において定められている。(())内は所管省名。未記載は全て経済産業省単独。)

こうした産活法の「事業分野別指針」は定められていない。

このように、ラジオについては、送信ネットワークの強靭化とともに、経営面における強靭化を図ることが大きな課題となっている。

3. 自治体と放送事業者の連携

災害情報、市政情報、観光情報といった自治体情報のラジオによる提供など、地域情報の充実に向けて、これまでにもラジオ放送事業者と自治体の連携が図られてきた。

① 自治体による市政情報、観光情報等の提供

各自治体においては、市政情報、観光情報等の住民に対する提供ツールのひとつとして、民間県域ラジオを活用している。強靭化調査の結果によれば、自治体からの出稿を受けている民間ラジオ事業者³⁷は99社中94社にのぼる。都道府県だけではなく、市町村においても、県内全体に対するPRのツールとして、県域放送を活用している事例もある。

(栃木放送の取組例)

栃木放送（AM）と栃木県が連携し、栃木県及び栃木県警の情報番組を週21本（105分）放送。宇都宮市、足利市、佐野市、那須烏山市、鹿沼市の情報番組を週7本（80分）放送。

活用事例の中には、中継局から、親局と同じ番組だけではなく、週に数回、中継局のカバーエリア内にある特定の自治体の情報番組を放送し、地域情報の充実に取り組んでいる事例もある。強靭化調査の結果によれば、中継局単位で親局とは異なる番組を放送している16社（43局）のうち、4社（13局）は自治体からの出稿を受けた番組を放送している。こうした取組は、特にコミュニティ放送がないような地域では大きな意義を有すると考えられる。

(長崎放送の例)

長崎放送（AM）の放送対象地域は長崎県及び佐賀県。佐賀放送局から、1週間のうち約35時間は親局と異なる番組を放送しており、そのうち約2時間30分は佐賀県庁や市町の情報番組を放送。

³⁷ 都道府県からの出稿：91社（一社あたり1,223万円）、市区町村からの出稿：88社（一社あたり1,159万円）

② ラジオの難聴解消への自治体による協力

ラジオ難聴の解消に向けて、中継局の整備等に自治体がラジオ事業者に協力している事例もある。強制化調査の結果によれば、自治体の協力を得て整備・維持しているラジオ中継局は46社、117局にのぼる。協力の内容としては、国庫補助を活用した中継局整備への支援、中継局の土地、局舎、鉄塔等の無償貸与、中継局の維持に係る固定資産税の減免、免除、中継局の補修経費の一部負担等が行われている。これにより、災害情報等の地域情報の提供手段が確保されている。

(北海道放送及びSTVラジオの例)

関係する自治体が事業主体となり、平成6年度には「遠軽中継局」、平成10年度には「遠別中継局」について国庫補助³⁸を活用して整備し、その後の維持費も関係自治体が負担。

③ 災害放送の実施に関する連携

災害放送の実施については、災害関連情報の自治体からの提供のみならず、災害対策基本法³⁹に基づく自治体による指定地方公共機関の指定、それにに基づく災害放送に関する協定等の締結が行われているなど、自治体と放送事業者の連携がなされている。

さらに、コミュニティ放送については、災害時の情報提供手段として自治体に活用されている事例が多数あり、災害放送に関する協定等に費用負担に関する条項を盛り込んだり、自治体等による緊急割込装置の運用を導入したり⁴⁰など、災害時における確実な情報提供の確保を図っている事例も多数ある。

(災害情報発信に関する一関市の取組)

・コミュニティFMの活用

【臨時災害放送局開設】

東日本大震災のような大規模災害が発生し、災害対策本部を設置したときは、既存のコミュニティ放送事業者から、放送主体を市へ移し、臨時災

³⁸ 「民放中波ラジオ放送受信障害解消施設整備事業」平成4～17年度まで

・補助率：1/3～1/4

・実績：30中継局

³⁹ 昭和36年法律第223号

⁴⁰ 災害対策基本法に基づく協定の有無：協定あり 84%、なしまたは未確認 16%、緊急割込装置の有無：設置あり 66%、設置なしまたは未確認 34%（総務省「コミュニティ放送局調査結果」（平成24年10月）より）

害放送局を開設し、市役所から災害、防災情報の放送を実施。

【割込放送】

7:00～ 20:00 ラジオパーソナリティが番組の合間に、市役所からの依頼により、災害、防災情報を放送。

20:00～翌 7:00 市役所職員が、割込放送システムを起動して、災害、防災情報を放送。

【自動起動放送】

平常時は通常放送が流れるが、非常時にはスイッチを自動起動させ、緊急告知放送を最大音量で放送。

起動例：市民の生命が危険にさらされた時（地震や洪水などの大規模災害時）。Jアラート（全国瞬時警報システム）と連動した自動起動も整備予定。

また、自治体が開設する臨時災害放送局について、県域ラジオ放送事業者やコミュニティ放送事業者から、機器の貸与や開設方法、運営方法の助言等の協力がなされた事例もある。

自治体との連携は、大半のコミュニティ放送事業者との間で相当程度行われているが、県域ラジオ事業者との間では、今後さらに進展する余地がある。強靭化調査の結果によれば、「自治体との間の災害放送に関する協定における取決め」について、「費用負担についての取決めあり」とした県域ラジオ事業者は5社、「緊急割込放送についての取決めあり」とした社は5社にとどまっている。地域情報の充実に向けては、今後、さらに自治体による県域ラジオ事業者への出稿や、自治体と県域ラジオ事業者との災害放送の協定等の締結、県域ラジオとコミュニティ放送の更なる連携などを促進していくことが課題である。

（県域ラジオとコミュニティ放送の連携）

「みやぎラジオプロジェクト」

平成14年にラジオの持つ価値を改めて地域に訴求する事を目的に当時の9局（NHK、TBCラジオ、エフエム仙台、FMいづみ、ラジオ3、ラジオ石巻、bay wave、FMいわぬま、FMじょんぱ）で発足。その後毎年、共同制作番組、防災特別番組、防災キャンペーンを展開している。

（ラジオとライフライン各社との連携）

「ラジオライフラインネットワーク」

1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災を契機に、NHKラジオ、

TBSラジオ、文化放送、ニッポン放送、ラジオ日本、T-FM、J-WAVEの在京ラジオ7局と、東京都水道局、東京電力、東京ガス、NTT東日本、NTTドコモのライフライン5社が、日頃から連携を深め、災害時に円滑に被災状況を報道するために組織したネットワーク。もっとも被災者の情報ニーズが高いライフライン情報（ライフラインの被災、復旧など）を放送7社の全電波へ直接ライフライン各社より放送する。

4. ラジオと他メディアとの連携

ラジオと他メディアとの連携を行うことは、①難聴対策等においてラジオネットワークを補完する点で、また、②聴取層の拡大や国民生活へのラジオの一層の浸透や定着を通じてラジオ事業の経営の強靭化を図る点で、大きな意義を有する。現在では、ラジオのIPサイマル配信について、例えば次の取組が行われている。

【radiko】

平成22年3月に、実用化試験配信を開始した。開始当日は、全局合わせて延べ104万回の聴取を記録した。アンケートによれば、「電波が入りにくいラジオ局の放送が聴けるようになった」とした人が約61%⁴¹いるなど、ラジオ放送を補完する役割も果たしていると言える。

【らじる★らじる】

総務大臣の認可を受けて、平成23年9月から配信開始。当初、ラジオ第1（関東広域）、ラジオ第2（全国）、FM（東京都域）において番組提供。平成25年5月27日から、一部の地域放送番組（近畿広域等）を追加。

このように、ラジオとインターネットの連携は進展しているが、今後は、その他のメディアとの更なる連携を進めることが課題となっている。

⁴¹ 株式会社radiko「第6回radiko.jpユーザー調査結果」（平成25年2月）

第3章 海外の状況

本検討会においては、海外におけるラジオの状況について米国及び英国に関する発表が行われるなど、以下のとおり検討が進められた。

① 米国の状況

(概要)

米国では、1920年にウエスティングハウス社によるピットバーグKDKA局がラジオ放送を開始しており、これが世界で最初のラジオ放送である。1934年にはCommunication Actが制定され、連邦通信委員会(FCC)が設置された。当該国における放送政策の基本理念は「競争による多様性の確保」及び「商業放送主導の発展」である。

(ラジオ市場の現状)

ラジオ総局数は11,305局⁴²であり、2012年のラジオ広告収入は14,205百万ドルである。また、ラジオ局所有者数は2002年において3,408者おり、日本と比較し、非常に多チャンネルな状況である。

(規制緩和・撤廃の経緯)

1996年にCommunication Actの大幅な見直しが行われた。その結果、ラジオの規制について、大幅な緩和が実施された。全国でのラジオ局の複数所有に関する規制は撤廃された。同一市場における複数所有については、例えば、45以上のラジオ局があるラジオ市場においては、8局までのラジオ局に対して認識可能な権益⁴³を持つことができるなど、大幅な緩和が実施された。

⁴² AMラジオ局：4,745局、FMラジオ局：6,580局

⁴³ 「認識可能な権益」とは、支配の基準を指す。例えば投資会社等が放送局の20%以上の株式を所有している場合、認識可能な権益を持つ等。詳細はFCC規則73.3555 Note 2に規定されている。

表3－1 規制緩和・撤廃の経緯

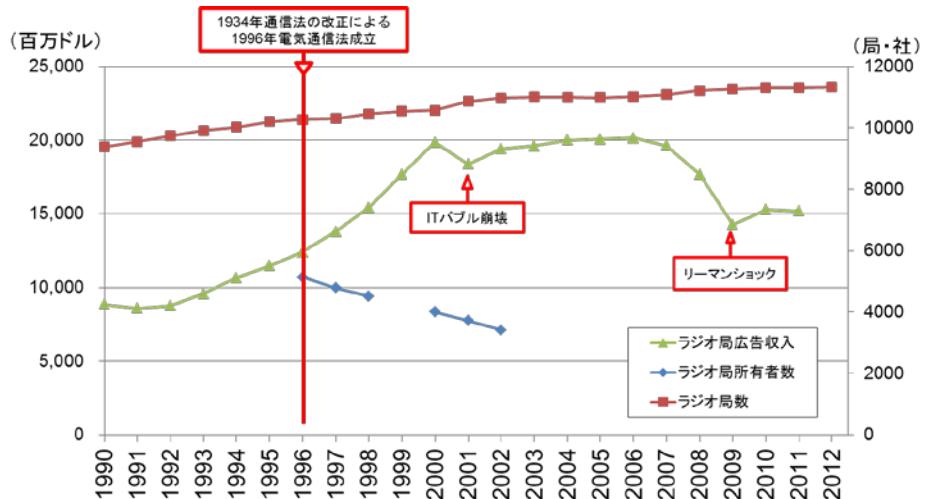
同一市場での複数所有	<ul style="list-style-type: none"> ・1941年 一市場1局まで ・1988年 緩和(一市場FM1局、AM1局まで) ・1992年 緩和(市場規模に応じて最大FM3局、 AM3局まで) ・1996年 大幅緩和(現行規定)
全国でのラジオ所有	<ul style="list-style-type: none"> ・1954年 全国FM7局、AM7局まで ・1984年 緩和(全国FM12局、AM12局まで) ・1994年 緩和(全国FM20局、AM20局まで) ・1996年 完全撤廃
クロスメディア所有	<ul style="list-style-type: none"> ・1970年 テレビとラジオのクロス所有を禁止 ・1974年 新聞と放送局のクロス所有を禁止 ・1989年 テレビとラジオのクロス所有規制緩和(FCC判断により一部適用除外) ・1996年 テレビとラジオのクロス所有規制緩和(FCC判断により一部適用除外) ・1996年 テレビとラジオのクロス所有規制緩和 (テレビを所有するものがラジオを最大6局まで所有可能) ・1999年 テレビとラジオのクロス所有規制緩和(現行規定)

(規制緩和等を受けたラジオ市場の変化)

大手企業によるラジオ局の買収が進み、地域ごとに細分化されていた従来の市場構造から、少数の大手企業による集約型市場構造へシフトした。

広告収入は1996年より前から2000年にかけて業界全体で増加したが、ITバブルの崩壊時やリーマンショックの際には、全体の景気と連動するように、ラジオ局の広告収入の低下が見られた。このことより、規制緩和の影響が市場に与える影響よりも、景気の影響が大きいと推察される。ラジオ局数も1996年の規制緩和以前から緩やかな増加傾向にあり、規制緩和等による影響は小さいと推測される。

表3－2 ラジオの局数・広告収入・所有者数の推移



(参考) ラジオ局数:FCC, Broadcast Station Totals in an Excel spreadsheet (<http://transition.fcc.gov/mb/audio/newsite/datafiles/BroadcastStationTotals.xls>)
 ラジオ所有者数:FCC, Review of the Radio Industry,2001 (<http://transition.fcc.gov/mb/policy/docs/radio01.pdf>)
 FCC, Radio Industry Review 2002: Trends in Ownership, Format, and Finance
 (<http://www.fcc.gov/working-papers/radio-industry-review-2002-trends-ownership-format-and-finance>)
 広告収入:Radio Advertising Beaureau, Annual Revenue (<http://www.rab.com/public/pr/rev-pr.cfm?section=press>)

一方で、規制緩和後の大手企業のラジオ局買収により、市場における寡占化が進展した。例えば、所有無線局数でみると、2004年には、積極的に買収を行っていたクリアチャンネル社の所有無線局数（1,189局）が全商業ラジオ局（10,992局）の10%を占めるに至った。また、1996年時点における事業収入では、規制緩和前に上位25社の収入が全収入の46%を占めるにすぎなかつたが、規制緩和後の2002年には、上位25社で全収入の80%を占め、うちクリアチャンネル社等の上位2社でその過半数を占めるに至った。

このような市場の寡占化の進展により、提供される番組の全国画一化、番組内容の質の低下や支配力の濫用などの弊害も見られるようになつた旨の指摘もあり、ラジオ事業者の多様化、提供する番組の多様化などについて、米国内でしばしば議論になっているところである。

② 英国の状況

(概要)

英国では、1922年イギリス放送会社（BBC）が設立され、ラジオ放送を開始した。その後、放送の在り方を巡る国内での議論を経て、1927年に、国王の特許状に基づく現在のBBCを設立した。1972年に「ラジオ放送法」が設立され、翌1973年に初の商業ローカルラジオ局（LBC）が開局、1992年には、全国ネットワークの商業ラジオ「Classic FM」が開局した。

このように、英国では、公共放送が放送サービスを牽引するという考え方で放送が発展してきた。

(ラジオ市場の現状)

2011年における状況は、ラジオ総局数は460局⁴⁴であり、ラジオ広告収入は4.56億ポンドである。また、Global Radio、Bauer Radio の上位2社が大きなシェアを占めている状況である。

(規制緩和・撤廃の状況)

1996年から段階的に規制緩和を実施しており、2003年の通信法による規制緩和時には、所有規制について、全国規模は撤廃され、地方においては、潜在聴取者シェアの制限⁴⁵のみとなった。さらに、2011年の改正により、ラジオの所有規制を原則撤廃した。

表3－3 英国メディア所有規制に係る緩和・撤廃等の経緯

種別	1990－1996年	1996年－2003年				2003年－2011年	2011年－
		同一地域	3局まで	潜在聴取者シェアの制限（15%上限）	潜在聴取者シェアの制限（シェア55%上限）		
地方	アナログ 20局まで (95年から35局まで)	同一地域 異なる地域	3局まで 制限なし		潜在聴取者シェアの制限 (シェア55%上限)	国務大臣による介入（※2）	
	デジタル (注1)		数の制限なし		制限なし	制限なし	
全国	アナログ 1まで		1まで	潜在聴取者シェアの制限（15%上限）	潜在聴取者シェアの制限（シェア55%上限）	制限なし	国務大臣による介入（※2）
	デジタル (注1)		1まで			制限なし	制限なし
クロスメディア		ラジオも対象	ラジオも対象			ラジオも対象	ラジオは対象外

2003年改正は、「私企業に、より広範な投資機会を与える、規模の経済を実現させる」(DCMS) 経済効率性向上を目指した制度改正

(※1) マルチプレックスを除く

(※2) 国務大臣による介入が認められる場合：安全保障上の問題が懸念される場合や、メディアの多様性が損なわれる恐れがある場合

(規制緩和等を受けたラジオ市場の変化)

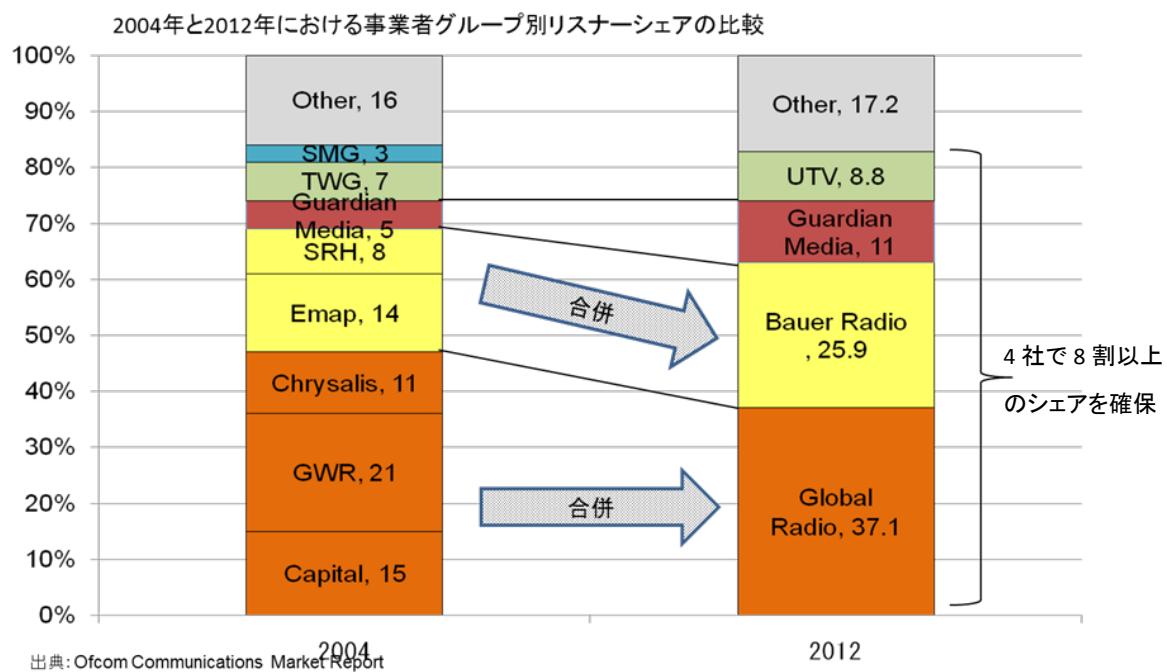
2004年以降、ラジオ事業者間の合併・買収が行われ、系列化が進展した。その結果、リスナーシェアはGlobal 及び Bauer の2大グループで半数以上、上位4社により8割を占めるに至った⁴⁶。

⁴⁴ アナログAM局：55局、アナログFM局：229局、デジタルDAB局：176局

⁴⁵ シェア55%が上限

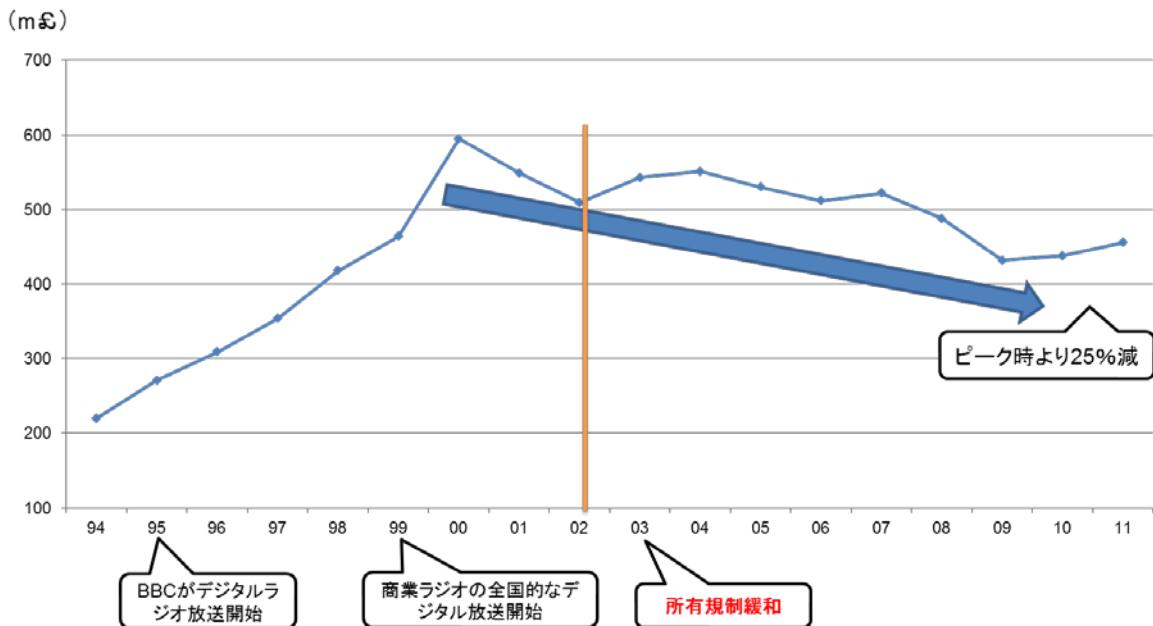
⁴⁶ 2012年6月にはGlobal radio がGuardian Media を買収し、さらに寡占化が進展。

表3－4 グループ系列による寡占化の進展



2009年のラジオ業界レポートによれば、全ローカル局の約半数が赤字、ラジオの市場規模は所有規制緩和前の2000年に比べ、2011年の段階で25%減少するなど、所有規制緩和は売り上げ拡大につながらなかったものと推測される。

表3－5 商業ラジオの市場規模の推移



③ 考察

米国においては、広告モデルが中心となってラジオが形成されており、一方、英国においては、B B Cによる公共放送が中心となってラジオを牽引しているが、近年になって、商業放送についても規制緩和によって在り方の整理がなされてきた。このような中で、米国では、しばしば、市場開放による寡占化が進展し、放送の商業面とパブリック性の担保という観点からの議論が行われている。また、米国、英国の例においても、大規模な規制緩和が直ちにラジオ市場の規模拡大に結びつかなかったと言える。

注意すべきは、両国のケースについて、日本にそのまま当てはまるものではない。

④ AMラジオ放送施設のインフラ輸出

AMラジオ送信機はインフラとして、世界各国へ輸出されている⁴⁷。AMラジオ送信機は海外で30年近く使用されていることもあり、相手国との長期的な関係を築き、息長く輸出できる技術として、今後も継続していくことが必要であり、また、国内のAMラジオ局へ長期的に安定した供給や、海外輸出の継続のためにも、技術承継が重要である。

⁴⁷ 1934年に初の輸出。以降、41か国・地域へ多数の輸出実績（第4回N E C発表資料より）

第4章 提言

前章までに見てきたとおり、放送は、インターネット等の通信とは異なり、輻輳による情報伝達の途絶が無く、かつ即時性、説得性が高い特性から、災害時における地域住民の生命・財産の安全確保に関する情報の提供手段として、極めて重要な役割を担っている。特に消費電力が少なく電池のみで受信機が長時間稼働するラジオ放送は、停電時においても情報入手が可能なメディアとして、東日本大震災においてその高い有用性が改めて認識された。(第1章参照)

一方で、ラジオ放送については、地理的要因、電子機器の普及や建物の堅牢化等による新たな難聴、送信所の防災や老朽化、加えて、バックアップ設備の導入や災害放送の高度化・高速化の必要性、広告収入の減少等厳しい経営環境等、様々な課題に直面している。(第2章参照)

こうした中で、放送が、今後とも、平時の生活情報や災害発生時の被災情報、避難情報といった国民に必要な情報を適切に提供し続けるようにするために、国、放送事業者、その他関係者は、放送ネットワークの強靭化に関する次の取組を早急に行うことが必要である。

1 放送ネットワークの強靭化

(1) 難聴対策、災害対策としての送信ネットワークの強靭化

災害時において、被災情報、避難情報といった生命・財産の安全確保に必要な情報が適切に提供されるよう、難聴対策、災害対策として、周波数状況等を踏まえ、送信ネットワークの強靭化を推進する必要がある。

① 難聴対策、災害対策としてのラジオ送信所の整備

ラジオ放送事業者における難聴対策や災害対策としての送信所(中継局等)の整備を推進すべきである。

その際には、AMラジオ放送について、現在は外国波混信対策に限定されているFM波の利用を、難聴対策や災害対策にも利用可能とすることが適当である⁴⁸。

ただし、AMラジオ放送が使用している周波数は、海外にも広く伝搬するため、周波数の確保には外国主管庁との国際調整が必要とされており、ひと

⁴⁸ 基幹放送用周波数使用計画(昭和63年総務省告示第661号)により、AM放送の外国波混信対策のためのFM波による補完的な中継局の設置が認められている。また、平成4年度から平成17年度の間、民放AMラジオの難聴地域におけるAM中継局の整備に対し、国庫補助制度が措置されていた(民放中波ラジオ放送受信障害解消施設整備事業)。

たび放送をやめた後にその周波数で再開することは容易ではなく、また、我が国で使用周波数が減少すると外国から到来する不要なAM波が増加する可能性も高まる。このため、FM波による中継局の整備に伴い、AM局を廃止することについては、国際権益確保の観点から、慎重な検討が必要である。

難聴対策、災害対策として整備するFM波による中継局に用いる周波数については、まずは、現在FMラジオ放送で使用している帯域（76.1MHz～89.9MHz）を利用可能とすることが適当である。

また、アナログテレビ放送の1chから3chで使用されていた、デジタル放送に利用される予定のV-Low帯（90MHz～108MHz、現在のFM帯域に隣接）の一部の周波数についても、マルチメディア放送の新規参入やコミュニティ放送の新規開局に十分な配慮をした上で、併せて、難聴対策や災害対策の必要性を勘案し、AM放送やFM放送においても利用可能とすることが適当である。

【参考】「V-Lowマルチメディア放送に関する検討結果について」（平成25年3月21日付け民放連報道発表）（抜粋）

「～V-Lowマルチメディア放送への参入を目指すラジオ社がある一方で、AM放送の難聴解消などを目的としてFM放送の活用を希望するラジオ社があるので、これらの意向を踏まえ、双方が両立する制度整備などを求めていくこととする～」

② 災害対策としてのバックアップ設備の整備

首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が近い将来発生する可能性が指摘されていること等から、東日本大震災の経験を踏まえ、ラジオ放送事業者、テレビ放送事業者における予備電源設備や予備送信設備等のバックアップ設備の整備を推進する必要がある。

③ 災害放送の高速化・高度化

災害情報を迅速・確実に伝えるため、緊急地震速報や緊急警報放送への対応のさらなる充実に向けたラジオ放送事業者、テレビ放送事業者における自主的な取組を促すべきである。

また、テレビ放送における視聴覚障害者向け放送については、総務省が「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」を作成し、大規模災害等緊急時放送への字幕付与も含め、字幕放送、解説放送等の普及目標等を定めている。

災害放送の実施に当たっては、当該指針も踏まえ、障害を持たれている方にも十分配慮することが必要である。

④ 整備の方向性

ラジオ送信所の整備、バックアップ設備の整備、災害放送の高速化・高度化といった放送ネットワークの強靭化は、放送事業者の自主的な取組により行われることが望ましいが、この場合、放送事業者間においてその取組の内容や時期等に差異が生じる可能性もある。

国は、真に必要な難聴対策や災害対策を着実に推進するため、送信所の整備やバックアップ設備の整備等に向けた方向性を明らかにすることが求められる。

(2) 地域密着型情報ネットワークの構築推進

県内全体を対象とする情報提供については県域放送が大きな役割を果たしている一方、地域に根差したきめ細かな情報の提供主体として、原則、市町村を放送対象地域とするコミュニティ放送が大きな役割を果たしている。また、災害時に設けられる臨時災害放送局においてもきめ細かな災害情報の提供が行われている。

災害情報をはじめとする地域情報の充実を図るために、こうした地域密着型情報ネットワークの構築を推進する必要がある。

① コミュニティ放送の普及促進

災害放送をはじめとする地域情報のさらなる充実を図るために、市町村に密着したコミュニティ放送の一層の普及を図るべきである。

そのために、現在周波数が逼迫していることからコミュニティ放送局の新たな開局が困難である旨を公表している東京23区、大阪市等を含め、周波数逼迫地域等において、コミュニティ放送用の新たな周波数を確保することが必要である。

② 臨時災害放送局の開設の円滑化

災害時におけるきめ細かな情報提供手段として、東日本大震災に際しては、計28市町が臨時災害放送局を開局したが、新規に開局した局は、スタジオや送信所の場所、機器や人材等の確保を新たに行う必要があり、開設までに相当の期間を要した。

このため、災害時に際し、自治体による臨時災害放送局の開設が円滑に行われるよう、平時から、機材調達方法の検討やノウハウの共有化等を進めることが必要である。

2 経営基盤の強靭化

平成23年度の民間AM放送事業者（単営社）の1社当たりの売上高が平成5

年度の約5割の規模まで減少しているなど、民間ラジオ放送事業を取り巻く経営環境は極めて厳しい。災害時において、被害情報や避難情報等が今後も引き続き適切に提供されるようになるためには、インフラ面における強靭化とともに、事業者の個々の経営基盤の強靭化が適切に行われることが必要であり、ラジオ放送の活性化に向けた事業者の主体的な取組が求められる。

(1) 産活法「事業分野別指針」の策定

生産性の向上に向けた事業再編、設備投資など、我が国の企業の前向きな取組を支援するために措置された産活法（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法）においては、事業再構築計画の認定を受けた事業者に、登録免許税の軽減措置等、税制、金融、会社法上の優遇措置が適用される。

産活法上の認定基準である「事業分野別指針」を放送分野でも策定することにより、分社化、持株会社化等による主体的な事業再構築を後押しするための環境整備を行うべきである⁴⁹。

(2) 放送対象地域の統合の検討

県域放送事業者については、一定の条件の下に合併等を行うことが可能とされているが、隣接する放送対象地域における県域放送事業者同士が合併したとしても、それぞれの放送対象地域向けの番組を個別に設けることが求められることとなる。

民間ラジオ放送に関する厳しい経営環境を考えると、より一層の経営の効率化を可能とする制度的な対応も考えられるが、この場合でも地域住民が聴取できる番組（波）の数は原則減少させないことが求められる。

⁴⁹ 民間地上基幹放送分野における「事業分野別指針」には、他の分野における策定例を参考として「現状認識」、「事業分野別指針の策定の必要性」、「民間地上基幹放送業における生産性向上に関する方向性」、「その他の配慮事項」といった項目を記載することとし、「生産性向上に関する方向性」については、以下のような内容を盛り込むことが考えられる。

- ① 災害放送等の公共的役割を担う放送事業の健全な発達のため、視聴者保護の維持・向上、放送の地域性・多元性・多様性の確保、ネットワーク維持に配慮しつつ、中核事業であるテレビ放送事業、ラジオ放送事業を強化しつつ事業再構築を進める。
 - ア ハード・ソフト分離制度、認定放送持株会社制度等を活用した分社化、合併、子会社化、持株会社化等の事業再編
 - イ 放送番組の共同制作・共同利用等の緩やかな連携等
 - ② 地上テレビ放送、B S放送、C S放送、AMラジオ放送、FMラジオ放送といったメディアを超えた連携、キー局、ローカル局といった地域ごとの連携等を通じ、以下のような生産性の向上等を実現。
 - ア コンテンツ価値の最大化、コンテンツ制作力の強化、インターネット等への進出による収益最大化
 - イ 経営効率の向上、経営資源の効率的配分による戦略分野への集中的配分、新規事業への挑戦
 - ウ 適正なガバナンス体制の構築による意思決定の迅速化、事業執行の機動性向上

このため、民間ラジオ放送事業者から要望があった場合は、地元の自治体や視聴者との関係で問題が無いなど一定の要件を満たしていることを前提に、隣接する放送対象地域の統合を可能とすることを検討することが適当である。

(3) 新たな制度整備の検討着手

経営の合理化等に早期かつ積極的に取り組もうとする放送事業者が、放送の地域性、多元性等を適切に確保しつつ、事業再編をより柔軟かつ円滑に行うことが可能となるよう、新たな制度整備の検討に着手することが必要である。その検討は、現在マスメディア集中排除原則等の放送制度について検討を進めている「放送政策に関する調査研究会」において行うことも考えられる。

3 自治体との連携強化

災害情報、市政情報、観光情報といった自治体情報のラジオ放送による提供、災害対策基本法に基づく指定地方公共機関としての指定、災害放送に関する自治体との協定等の締結、ラジオ中継局整備に対する自治体支援、放送番組に対する自治体からの出稿、自治体が開設する臨時災害放送局に対する県域ラジオ放送事業者やコミュニティ放送事業者による協力など、地域情報の充実に向けて、ラジオ放送事業者と自治体の連携が従来から行われてきた。

上記1の「放送ネットワークの強靭化」に掲げる各施策、特にラジオ放送局の整備や地域密着型情報ネットワークの構築を適切に進めるため、また、上記2の「経営基盤の強靭化」に掲げる各施策を適切に推進するため、番組編集の自由を前提として、こうしたラジオ放送事業者と自治体との連携をさらに強化する必要がある。

(1) ラジオによる自治体情報提供の推進

災害時、平時を問わず、ラジオ放送による自治体情報の提供をさらに促進することが求められる。

具体的には、現在、主に都道府県においては県域ラジオ放送により、市町村においてはコミュニティ放送により、その自治体情報等の提供が行われているが、こうした取組を一層推進する必要がある。

また、例えば、コミュニティ放送がない地域においても、市町村が要望する場合に、一定の条件の下で、県域ラジオ放送事業者が、その一部の中継局のみを活用することにより、市町村やNPO等の協力を得て、当該市町村の住民への地域情報等を提供することは、地域社会のニーズに応えるという点で有意義である。

さらに、ラジオによる自治体情報等の提供にあたっては、災害関連の情報をはじめ、地域住民に向けた公共的な情報の伝達に関する共通の情報基盤である

「公共情報コモンズ」⁵⁰を活用していくことが有効であり、こうした取組を一層推進していく必要がある。

(2) 災害放送等に関する連携強化

地域の災害情報の充実等に向けて、例えば、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備、臨時災害放送局の開設の円滑化等、自治体と放送事業者の連携が必要となる事項の検討を進めるため、自治体、放送事業者、総合通信局等の連携を強化する方策を検討することが必要である。

4 新たなアイデアによる事業展開の推進

本検討会においては、上述の施策に加え、新たなアイデアによる事業展開の推進について検討を重ねた。

若年層におけるラジオ離れ、ラジオ受信機の出荷台数の減少傾向など、将来に不安をきたす様々な状況がある中で、ラジオの将来を見据えれば、国民の聴取ニーズやライフスタイルの多様化に応じた一層の利便性の向上を図ることが何よりも重要である。

こうした取組の積重ねが、聴取者層の拡大や事業収入の増加にもつながっていくものと考えられる。

しかしながら、ラジオ放送が置かれている厳しい環境に目を向けたとき、平時・災害時を問わず、ラジオ放送がさらに有用なメディアとして広く親しまれるようにするため、今までの取組にとらわれない新しいアイデアによるラジオ放送の事業展開が強く求められる。

特に、我が国の中核的な音声メディアである県域ラジオ放送については、サービスの「エリアフリー化」（広域展開）の推進と「メッッシュ化」（地域密着性の強化）の推進、具体的には、ラジオと各種メディアとの連携の中で、ラジオコンテンツが、より広域に、ひいては、海外においても聴取できるようにすることや、地域社会に一層密着したコンテンツの提供や難聴、防災といった地域的課題の解決を行っていくことが重要である。また、ラジオ放送の受け手側にも十分な配慮を行う必要がある。本検討会においては、こうした視点にたって、次の施策について検討を行った。これらの施策の多くは、聴取者のニーズを踏まえつつ、まずは、各事業者が自らの判断で取り組むべき事項であるが、関係者において真摯な検討が引き続き行われることが求められる。

⁵⁰ 「公共情報コモンズ」とは、ＩＣＴを活用して、災害時の避難勧告・指示など地域の安心・安全に関するきめ細かな情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供することを実現するもの。

(1) コンテンツ配信の広域展開

① インターネットによる海外を含む、より広範囲のコンテンツ配信

インターネットを用いたコンテンツ配信は、地域や国境の垣根を越えてより多くの地域に配信することに適しており、民間放送事業者によるインターネットを用いたコンテンツ配信は電波法、放送法上特段の規制はない。諸外国でも、インターネットにより国境を越えてラジオ放送番組を配信し、世界中で聴取できる環境になっている。

こうした中、インターネットによるラジオコンテンツ配信の事業性を踏まえつつ、我が国のラジオコンテンツが、より多くのリスナーに聴取されること、加えて、リスナーがアクセスしやすいプラットフォームを構築することは、若者を中心に、将来のラジオファンの拡大の上で極めて有意義である。また、このことが、災害時対応の充実や今後の事業基盤の強化につながっていくものと考えられる。

【参考】

NHKの「らじる★らじる」や民間放送事業者による「radiko」では、ラジオ放送番組をネットで配信している。また、TBSラジオの「OTTAVA（オッターヴァ）」や文化放送の「超！A&G+」など、ラジオ放送番組とは違うコンテンツを配信している事例もある。

② NHKオンデマンドラジオアーカイブスの実現

利用者負担のサービスであり、収支の見込みが立つことが前提となるが、NHKのアーカイブ番組を提供しているNHKオンデマンドにおけるオーディオドラマ等ラジオ放送番組のラインナップの充実。

③ 各種インターネットサイトの活用

動画投稿サイト等へのコンテンツ提供、ソーシャルメディアを利用した番組制作等の拡充。

(2) 地域密着性の強化

① 県域ラジオ放送とコミュニティ放送との連携

災害発生時の情報共有、災害報道における連携、番組制作連携、きめ細かな地域情報の集約と発信等、県域ラジオ放送とコミュニティ放送とのそれぞれの強みを活かした連携の強化。

例えば、地域において現在放送されているラジオ放送番組の内容を県域ラジオ放送とコミュニティ放送でお互いに住民に対して情報提供することがで

きる体制の構築により、災害時において、地域住民がいかなる災害情報がどのメディアから放送されているかを容易に知ることが可能となる。

② ラジオ放送とケーブルテレビとの連携強化

ア ケーブルテレビ業界においても、他メディアや地域と連携したサービスについて議論しているところであるが、災害発生時の情報共有、災害報道における連携、番組制作連携、共同番組の制作、共同イベントの開催等、ラジオ放送事業者とケーブルテレビ事業者の双方における連携の強化。

イ ケーブルテレビ事業者が、ラジオ音声を各家庭にケーブル配信することに加え、配信する途中にギャップフィラー（ケーブルテレビ事業者、自治体等のラジオ放送事業者以外の主体が難聴地域においてラジオ放送の再放送を行う小規模な送信設備）を設置すること等による難聴の解消。

③ ラジオとテレビとの連携強化

ア ラジオ発のコンテンツのマルチユース、テレビコンテンツのラジオ利用、スポーツ中継等の同時又はリレー形式等による放送、共同イベントの開催等。

イ 通信と放送の連携によるいわゆるハイブリッドキャストサービスにおいて、ラジオコンテンツもインターネット経由で利用できるように検討。ハイブリッドキャスト受信機の対応状況に応じて、例えば、スポーツ中継など、テレビと同時にラジオでも生中継しているコンテンツについて、映像・データはテレビのもの、音声はラジオのものを楽しむようなサービスや、ラジオアーカイブとの連携利用など、より多様なサービスを享受できるように検討。

④ 異業種との連携拡充

本年2月、首都圏の民間ラジオ放送事業者10社と一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会は、大規模な地震発生時に、帰宅困難者に対して、コンビニエンスストア等が常備しているラジオにより情報提供を行うための協定を締結。こうした取組の全国展開など、異業種との連携の更なる拡充の推進。

(3) 受け手側の強靭化

放送の強靭化については、送り手側の強靭化とともに、受け手側の強靭化が重要。

① ワンセグによるラジオ放送番組の提供の促進

ア ワンセグ放送を活用したラジオ放送番組の提供について、放送事業者か

ら要望があった場合には、検討に着手。

- イ ラジオ受信機へのワンセグ放送の音声を受信する機能の組み込みやスマートフォン等へのラジオ放送を受信する機能の組み込みを推奨すること等により、受信側における情報入手方法の多様化を促進。

② 受信機の普及

V-Low帯でアナログラジオ放送が行われる場合の対応受信機の普及⁵¹、
公的機関におけるラジオ受信機等の備蓄、非常用ラジオの普及等についての、
関係機関等における自主的な取組の促進。

③ ネット等を通じての番組情報の把握

現在どのような放送が行われているかをネット等を通じて容易に知ること
ができるようになれば、自治体等が災害情報を的確に取得し住民への提供
等を行う上で有意義。

(4) 新たな事業展開についての実証

これらの取組を推進するに当たっては、多岐にわたる関係者との調整等が必要となるケースも想定されることから、個々のラジオ放送事業者が単独で推進するのには限界がある。上記1の「放送ネットワークの強靭化」、上記2の「経営基盤の強靭化」及び上記3の「自治体との連携強化」に記載した各取組を含め、ラジオ放送事業者が事業展開を行いやすい環境を整備する観点から、関係者のコンセンサスが得られたものについて、特定の地域を対象にしてのラジオ強靭化に向けたモデル事業を国も支援する形で実施されることが求められる。

⁵¹ 現在市販されている受信機はV-Low帯（90MHz～108MHz）に対応していない場合が多い。

參考資料

目 次

第1章 災害時を中心とした放送の役割

- ・ AMラジオとFMラジオの特性 ······ p 4
- ・ ラジオの特性（例） ······ p 5
- ・ 東日本大震災時に利用したメディアの評価 ······ p 6
- ・ 東日本大震災時の情報収集手段の変化 ······ p 7

第2章 放送の強靭化に関する現状と課題

1. ラジオネットワーク

- ・ 民間AMラジオ送信所の安全性 ······ p 10
- ・ 民間AMラジオ送信アンテナの問題 ······ p 11
- ・ ラジオ難聴について ······ p 12
- ・ 地上ラジオ放送の受信状況調査の概要 ······ p 15
- ・ 災害放送の高度化・迅速化の例 ······ p 18
- ・ コミュニティ放送普及への課題 ······ p 20
- ・ 東日本大震災に係る臨時災害放送局の開設状況 ······ p 21

2. 民間ラジオ事業者の経営

- ・ ラジオ事業者の概要 ······ p 24
- ・ 民放ラジオ事業者の番組系列 ······ p 25
- ・ 民間ラジオの経営状況 ······ p 26
- ・ マスメディア集中排除原則の概要 ······ p 34
- ・ 最近のラジオに関する事業再編の例 ······ p 35

- ・ 事業者再編の類型 ······ p 38
- ・ 産活法について ······ p 39
- ・ 放送分野における産活法「事業分野指針」の策定について p 41
- ・ 他事業における事業活性化を促す制度の事例 ······ p 42
- ・ 強靭化について ······ p 44
- ・ 国土強靭化に関する動きについて ······ p 45

3. 自治体と放送事業者の連携

- ・ 民間ラジオによる自治体情報の提供 ······ p 48
- ・ 「公共情報コモンズ」の概要 ······ p 49
- ・ ラジオ難聴対策への自治体の協力 ······ p 50
- ・ 災害時におけるコミュニティ放送、臨時災害放送の活用 · p 51
- ・ 災害対策基本法上の指定地方公共機関としての指定状況 · p 52

4. ラジオと他メディアとの連携

- ・ インターネットの利用 ······ p 54

第3章 海外の状況

- ・ 米国のラジオ放送 ······ p 56
- ・ 英国のラジオ放送 ······ p 63
- ・ メーカの観点からのAMラジオ放送設備のインフラ輸出 · p 70

第1章 災害時を中心とした放送の役割

AMラジオとFMラジオの特性

- AMラジオは1局当たりのカバーエリアが広いが、夜間における外国波の混信を受けやすい。FMラジオは1局当たりのカバーエリアが狭いが、雑音が少なく外国波による夜間混信もほとんどない。
- いわゆるソフト側の規律の差異はないが、AMラジオはテレビよりも歴史が古く、ローカル情報も比較的多い。FMラジオは音質の良さから音楽番組に適している。

	AMラジオ(中波放送)	FMラジオ(超短波放送)
周波数	531kHz～1602kHz(中波帯)までの9kHz間隔の周波数	76.1MHz～89.9MHz(超短波帯)までの0.1MHz間隔の周波数
変調方式	振幅変調(AM変調)	周波数変調(FM変調)
特徴	<ul style="list-style-type: none">地形等の影響を受けにくく1局当たりのカバーエリアが広い。国境を越えて長距離伝搬するので、夜間になると外国の電波による混信を受けやすい。中波放送の放送局の設置・移転には、国際調整が必要。 (ローカル番組比率【H20再免許時】:48.4%)	<ul style="list-style-type: none">中波放送よりも1局当たりのカバーエリアが狭い。中波放送よりも雑音に強く、高音質のステレオ放送が可能。中波放送と比べて伝搬距離が短く、外国の電波による夜間の混信がほとんどない。 (ローカル番組比率【H20再免許時】:43.7%)
放送開始時期	<ul style="list-style-type: none">NHK:1925年(大正14年)3月 社団法人東京放送局が放送開始。民放:1951年(昭和26年)9月 中部日本放送及び新日本放送(現毎日放送)が放送開始。	<ul style="list-style-type: none">NHK:1969年(昭和44年)3月 本放送開始。民放:1969年(昭和44年)12月 愛知音楽エフエム放送(現FM愛知)が本放送開始。
制度	<ul style="list-style-type: none">普及義務、番組準則、番組調和原則、番組基準、放送番組審議機関、番組種別の公表、災害放送等いわゆるソフト側の規律については、差異は設けられていない。技術基準、周波数使用計画等いわゆるハード側の規律については、異なる場合がある。	

ラジオの特性（例）

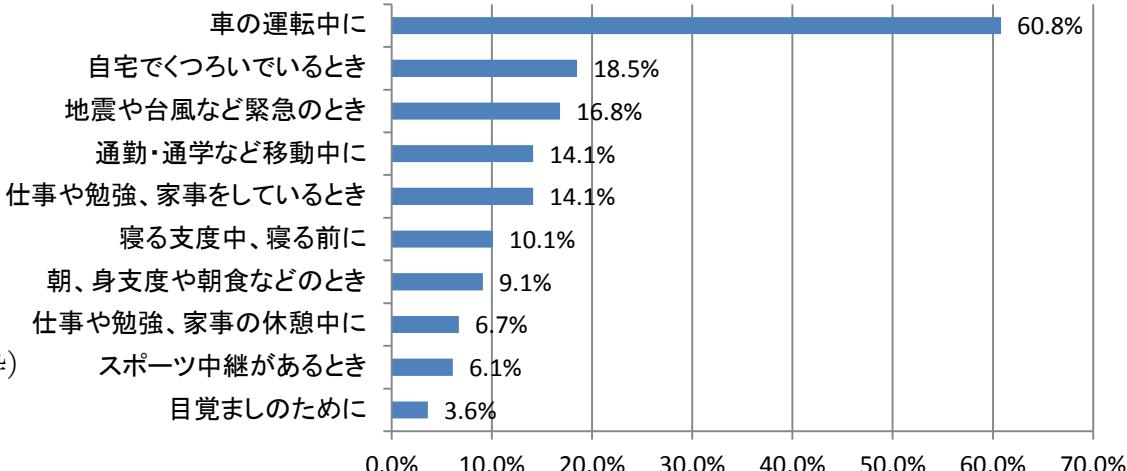
音声メディアとしての手軽さ、確実さ

- ・いわゆる「ながら聴き」スタイルの定着

➢車の運転中、通勤・通学中、仕事・家事中
などが上位を占める。

- ・緊急時の頼れるメディアとして活用

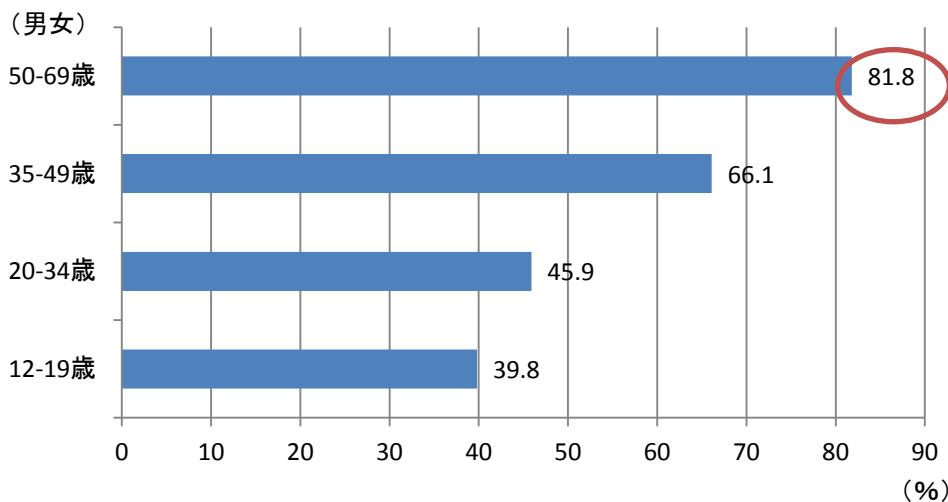
(2011年9月 Life Media 「ラジオに関する調査。」より抜粋)



中高年・シニア世代の情報源

- 一週間に5分以上ラジオを聴取した男女
50～69歳代は約8割

(（株）ビデオリサーチ 首都圏ラジオ個人聴取率調査（2012年12月度）結果)



地域情報の重要な発信源

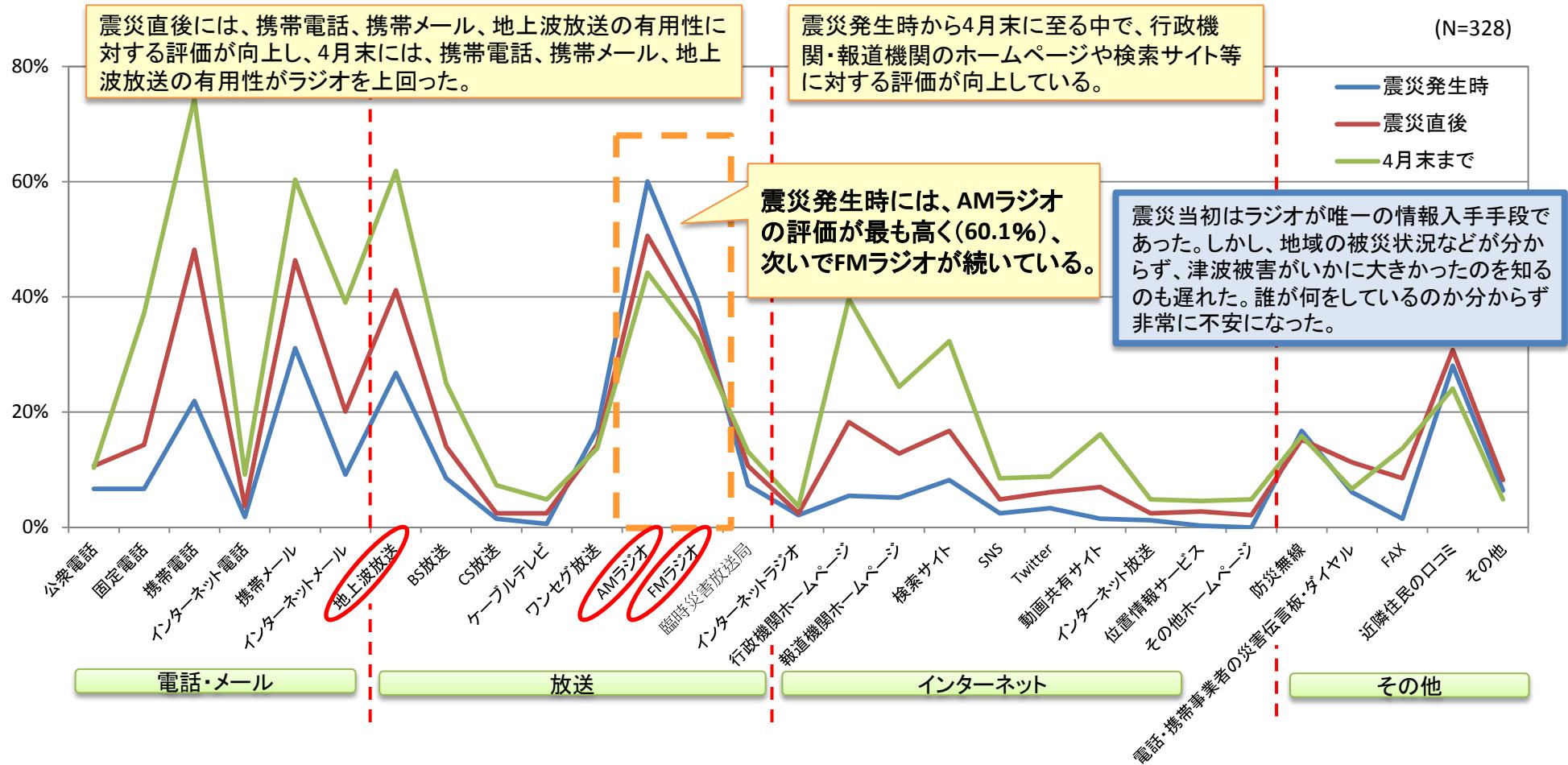
- ・コミュニティFMの普及
- 全都道府県で266局が開局・運用中

(2013年1月末現在 総務省調べ)

東日本大震災時に利用したメディアの評価（フェースシート分析）

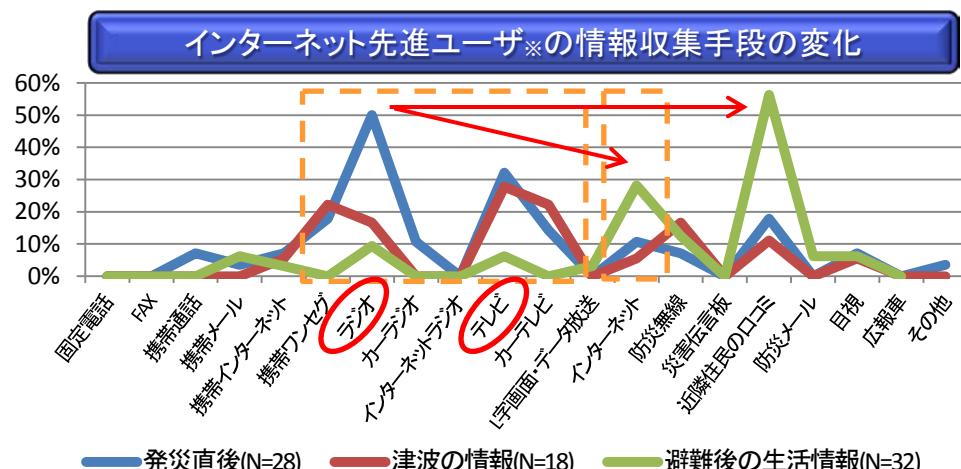
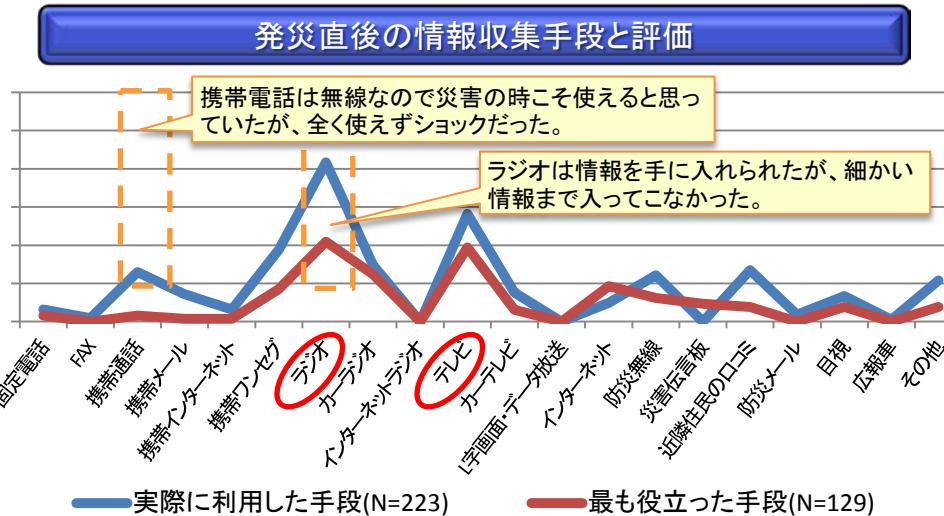
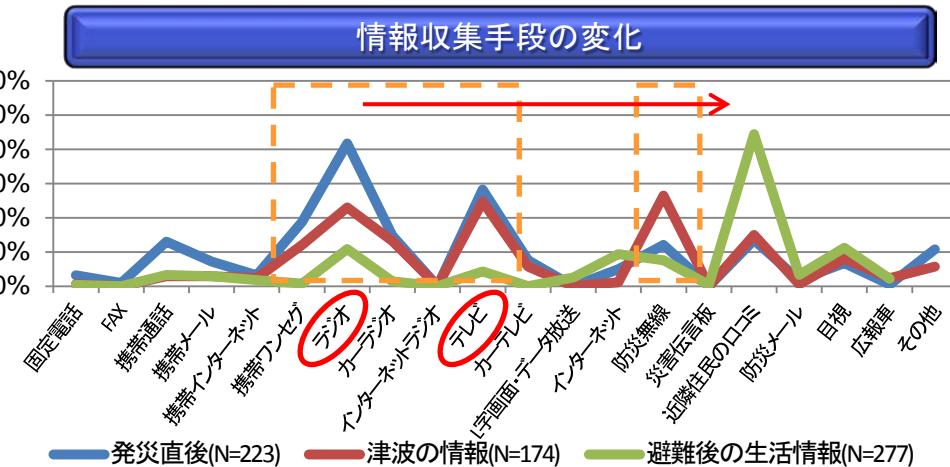
- 震災発生時は即時性の高いラジオが評価され、震災直後には安否確認等を行うため双方向性を有する携帯電話・メールと、映像を伴う地上テレビが評価されている。その後は、地域性の高い情報を収集可能なインターネットの評価が高まっている。

震災時利用メディアの評価



東日本大震災時の情報収集手段の変化（インタビューコメント分析）

- 発災直後や津波情報の収集では、即時性の高い放送型ツールの利用率が高く、特にラジオとテレビは有用性が高い。一方、被災地でのインターネット利用は限定的であるが、先進ユーザの中ではTwitter等を活用して、震災後の生活情報収集の口コミに近い、即時性・地域性の高い情報収集を実現しており、ICTツールの活用の可否による情報格差が示唆される。
- また、発災直後の利用が高かったラジオでも4割強であり、複数の伝達経路による迅速な情報伝達の必要性が示唆される。



ラジオに関する被災者の声

<発災直後>

- ・情報を得るためにカーラジオを聞きに行き、初めて大津波情報が発令しているのを聞いた。
- ・

<震災後>

- ・最も役立ったのはラジオという実感を得た。
- ・携帯ラジオを借りて、地域FMで災害情報、炊き出し、支援物資の配給の場所を知った。

※先進ユーザ: ①フェースシートにおいて、TwitterあるいはSNSを「よく利用する」と回答したユーザ、あるいは②インタビューにおいて震災直後から避難後の生活情報の収集中においてTwitterあるいはSNSを利用したと回答したユーザと定義。

第2章 放送の強制化に関する現状と課題

1. ラジオネットワーク

民間AMラジオ送信所の安全性

- 民間AMラジオの送信所は広大な敷地を必要とするため、概ね平野部に設置されている。
- 海や河川の近くに設置されている場合が多く、こうした送信所は、津波や洪水の被害を受けやすいと考えられる。

1. AMラジオ送信所の立地状況（民間ラジオの親局の例）

海拔	海岸からの距離	海岸沿い	海岸から約10km以内	それ以外	合計
海拔5m未満	4局	3局	4局	11局	
海拔5m以上10m未満	6局	8局	2局	16局	
海拔10m以上20m未満	0局	1局	4局	5局	
海拔20m以上	0局	4局	11局	15局	
合計	10局	16局(※)	21局(※)	47局	

※：「海岸から約10km以内」及び「それ以外」の局であっても、37局中35局は河川の近くに立地。

2. 東日本大震災における被害状況

【東北放送仙台送信所（親局）】（宮城県）

＜海拔2m 海岸から約2.4km＞

- 当時の津波は約3m。
- 局舎を1mかさ上げして設置しており、放送設備は水浸しにならず無事。ただし、フェンス類等の周辺施設は倒壊。
- 津波では停波しなかったが、停電後に予備電源の燃料が尽きて停波。本社屋上の予備送信所により放送継続。

平成23年3月12日撮影



民間AMラジオ送信アンテナの問題

- AMラジオの送信所、特に送信アンテナは大規模であるため更新に多額の費用を要する。また、FMラジオと異なり中波放送では、送信アンテナの大きさが使用する周波数に影響を受けるため、他の事業者との共用が困難であり、1社当たりの負担が大きい。
- さらに、送信アンテナの工事には長期間を要すること等から別の場所に移転して整備する場合、広大な敷地を必要とするため、土地の確保が困難。
- 近年の厳しい経営環境下、送信アンテナの更新は民間AMラジオ事業者にとって大きな負担であり、運用が長期化している状況。

AMラジオ送信所外観（例）

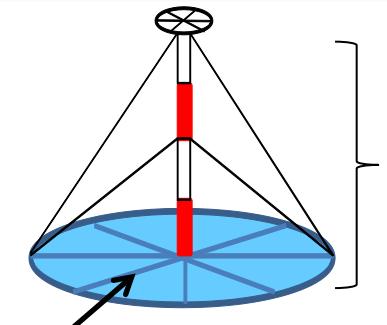


大出力送信所の例
(出力100kW、送信アンテナ高150m。右下の茶色の建物が局舎。)

AMラジオ送信所が大規模となる理由

- AMラジオが使用している中波は波長が長いため、電波を効率よく送信するために大規模な送信アンテナが必要となる。(民放全47社の親局送信所の平均地上高:約110m)
- AMラジオの送信所では、電波を効率よく放射するため、銅線を放射状に埋設している。このラジアルアースは、100m～150m程度の長さが必要となるため、広大な敷地が必要となる。
- 移転して整備した場合
、関東広域局の親局
の100kWクラスだと
、約20億円を要する
との試算例あり(新規
土地取得費、近隣対
策費等を除く。)。

AMラジオ送信アンテナ(イメージ)



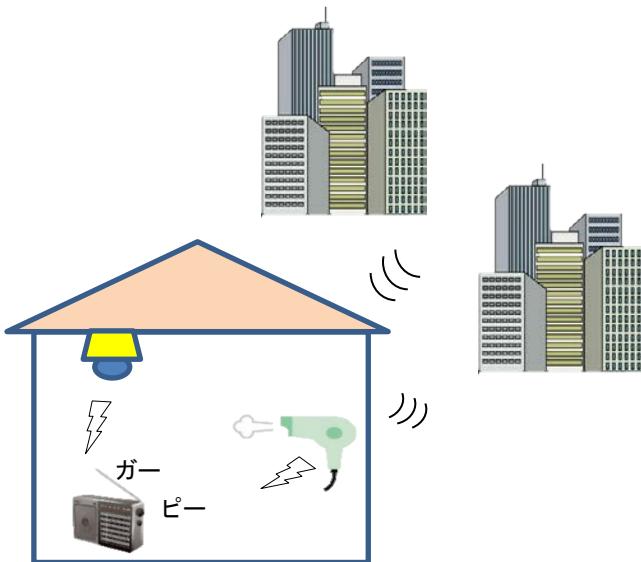
民放親局平均約
110m

ラジオ難聴について① (ラジオ難聴の現状)

- 電子機器等の普及や建造物の構造の変化(高層化・堅牢化)により、都市部においてラジオの難聴が生じている。また、山間部や離島等地理的・地形的な要因による難聴、外国波混信による難聴も依然として存在。
- 特に、AMラジオは、周波数及び伝送方式の特性から外国波による混信を受けやすい。

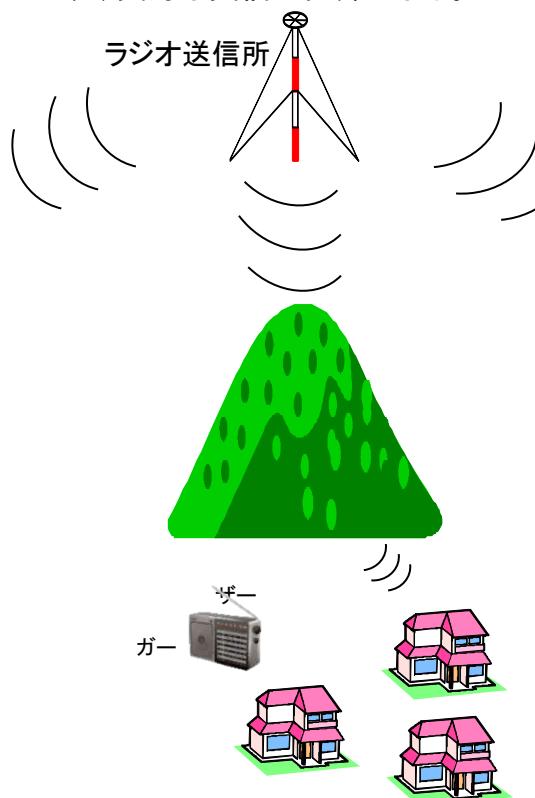
①都市型難聴

ビル等の建築物による遮蔽や、電波を透過しないコンクリート壁による電界低下。電子機器類からの電気雑音の影響により、良好な受信が困難となる。



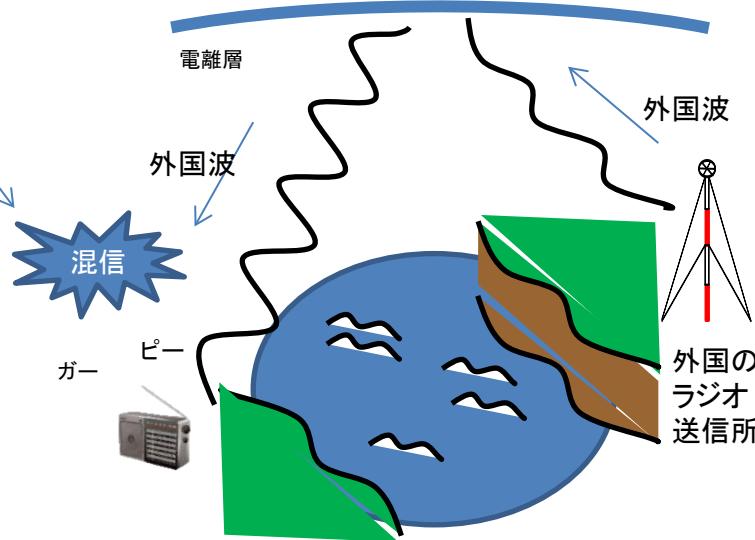
②地理的・地形的難聴

地表波が山岳等を超える際に減衰することで、受信に必要な電界強度が確保できず、良好な受信が困難となる。



③外国波混信による難聴

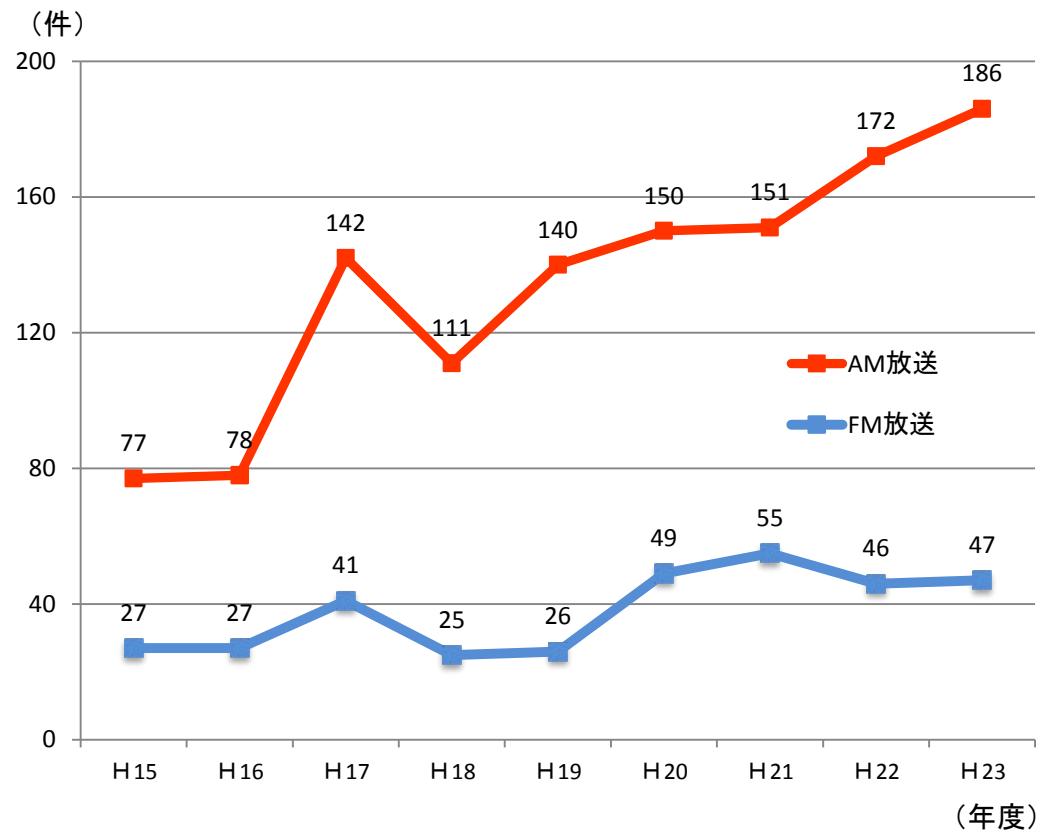
中波は、昼間は地表波で伝搬し、長距離伝搬しないが、夜間は電離層の反射波により長距離伝搬するため、外国波が到達することにより、混信が発生し、良好な受信が困難となる。



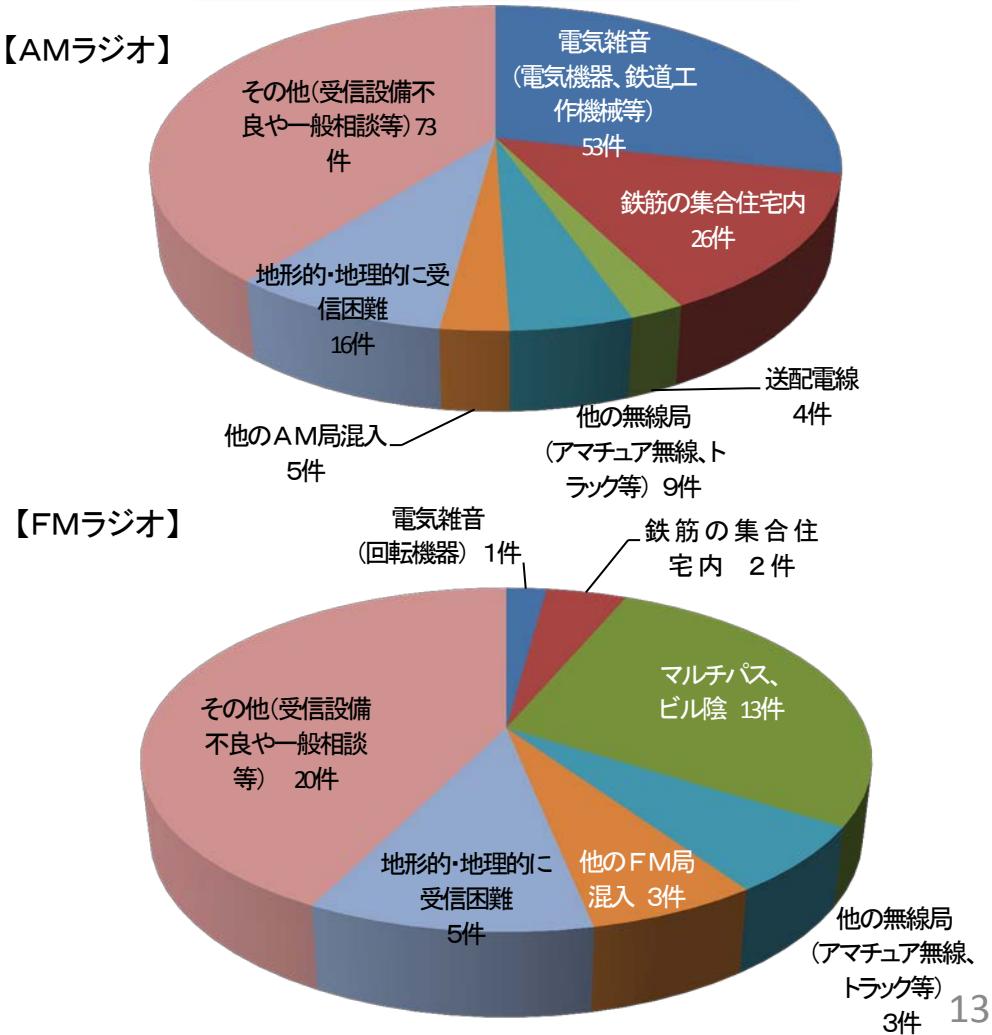
ラジオ難聴について②（ラジオの受信相談数推移）

- 近年ラジオの受信相談は増加傾向。特にAMラジオの受信相談が大きく増加。
- 受信相談の内容としては、AMラジオの場合、電気機器からの電気雑音による難聴や鉄筋の集合住宅内の難聴が多い。

【年度別ラジオ受信相談件数（H15年度～H23年度）】



【受信相談内容内訳（H23年度）】



※関東総合通信局…茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、
神奈川県、山梨県の1都7県を所管

ラジオ難聴について③（都市型難聴における新たな事例）

- 近年、LEDディスプレイ、光回線終端装置、液晶ディスプレイ、地デジチューナー、光電話用ルータといった新しい機器が原因のラジオの受信障害が生じている。

地方総合通信局等への相談事例

1. LEDディスプレイが原因のFMラジオの受信障害

パチンコ店に設置されていた屋外の大型LEDディスプレイから電気雑音が発生。LEDディスプレイの映像信号をコントロールする制御信号の漏えいによるものと推定。

2. 光回線終端装置が原因のAMラジオの受信障害

電柱の近くに設置されている光回線終端装置から不要電波が発射。電源ユニットの故障が原因。

3. 液晶ディスプレイが原因のAMラジオの受信障害

PCサーバー用液晶ディスプレイから不要電波が発射。停電のため液晶ディスプレイの電源を無停電電源装置を有する局舎の電源系統に接続したところ、商用電源を逆流し、電柱を伝わり外部に発射。

4. 地デジチューナーが原因のAMラジオの受信障害

民家に設置されていた簡易地デジチューナーのACアダプターから雑音が発生。ラジオと同じ電源を使用、ラジオの受信性能があまり良くない、ラジオの電波が弱い等の条件下において障害が発生し得ることをメーカーが確認。

5. 光電話用ルータが原因のAMラジオの受信障害

宅内の光電話用ルータの故障により障害が発生。総通局において、同一機種において同様の障害が潜在的に発生し得ることを確認。メーカーは取扱説明書に掲載して対応。

地上ラジオ放送の受信状況調査の概要①

1. 調査概要

地上ラジオ放送の受信状況について、『建物内でのAM・FM放送の受信状況』(屋外と屋内での受信品質評価の変化、電気・電子機器が受信に与える影響)及び『AM放送における電界強度の経年変化』を把握するため、本年、総務省が調査を実施。

2. 調査項目及び調査結果の概要

① 屋外と屋内での受信品質評価の変化

調査内容 AM放送とFM放送について、屋外と屋内(鉄筋コンクリート造及び木造)で受信品質評価がどのように変化するかを調査

【調査結果の概要】

屋外に比べて屋内でどれだけ受信品質評価※が悪くなるか(屋外と比べた屋内のラジオ放送の聴こえにくさ)

屋外と比べた 屋内の聴こえにくさ(0~4)		AM放送			FM放送		
		あまり変わらない<→聴こえにくい		3	あまり変わらない<→聴こえにくい		3
鉄筋 コンクリート造	割合	42%	25%	33%	50%	38%	13%
	件	5	3	4	4	3	1
木造	割合	50%	42%	8%	88%	13%	0%
	件	6	5	1	7	1	0
合計	割合	46%	33%	21%	69%	25%	6%
	件	11	8	5	11	4	1

※SINPOの総合評価

AM放送は、FM放送と比べて、鉄筋コンクリート造の建物内で聴こえにくくなる状況が多く発生。

地上ラジオ放送の受信状況調査の概要②

② 電気・電子機器が受信に与える影響

調査内容 AM放送とFM放送について、電気・電子機器の電源ON/OFFで受信品質評価がどのように変化するかを調査

【調査結果の概要】

電気・電子機器(エアコン、照明、調理器具等)の影響によりどれだけ受信品質評価※が悪くなるか
(電気・電子機器の使用時のラジオ放送の聴こえにくさ)

※SINPOの総合評価

		AM放送				FM放送			
電気・電子機器の電源OFF時と比べたON時の聴こえにくさ(0~4)		あまり変わらない←→聴こえにくい				あまり変わらない←→聴こえにくい			
鉄筋コンクリート造や 木造	割合	0	1	2	3	0	1	2	3
	件	46%	29%	17%	8%	56%	44%	0%	0%
		11	7	4	2	9	7	0	0

AM放送は、FM放送と比べて、電気・電子機器の電源ON時に聴こえにくくなる状況が多く発生。

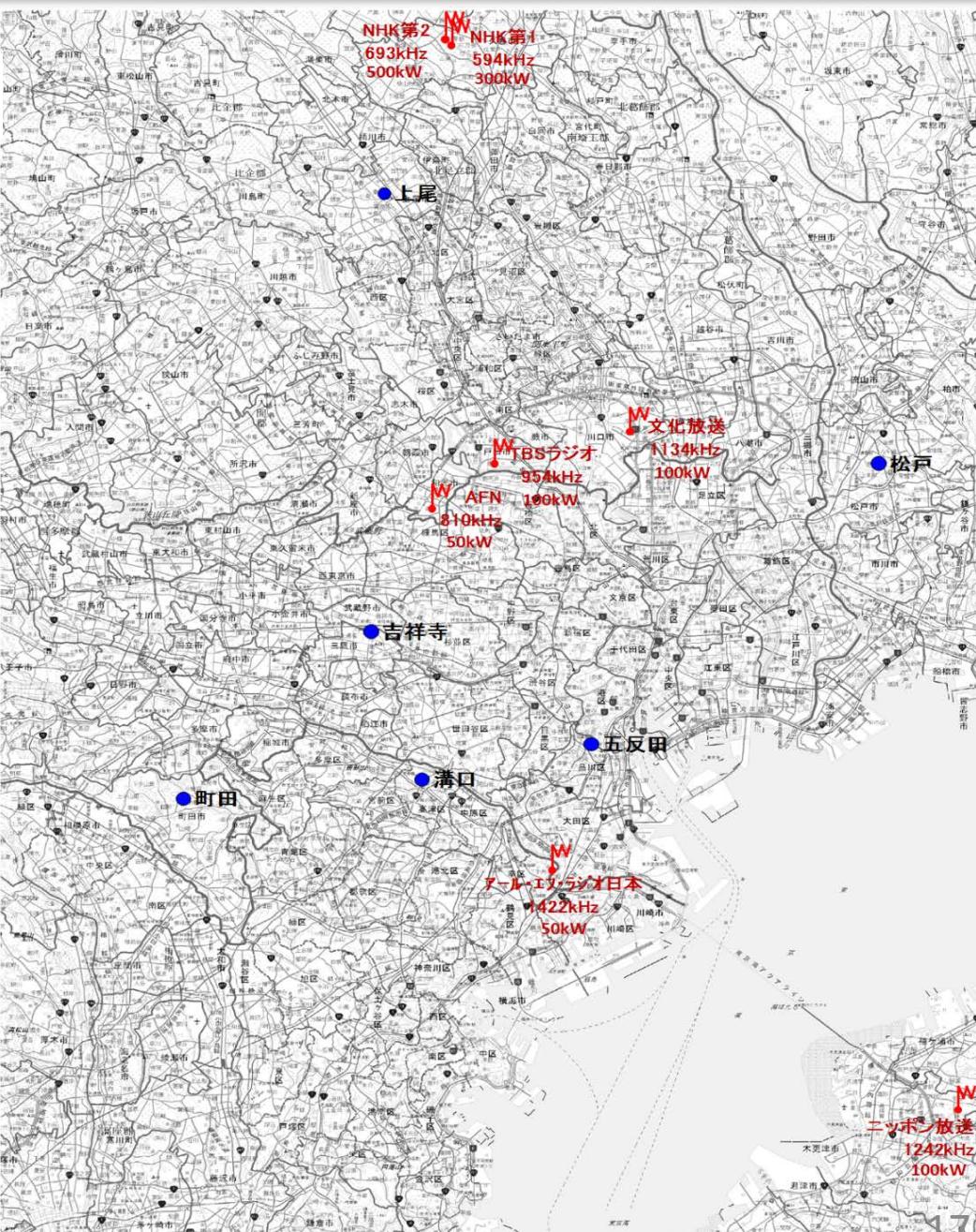
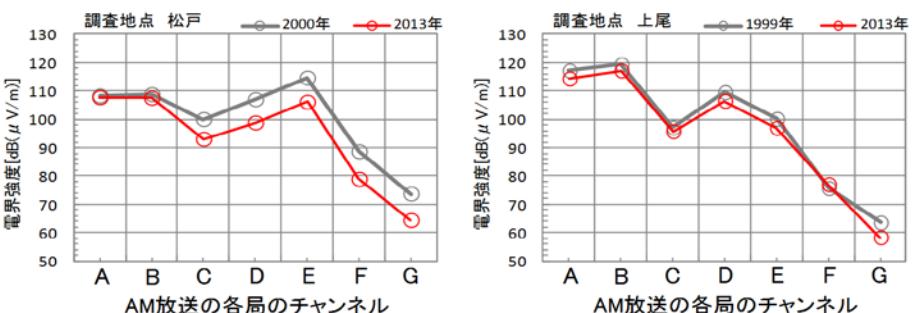
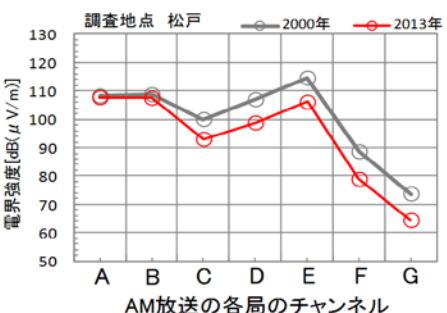
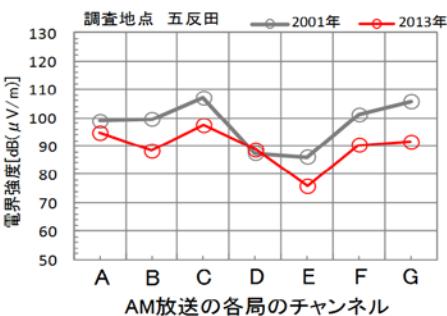
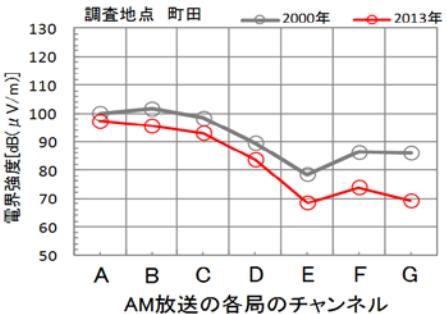
地上ラジオ放送の受信状況調査の概要③

③ AM放送における電界強度の経年変化

調査内容 東京近郊においてAM放送の電波の強さを測定し、過去の測定結果と比較

【調査結果の概要】

12年前の測定結果と比較すると、調査した全地点で、AM放送の電波の強さが低下する状況が発生。



災害放送の高度化・迅速化の例①（緊急警報放送の実施）

- ▶ 津波情報等の迅速かつ確実な伝達のため、受信機を自動的に起動させる「緊急警報放送」を実施中。

防災4庁（国土庁、消防庁、気象庁及び警察庁）とNHK、民放連による申し合わせ（昭和60年5月21日）を踏まえ、

（1）大規模地震の警戒宣言※1が発せられた場合

（※1 大規模地震対策特別措置法 第九条第一項）

（2）津波警報※2が発せられた場合

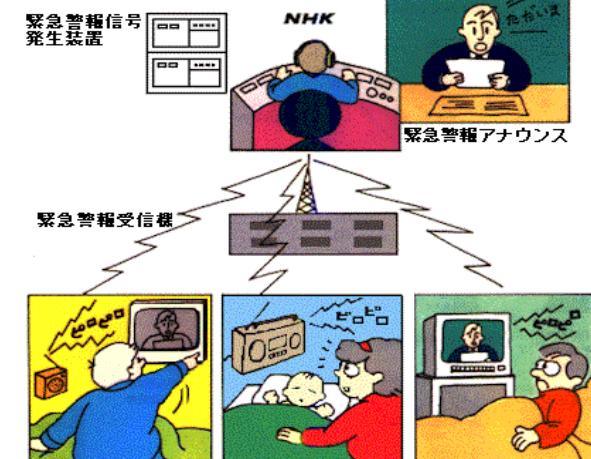
（※2 気象業務法 第十三条第一項）

（3）自治体の長から避難指示等の放送の求め※3があった場合

（※3 災害対策基本法 第五十七条）

において、放送局から、注意喚起のための警報音とともに、待受け状態の受信機を自動的に起動させるための緊急警報信号を放送波によって送出し、この後に（1）から（3）の緊急警報の内容を放送するもの。

緊急警報システム



緊急警報放送開始時の画面例



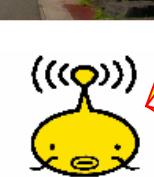
- NHKでは、毎月1日(1月は4日)の正午前に、総合テレビ、AMラジオ第一及びFMで試験信号の放送を実施。

災害放送の高度化・迅速化の例②（緊急地震速報の高速化）

- ▶ 緊急地震速報の高速化を図るため、「緊急地震速報」の文字スーパーと音を先行して放送する仕組みを導入。
- ▶ NHKは全国で完全対応済み。民放においても順次導入が進んでいる。

改善手法の表示イメージ

従来の手法



緊急地震速報
又は音に加る

気象庁が緊急地震
速報を発表

揺れ始め



約2秒後に表示

チャラン
チャラン

時間

平成
22
年8月以
降
(順次導入)



文字スーパーと音を先行
して速やかにお知らせ



緊急地震速報

ポン
ポン

文字スーパーを0.1秒
～0.2秒後に表示



約2秒後に表示

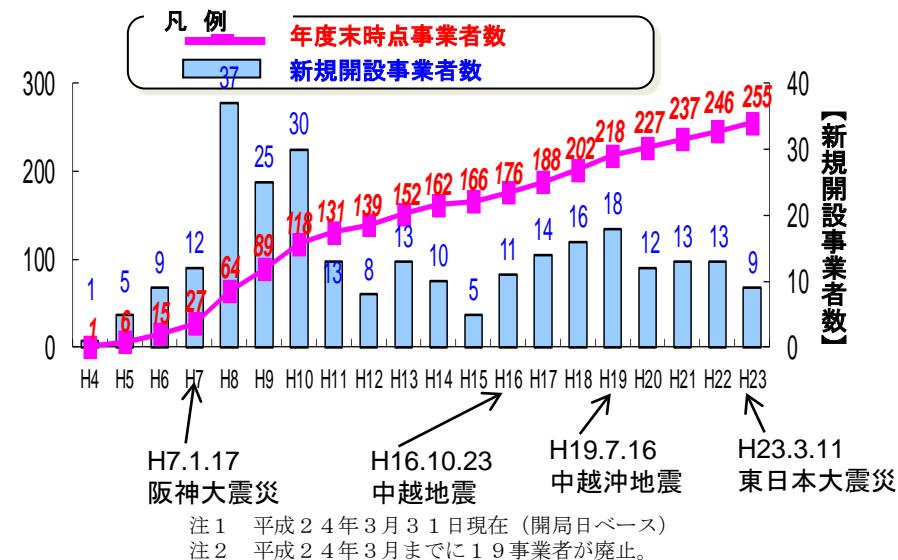
チャラン
チャラン

時間

コミュニティ放送普及への課題

- ・ コミュニティ放送は現在272局が開局しており、災害情報等の地域情報の充実に貢献。
- ・ 一方、東京23区、大阪市をはじめ都市部では周波数の逼迫により新たな開局が困難な状況であり、コミュニティ放送のさらなる普及を図るために新たな周波数が必要。

1 コミュニティ放送局開局状況



2 周波数逼迫宣言

平成9年9月29日 関東電気通信監理局

「『東京23区及びその周辺』については、これから申請されても、当面、周波数が選定できない状況にある」旨報道発表。

平成10年4月9日 近畿電気通信監理局

「『大阪市及びその周辺（兵庫県南東部を含む）』については、これから申請されても、当面、周波数が選定できない状況にある」旨報道発表。

3 コミュニティ放送局開局ニーズ

【コミュニティ放送局の開局相談が寄せられた市区町村数】

地方	市区町村数(A)	コミュニティ放送局がある市区町村数(B)	割合%(B/A)	コミュニティ放送局の開局相談が寄せられた市区町村数(C)	割合%(C/A)
北海道	188	26	13. 8%	8	4. 3%
東北地方 (青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島)	231	31	13. 4%	14	6. 1%
関東地方 (栃木、茨木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨)	383	46	12. 0%	44	11. 5%
信越地方 (長野、新潟)	114	17	14. 9%	6	5. 3%
北陸地方 (富山、石川、福井)	51	13	25. 5%	5	9. 8%
東海地方 (静岡、愛知、岐阜、三重)	183	26	14. 2%	8	4. 4%
近畿地方 (滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、兵庫)	245	36	14. 7%	20	8. 2%
中国地方 (鳥取、島根、岡山、広島、山口)	117	21	17. 9%	5	4. 3%
四国地方 (徳島、香川、愛媛、高知)	95	6	6. 3%	10	10. 5%
九州地方 (福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島)	249	24	13. 7%	15	6. 0%
沖縄県	41	16	39. 0%	3	7. 3%
合計	1, 897	272	14. 3%	138	7. 3%

(注1) 「市区町村数」については、特別区、政令指定都市の区は1としてカウント。

(注2) 総務省調べ。平成19年度～平成24年度の5年間で各総合通信局に開局相談が寄せられた市区町村数

(注3) コミュニティ放送局は、平成25年4月1日現在の数。

東日本大震災に係る臨時災害放送局の開設状況

- ▶ 東日本大震災に際しては、被災住民への災害情報・避難情報等の提供手段として、自治体が臨時災害放送局を開設。早いところでは震災当日に開設し、給水、炊き出し等の救援情報等を提供し、被害の軽減、被災者の生活安定に寄与。
- ▶ 震災後約1ヶ月以内には、津波による被害を受けた沿岸市町等の21市町で開局。その後も開局が続き、合計28市町が開局。現在は19市町が運用中。

臨時災害放送局とは

- 平成7年1月の阪神淡路大震災の際、兵庫県からの要望を受け、同年2月14日付けで「兵庫県臨時災害FM局」の免許を交付。
- これに併せ、放送法施行規則の一部改正により、「暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つことを目的とする臨時かつ一時の目的のための放送として、制度的位置付けがなされたもの。
- 口頭での免許申請、口頭での免許伝達により、即時の放送開始が可能(臨機の措置。事後的に申請書類を受け付け、免許状を交付。)。

【コミュニティFM放送との主な違い】

	臨時災害放送局	コミュニティFM放送
空中線電力	必要に応じ最小限	原則20Wまで
免許主体	地方公共団体	民間法人(株式会社等)
免許の期間	必要な期間(被災者の日常生活が安定するまで)。再免許可能。	5年間。再免許可能。

東日本大震災に係る開設状況

	運用中	廃止	合計
岩手県	5市町	2市	7市町
宮城県	10市町	1市	11市町
福島県	3市町	3市	6市町
茨城県	1市	3市	4市
合計	19市町	9市	28市町

※ 平成25年2月5日現在。

東日本大震災に係る臨時災害放送局の開設状況

(平成25年2月5日現在で運用中の局のみ記載)

22

現在運用中の臨時災害FM放送局……19市町

岩手県

宮古市
(旧田老町)
77.4 MHz 10W
H23.5.31~H25.3.18

宮古市
77.6 MHz 10W
H23.3.19~H25.3.18

大槌町
77.5 MHz 30W
H23.4.7~H25.4.6

金石市
86.0 MHz 30W
H23.12.28~H25.3.31

大船渡市
78.5 MHz 30W
H23.4.7~H25.3.31

気仙沼市
80.5 MHz 20W
H23.4.21~H25.3.31

気仙沼市
77.5 MHz 30W
H23.3.22~H25.3.31

南三陸町
76.8 MHz 20W
H23.4.22~H25.3.21

女川町
79.3 MHz 20W
H23.4.21~H25.3.31

亘理町
79.2 MHz 20W
H23.3.24~H25.3.23

相馬市
80.7 MHz 30W
H23.3.21~H25.3.20

南相馬市
76.6 MHz 30W
H23.3.29~H25.3.28

山元町
87.0 MHz 20W
H23.4.15~H25.4.14

茨城県

高萩市
76.8MHz 20W
H23.6.8~H25.3.31

福島県

富岡町※
76.9 MHz 10W
H24.3.9~H25.3.8

石巻市
76.4 MHz 100W
H23.3.10~H25.3.15

名取市
80.1 MHz 50W
H23.4.7~H25.4.6

岩沼市
77.9 MHz 100W
H23.3.20~H25.3.19

塩竈市
78.1 MHz 100W
H23.3.18~H25.3.17

登米市
76.7 MHz 100W
H23.3.10~H25.3.15

金山町
76.4 MHz 50W
H23.3.10~H25.3.15

西会津町
76.4 MHz 50W
H23.3.10~H25.3.15

喜多方市
76.4 MHz 50W
H23.3.10~H25.3.15

下郷町
76.4 MHz 50W
H23.3.10~H25.3.15

南会津町
76.4 MHz 50W
H23.3.10~H25.3.15

西郷村
76.4 MHz 50W
H23.3.10~H25.3.15

※都山区に役場機関を移転している富岡町が、郡山市細かな災害対策情報や生活関連情報を提供するためのもの

2. 民間ラジオ事業者の経営

ラジオ事業者の概要

	AMラジオ放送 (中波放送)	短波放送	FMラジオ放送 (超短波放送)
民放（コミュニティFM放送を除く。）	TV・AM兼営社：34社、206局 (役職員数平均：192人) AM単営社：13社、56局 (役職員数平均：64人) 合計：47社、262局 (役職員数平均：156人)	1社、2局 (役職員数77人)	51社（52波）、281局 (役職員数平均：39人)
コミュニティFM放送	—	—	266社、375局
NHK	NHKラジオ第1：230局 NHKラジオ第2：142局 合計：372局	国際放送：2局	NHK-FM：527局
放送大学	—	—	1社、2局

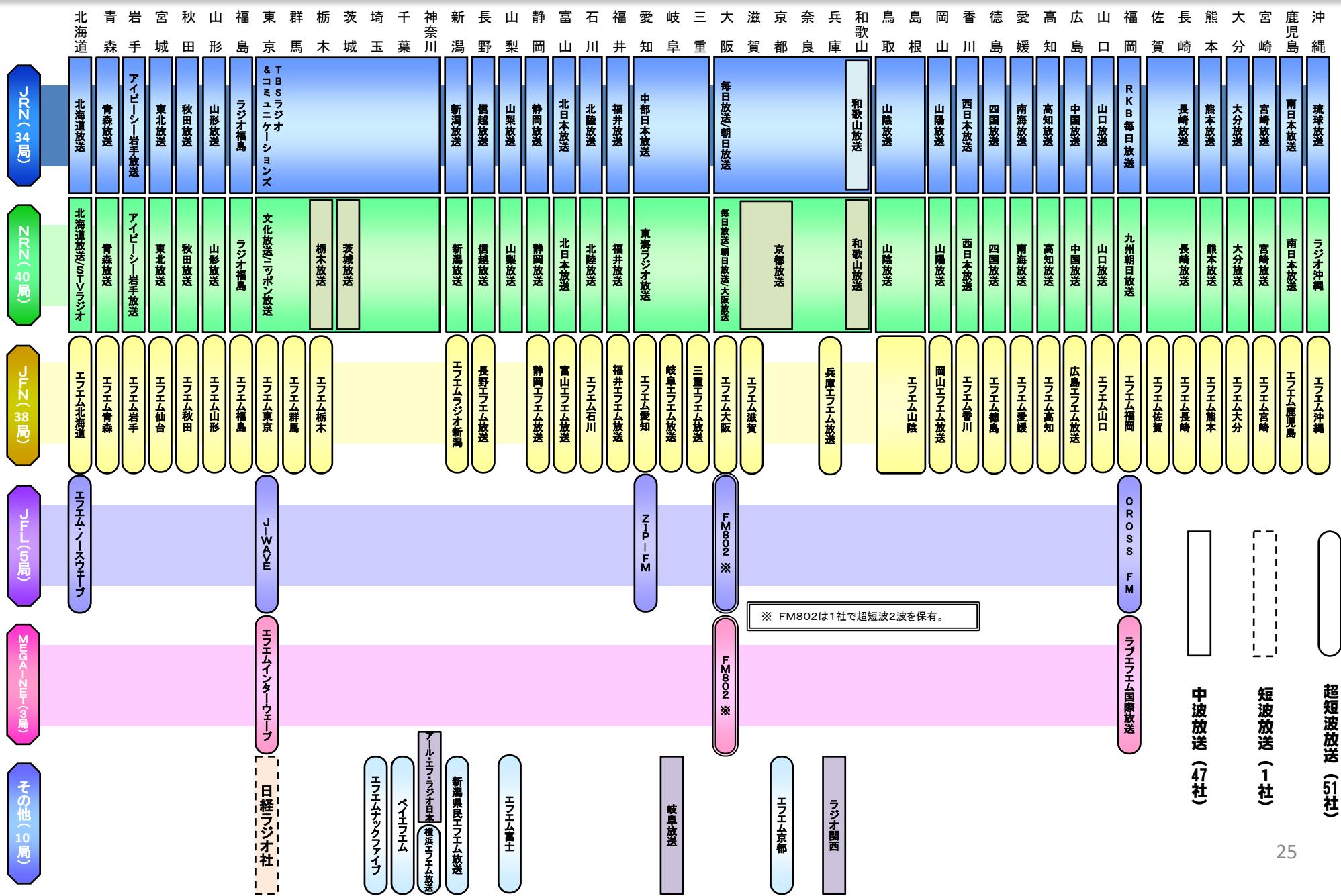
※ 本年1月末現在。

※ AMラジオ放送の局数には混信対策FM局の局数は含んでいない。

※ 超短波放送の数値にはFM多重放送及び臨時災害FM放送の数値は含んでいない。

※ 役職員数は「民放便覧2012/2013」(一般社団法人日本民間放送連盟)に掲載の数値から集計。

民間ラジオ事業者の番組系列（2012年4月1日現在）



民間ラジオの経営状況①（地上系放送事業者の収支状況（H23年度））

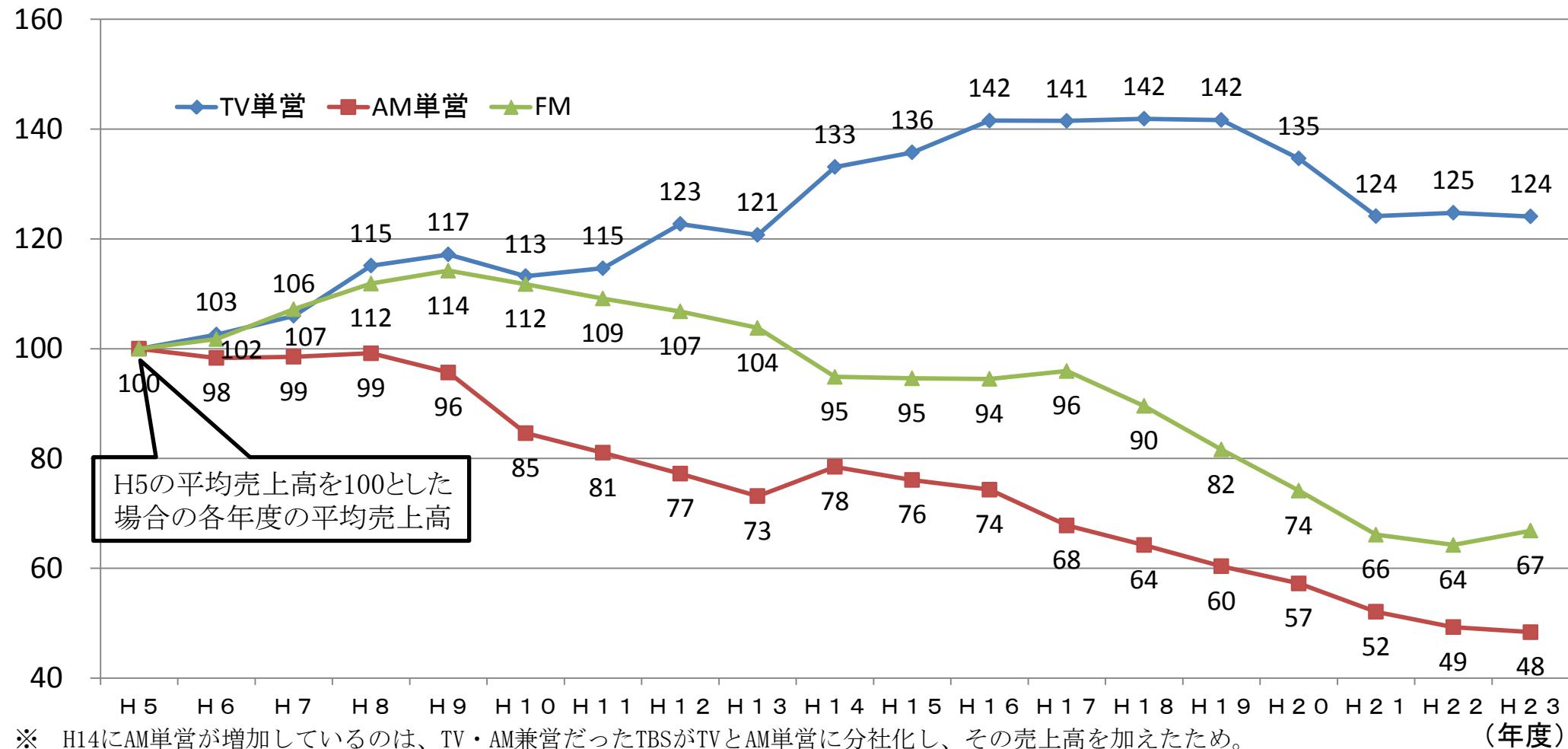
- 1社平均の売上高は、TV単営が約190億円で最も多く、TV・AM兼営はその約1/2、AM単営は約1/5、短波は約1/12、FMは約1/17。
- 広告・広告外収入の比率は、1社平均で、TV・AM兼営10:1、TV単営、FM5:1、AM単営及び短波3:1となっており、広告外収入の割合はAM単営及び短波が最も高い。
- 1社平均の当期利益は、TV単営が6.3億円で、TV・AM兼営はその約1/4、短波やFMはそれぞれ約1/30、1/60。AM単営については赤字であり、経営がより厳しい。

(億円)

H23年度		売上高		営業費用	営業利益	経常利益	当期利益
		広告収入	広告外収入				
TV単営	93社合計	17,678.6	14,857.8	2,820.8	16,625.8	1,052.8	1,203.0
	1社平均	190.1	159.8	30.3	178.8	11.3	12.9
TV・AM兼営	34社合計	3,578.5	3,264.0	317.0	3,433.6	144.9	179.1
	1社平均	105.2	96.0	9.3	101.0	4.3	5.3
AM単営	13社合計	510.5	359.0	167.0	510.3	0.2	4.7
	1社平均	39.3	25.6	11.9	39.3	0.01	0.4
短波	1社	16.0	(AM単営に合算)	(AM単営に合算)	16.2	-0.2	-0.1
FM	52社合計	598.9	487.0	112.0	580.2	18.8	24.0
	1社平均	11.5	9.4	2.2	11.2	0.4	0.5
合計	193社合計	22,382.4	18,967.8	3,416.8	21,166.1	1,216.4	1,410.7
	1社平均	116.0	98.3	17.7	109.7	6.3	7.3

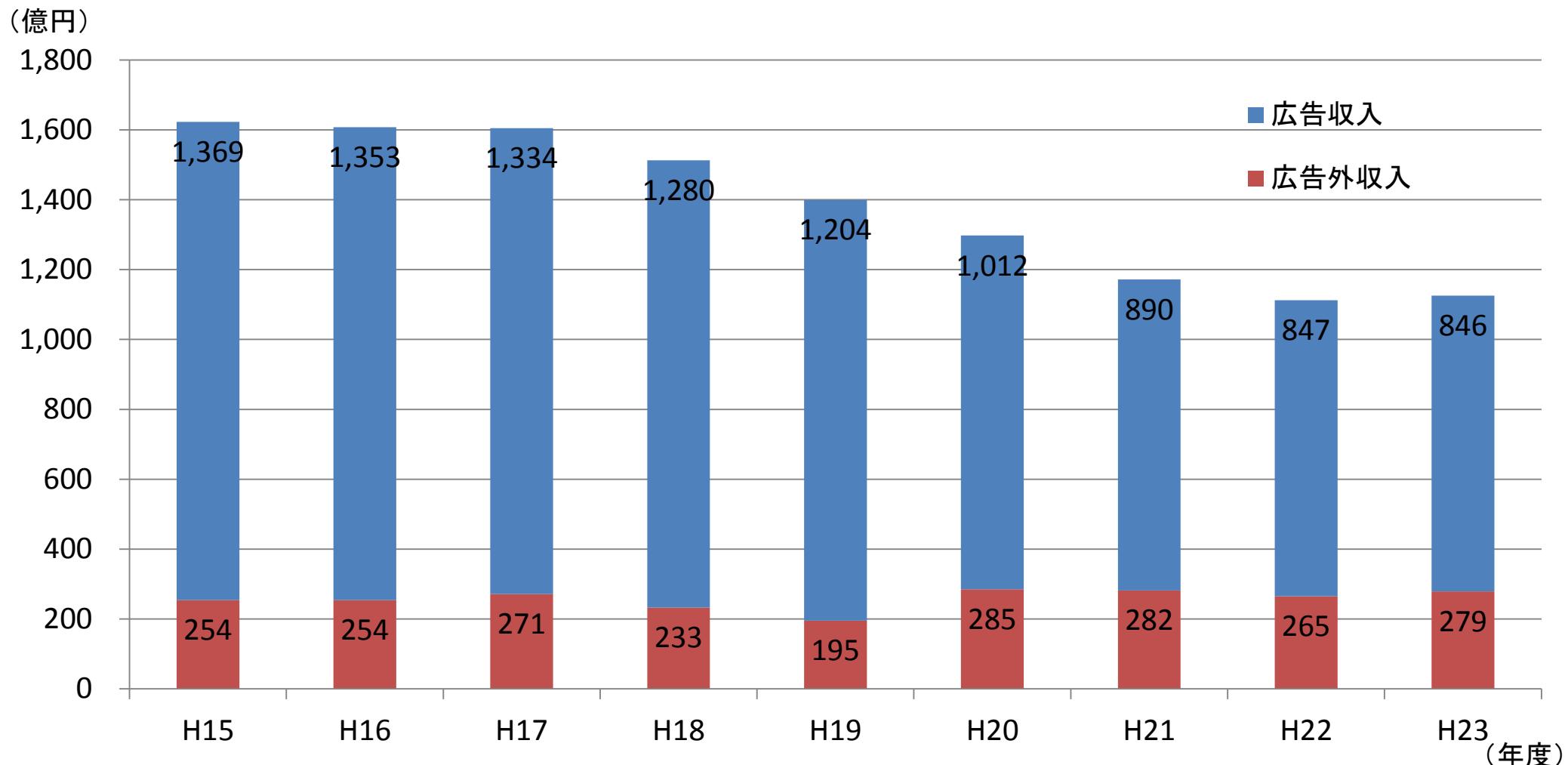
民間ラジオの経営状況② (一社当たりの売上高の推移)

- TV単営の売上高はリーマンショック(H20年度)以降減少に転じたもののここ数年は横ばい。
- AM単営はH6年度から、FMはH10年度から減少傾向であり、H23年度には、AM単営はH5年度の約5割の、FMでも約7割の規模まで減少。



民間ラジオの経営状況③（民間ラジオ事業者の売上高の内訳推移）

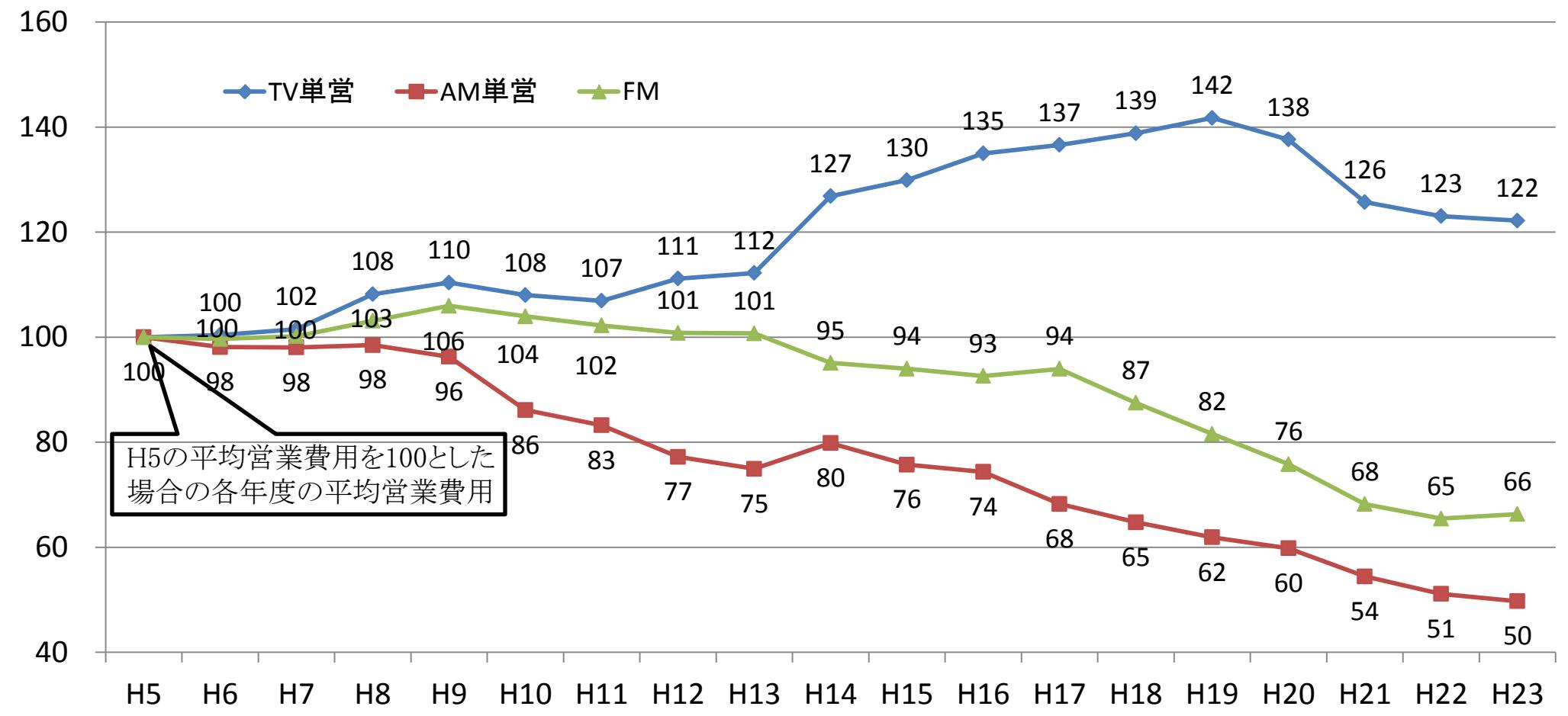
➤ ラジオ事業者の広告収入は右肩下がり。番組販売、イベント等による広告外収入もここ数年横ばいであり、収入の減少に歯止めがかかるない状況。



※ ラジオ事業者は、AM単管及び短波14社(H15・16は13社)、FM:52社(H15~21は53社)。

民間ラジオの経営状況④ (一社当たりの営業費用の推移)

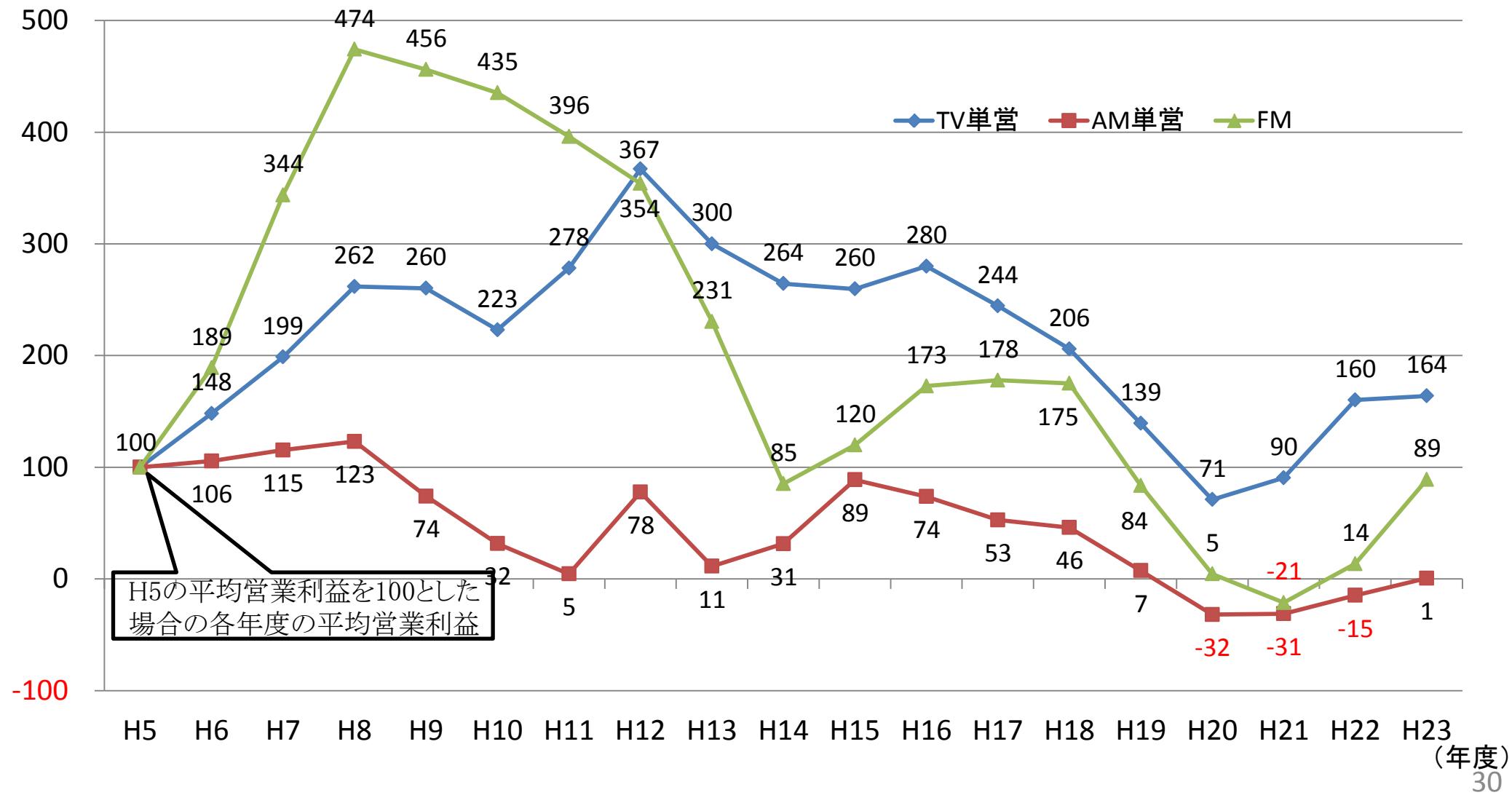
- TV単営の営業費用はリーマンショック(H20年度)以降減少に転じたもののここ数年は横ばい。
- AM単営はH6年度から、FMはH10年度から減少傾向であり、H23年度には、AM単営はH5年度の約5割の、FMでも約7割の規模まで減少。



※ H14年度にAM単営が増加しているのは、TV・AM兼営だったTBSがTVとAM単営に分社化し、その営業費用を加えたため。

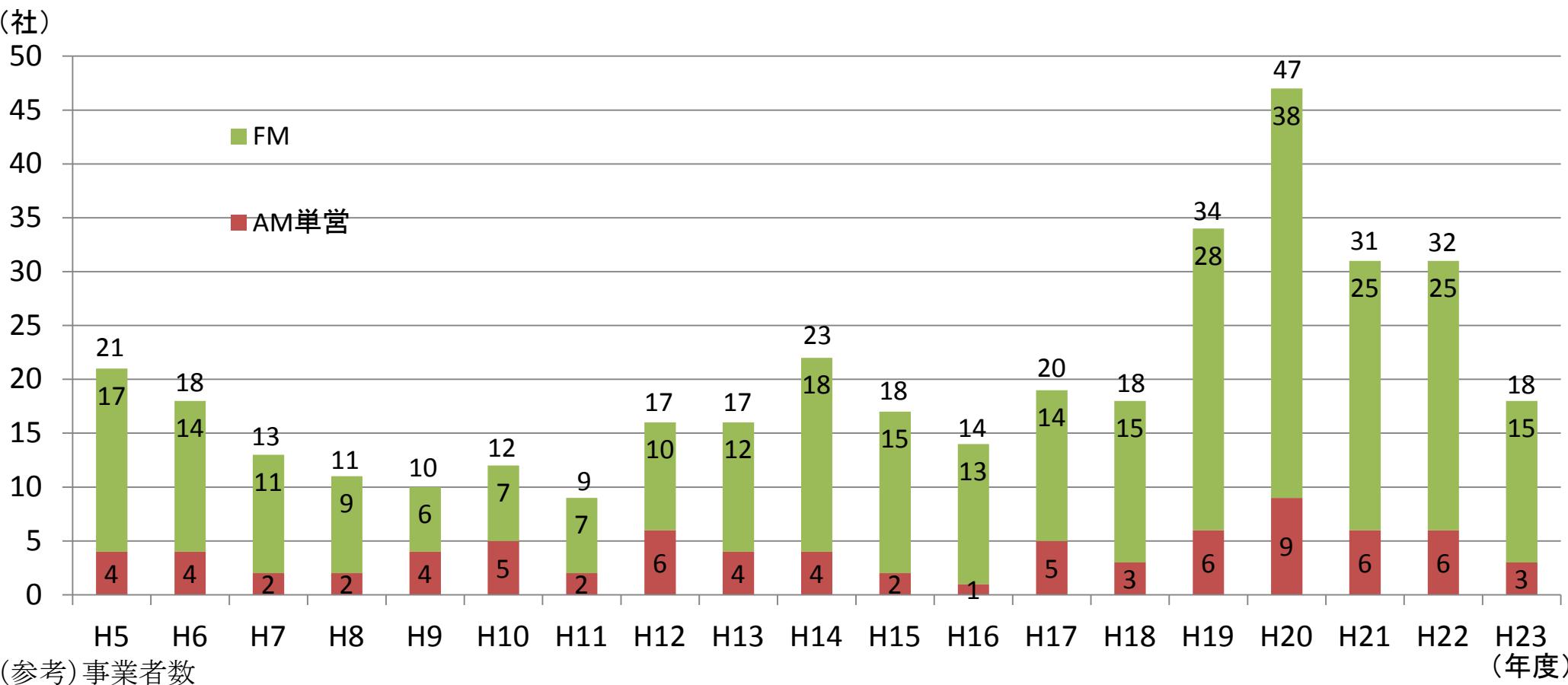
民間ラジオの経営状況⑤ (一社当たりの営業利益の推移)

➤ 3分類ともH20年度(リーマンショック)頃まで減少傾向で、その後やや回復したが、H23年度においてもピーク時には遠く及ばず、AM単営及びFMはH5年度の水準にも戻っていない。



民間ラジオの経営状況⑥（民間ラジオ事業者の赤字社の推移）

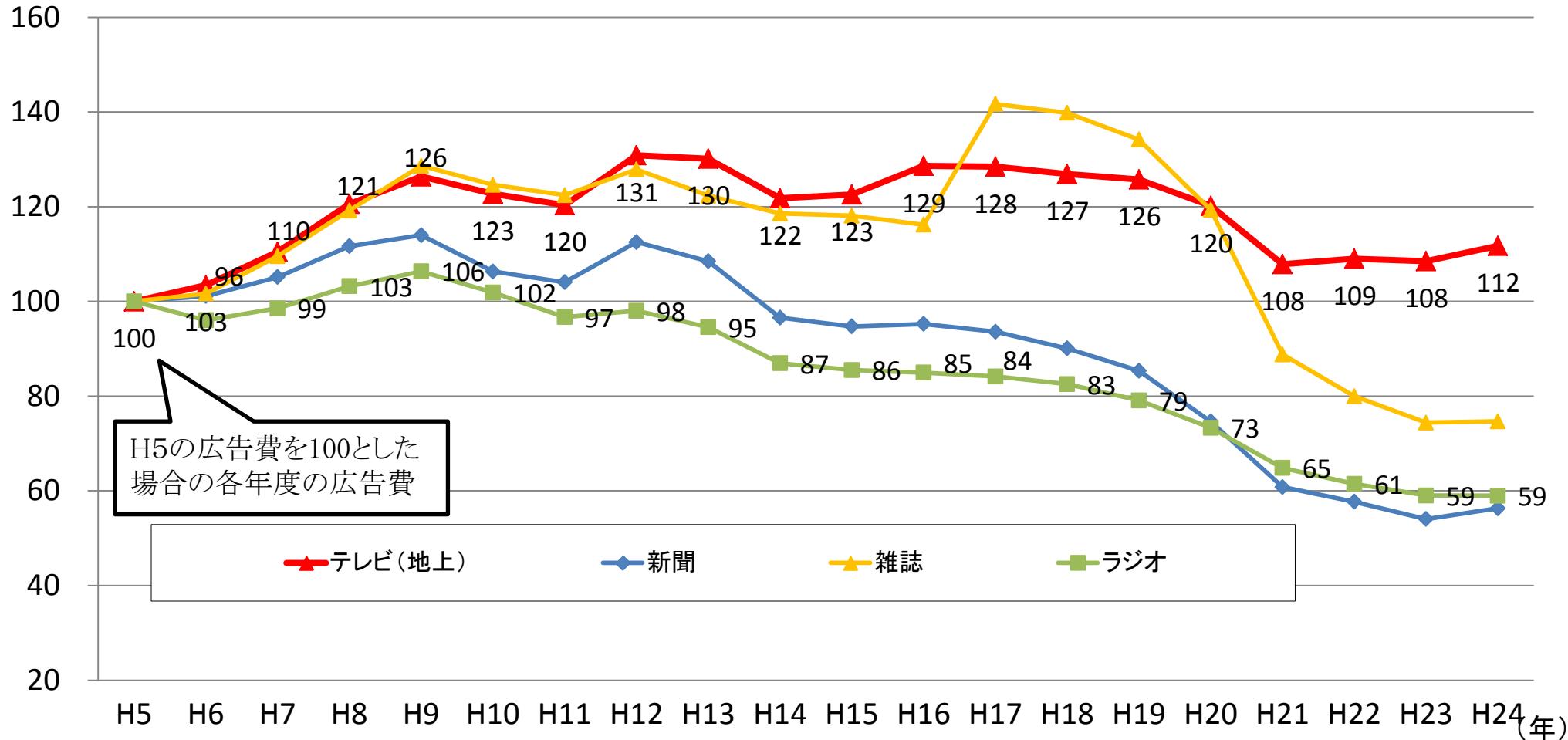
➤ 赤字(当期損失ベース)の社数は、景気の影響等により増減を繰り返しているが、全体として増加傾向。



	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
合計	54	55	57	59	60	61	61	63	64	65	65	65	66	66	66	66	66	65	65
FM	43	44	46	48	49	50	50	52	53	53	53	53	53	53	53	53	53	52	52
AM単営	11	11	11	11	11	11	11	11	11	12	12	12	13	13	13	13	13	13	13

民間ラジオの経営状況⑦（広告費の推移）

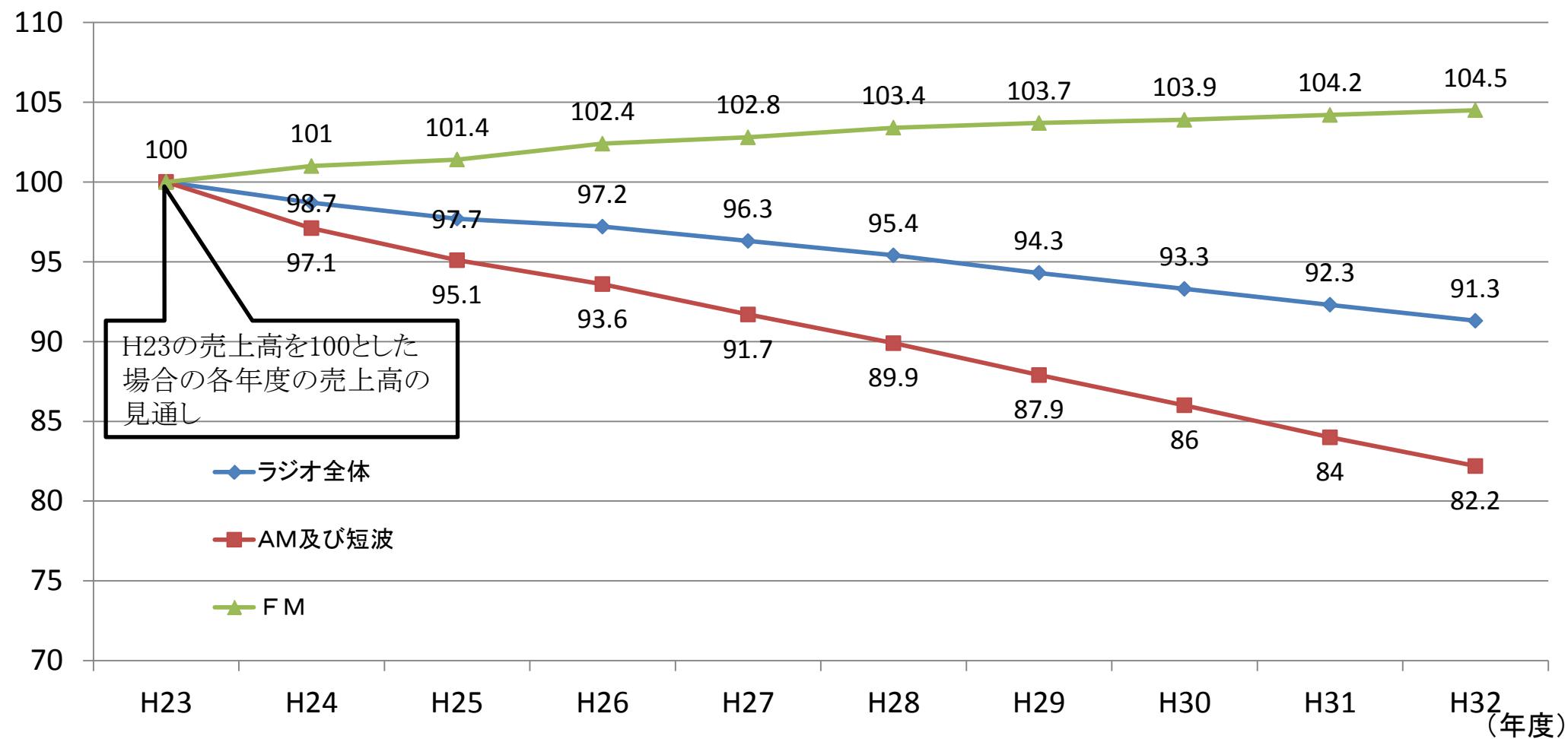
▶ テレビ(地上)の広告費は、リーマンショック(H20年)の影響によりH21年に大きく減少したが、その後は横ばいである一方、ラジオの広告費はH10年から右肩下がり。



注 平成19年に平成17年まで遡って推定範囲の改訂を行っており、「雑誌」については、平成16年、平成17年は厳密には連続しない。

民間ラジオの経営状況⑧（民間ラジオ事業者の売上高の今後の見通し）

- AM及び短波はH32年度まで年平均約1.8%減、FMは年平均約0.5%増となり、ラジオ全体では、年平均約0.9%減になる見込み。（日本民間放送連盟研究所予測）



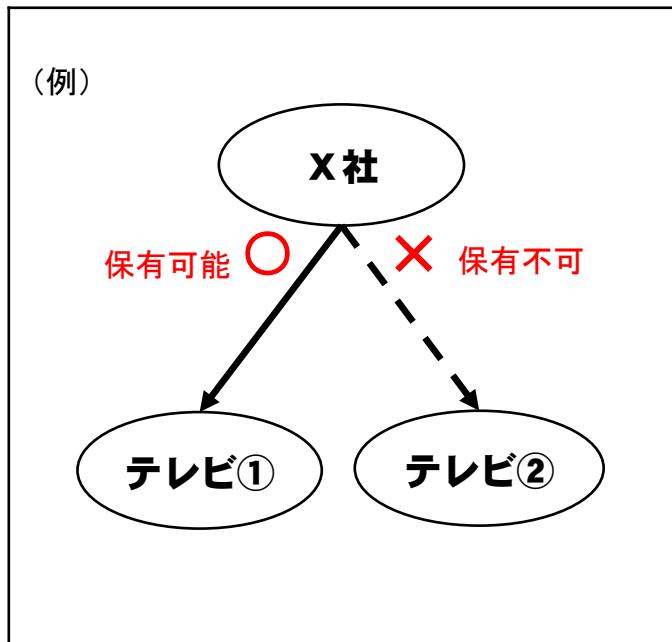
※ H24以降の売上高の伸び率は、『経営四季報2012冬号』(日本民間放送連盟研究所)の営業収入伸び率予測による。

マスメディア集中排除原則の概要

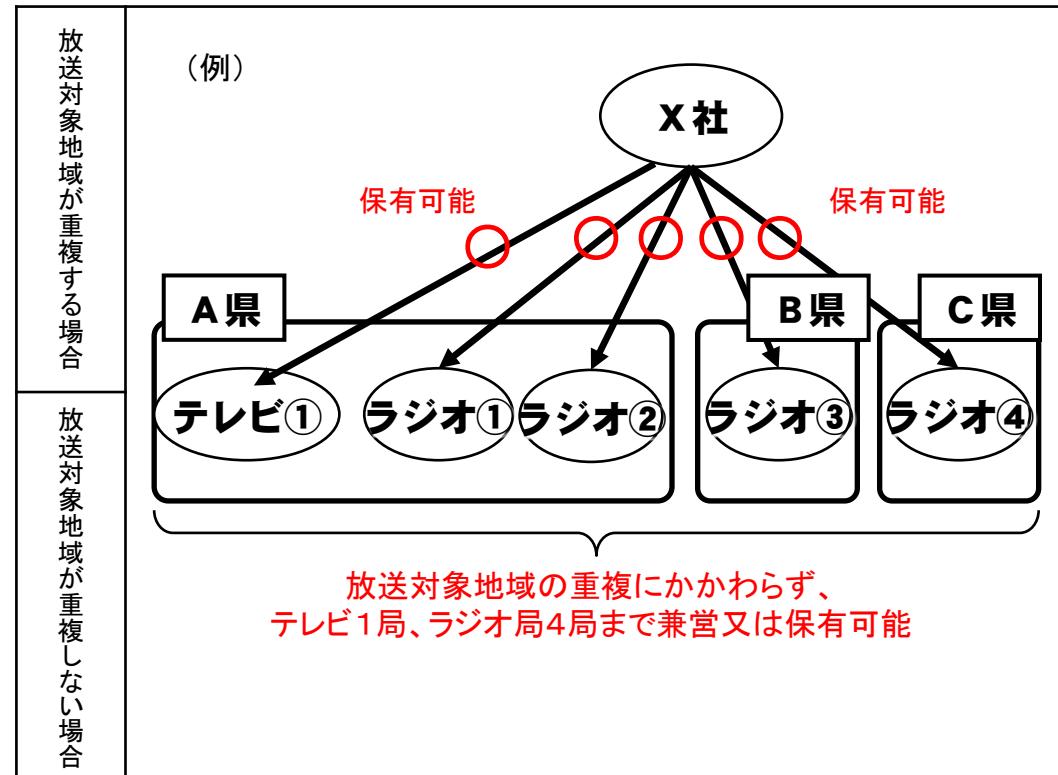
- 放送法においては、放送の多元性、多様性、地域性を確保するため、基幹放送局の複数保有を制限。
- テレビ局については、原則、2局以上を保有することは不可。ラジオ局（コミュニティ放送は除く。）については、原則、テレビ1局及びラジオ4局まで保有可能。（※）

※ 認定放送持株会社の総務大臣の認定を受けた場合は、制限が一部緩和され、複数局の保有が可能となる。

【テレビ】…原則、2局以上の保有は不可

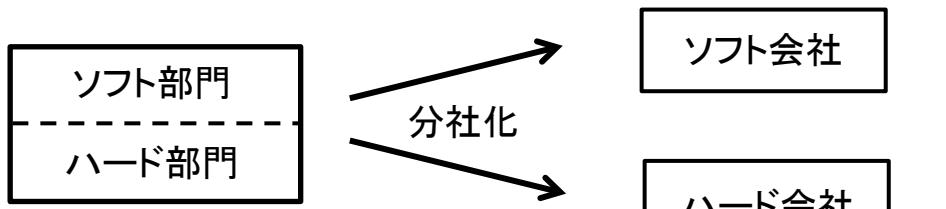


【ラジオ】…原則、テレビ1局及びラジオ4局までの保有可能

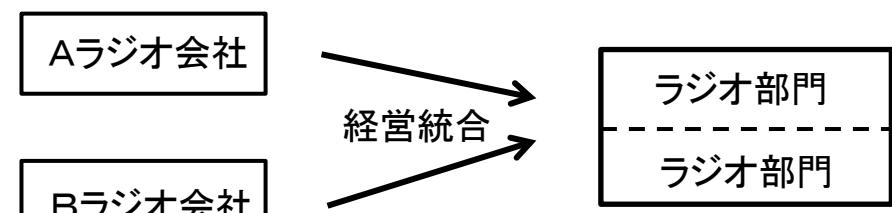


最近のラジオに関する事業再編の例①

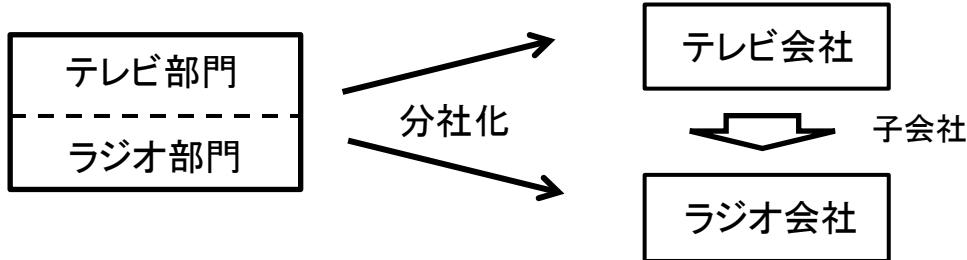
○ハード・ソフト分離（例：茨城放送）



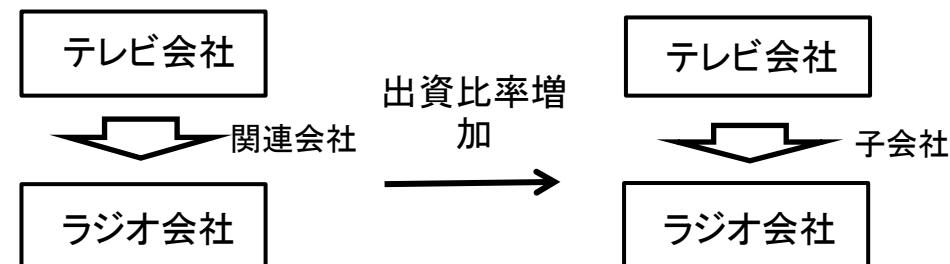
○1局2波（例：FM802）



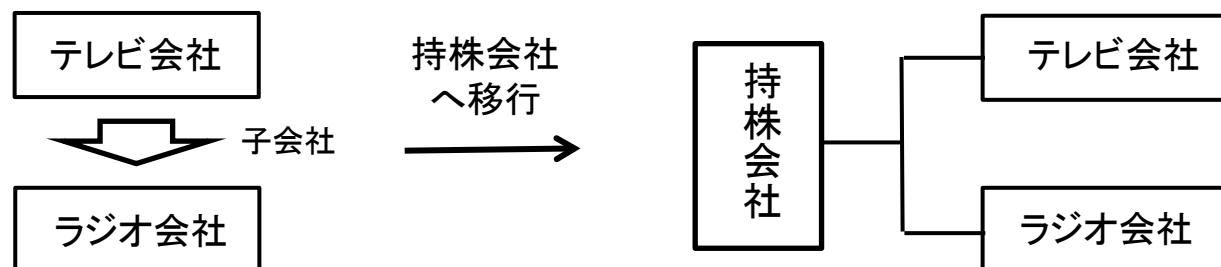
○ラジオ部門の分社化（例：TBSラジオ）



○テレビ事業者による子会社化（例：栃木放送）



○認定放送持株会社制度の活用（例：TBSラジオ）



最近のラジオに関する事業再編の例②

○ハード・ソフト分離【(株)茨城放送・(株)IBS(平成23年7月20日)】

- AMラジオを行う(株)茨城放送が、(株)IBSに対し事業の一部譲渡を行い、同社が(株)茨城放送のAMラジオ局の免許人の地位を承継。(地上基幹放送の業務を行ういわゆるソフト事業((株)茨城放送)と、基幹放送局の運用を行ういわゆるハード事業((株)IBS)に分離)

○ラジオ部門の分社化【(株)TBSラジオ & コミュニケーションズ(平成13年10月1日)】

- テレビとAMラジオを兼営する(株)東京放送から、ラジオ制作等子会社の(株)TBSラジオ & コミュニケーションズがAMラジオ局の免許人の地位を承継。
- 同様事例: (株)STVラジオ(平成17年10月1日)、(株)CBCラジオ(予定)

○1局2波【(株)FM802(平成24年4月1日)】

- FMラジオを行う(株)FM802が、FMラジオ(外国語放送)を行う関西インターメディア(株)から放送事業の譲渡を受け、同社のFM放送局の免許人の地位を承継。

○テレビ事業者による子会社化【(株)栃木放送(平成24年3月)】

- AMラジオを行う(株)栃木放送の株式を、テレビ放送を行う(株)とちぎテレビが取得し、子会社化。

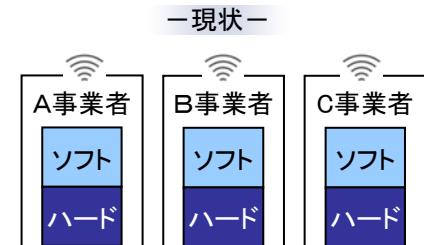
○認定放送持株会社制度の活用【(株)TBSラジオ & コミュニケーションズ(平成21年4月1日)】

- (株)東京放送の認定放送持株会社移行((株)東京放送ホールディングスに商号変更)により、認定放送持株会社の子会社に移行。

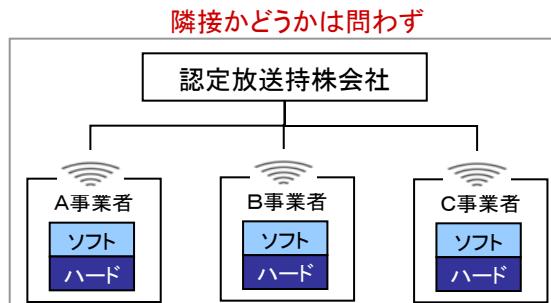
同様事例: (株)ニッポン放送(平成20年10月1日)

事業者再編の類型①（「異なる放送対象地域の事業者同士」の再編）

- ▶ 経営者が経営安定の為の事業者体力強化に必要と判断すれば、事業者再編も選択肢の一つとなりうる
- ▶ 現行制度上、異なる放送対象地域の事業者同士の再編手法は、3通り
- ▶ 各手法とも一定のコストメリット享受可能
 - 特に隣接地域の合併がコストメリットが取りやすい



—(1)認定放送持株会社制度—



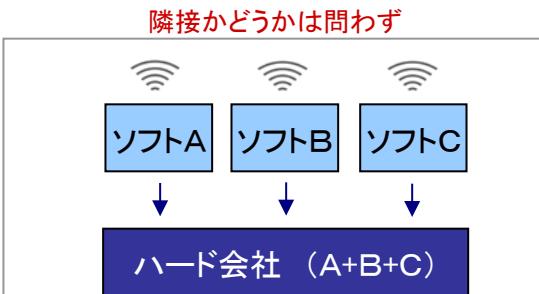
本部経費
(共通コスト)
番組共有



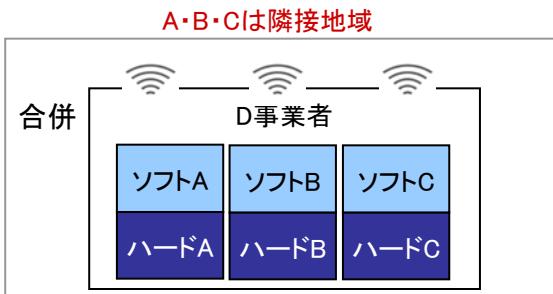
△ 株主の説得に一定のハドル

○: 敵対的買収防衛可能
×: 傘下局数に制限(12地域)

—異なる放送対象地域の再編3類型—
—(2)ハード・ソフト分離、ハード合併—



—(3)地域ブロック制—

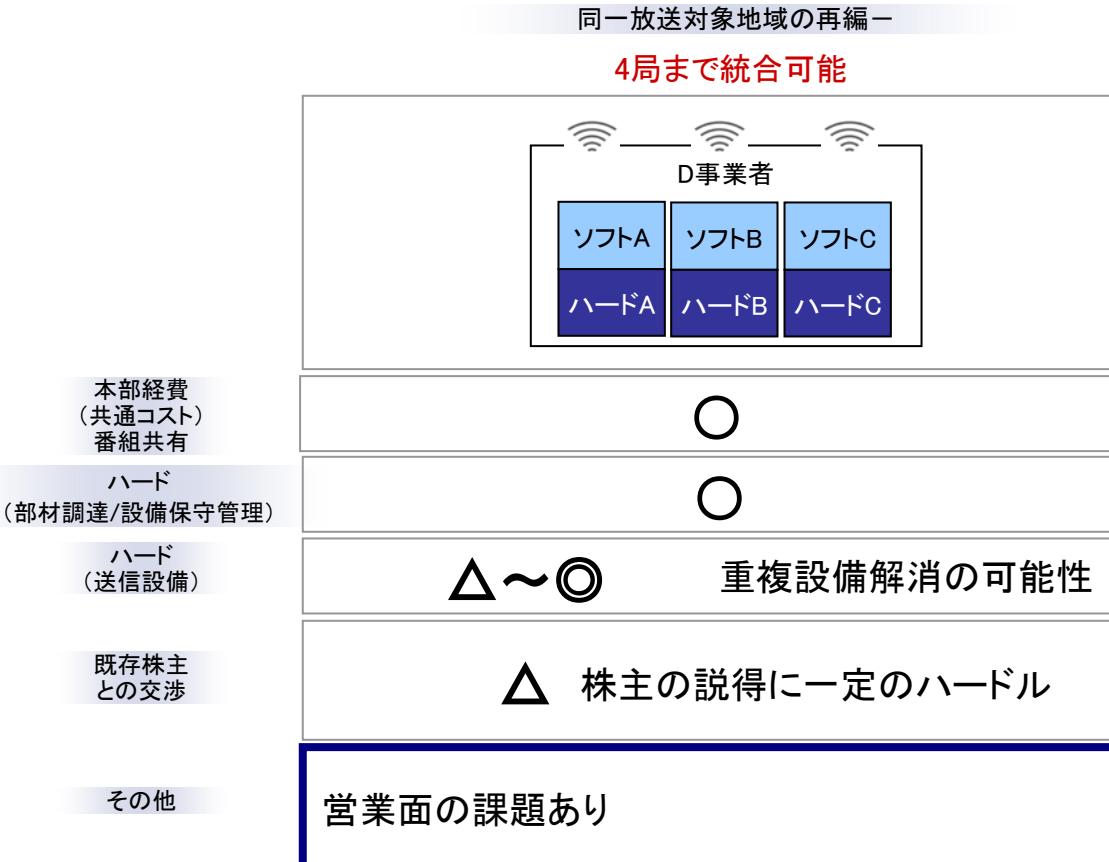


△ 株主の説得に一定のハドル

○: 対象地域が広がり、クライアント規模の拡大の可能性も

事業者再編の類型②（「同一放送対象地域の事業者同士」の再編）

- ▶ 同一放送対象地域の事業者同士の再編は「重複設備の解消」が期待出来る点が特徴
 - ・ 但し、同一地域で2波保有した時の営業面の課題あり



産活法（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法）について①（概要）

1 制度の概要

- ・ 産活法は、生産性向上に向けた再編、設備投資など、我が国の企業の前向きな取組を支援するため措置された制度。
- ・ 事業者が事業計画（事業再構築計画、経営資源再活用計画、経営資源融合計画等）を作成し、主務大臣の認定を受けることにより、税制、金融、会社法の特例等の優遇措置※を受けることが可能。
※ <優遇措置の具体例> ・登録免許税の軽減 ・計画の実施に必要な資金の融資 ・完全子会社化手続に関する特例（株主総会の開催不要）
- ・ このうち、事業再構築計画は、最も使用される産活法の計画パターンであり、主にグループ内の再編を行って、企業全体の生産性の向上を図ることを内容とするもの。

2 事業再構築計画の認定の基準

- ・ 生産性の向上…①②③のいずれか
①自己資本当期純利益率 \geq 2%ポイント、②有形固定資産回転率 \geq 5%、③従業員1人当たり付加価値額 \geq 6%
- ・ 財務の健全性…経常収入 \geq 経常支出、有利子負債／キャッシュフロー \leq 10倍
- ・ 雇用への配慮…計画についての労使間の十分な話し合い、従業員数の推移の記載、出向・転籍・解雇の内訳の記載
- ・ 事業の構造の変更…①②のいずれか
①合併、分割等による中核事業の能率の向上等、②施設の撤去、設備の廃棄等による事業の縮小又は廃止
- ・ 事業革新（登録免許税の軽減に必要）…①②③のいずれか
①新商品・新サービス \geq 売上の1%、②製造原価又は販売費 \leq 95%、③売上伸び率 \geq 業界平均の売上伸び率+5%

3 事業再構築計画の過去の放送関係の認定例

H17.6.10 (株)フジテレビジョン、(株)ニッポン放送

H19.3.23 (株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ、ジェイサット(株)

9.25 (株)シー・ティー・ワイ、上越ケーブルビジョン(株)、(株)エヌ・シィ・ティ

H22.9.8 (株)テレビ東京、(株)BSジャパン、テレビ東京ブロードバンド(株)

H24.9.12 日本テレビ放送網(株)、(株)BS日本、(株)シーエス日本

産活法について②（産活法の事業分野別指針について）

- 産活法においては、生産性の向上が特に必要な事業分野等について、認定の基準となる「事業分野別指針」を定めることが可能。

1 事業再構築計画の認定スキーム

- ① 経済産業大臣及び財務大臣が、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する「基本指針」を策定。
- ② 主務大臣が、生産性の向上が特に必要な分野等について「事業分野別指針」を策定。
(経済産業大臣その他関係行政機関の長との協議が必要)
- ③ 事業者から「事業再構築計画」の認定申請があった場合、主務大臣は「基本指針」及び「事業分野別指針」に照らして適切なものであることを審査。

2 「事業分野別指針」を定めることができる事業分野

- ① 過剰供給構造にある事業分野であってその特性に応じた産業活力の再生を図ることが適當と認められるもの
- ② 次に掲げる事業分野であってその特性に応じた産業活力の再生又は産業活動の革新を図ることが適當と認められるもの
 - a. 生産性の向上が特に必要な事業分野
 - b. 我が国事業者が行う事業の規模が国際的な水準に比較して著しく小さい事業分野
 - c. 新需要の開拓が特に必要な事業分野

※ 現在、建設業(国交省)、小売業(厚労省、農水省、経産省)、ゲームソフトウェア業、情報サービス業、研究開発サービス業(総務省、厚労省、農水省、経産省)、プラントエンジニアリング業、商社業、自動車(新車)販売業、プラントメンテナンス業、造船業(国交省)、鉄鋼産業の計11分野において定められている。(省名未記載は全て経産省単独。)

放送分野における産活法「事業分野別指針」の策定について

- ・ 産活法においては、生産性の向上が特に必要な事業分野等について、認定の基準となる「事業分野別指針」を定めることが可能(参考1参照)。
- ・ 他分野では、「事業別分野指針」を作成し、生産性向上等の方向性として企業連携や事業統合等に言及している事例あり(参考2参照)。
- ・ 地上基幹放送分野においても、「事業分野別指針」を策定し、生産性向上等に関する方向性として、分社化、持株会社化、事業統合等に言及することにより、事業者における主体的な事業再編を後押しする。

民間地上基幹放送の「事業分野別指針」 ～生産性向上等に関する方向性の記載イメージ～

- ① 災害放送等の公共的役割を担う放送事業の健全な発達のため、視聴者保護の維持・向上、放送の地域性・多元性・多様性の確保、ネットワーク維持に配慮しつつ、ハード・ソフト分離制度、認定放送持株会社制度等を活用した分社化、合併、子会社化、持株会社化等の事業再編、放送番組の共同制作・共同利用等の緩やかな連携等により、中核事業であるテレビ事業、ラジオ事業を強化しつつ事業再構築を進める。
- ② 地上テレビ、BS、CS、AMラジオ、FMラジオといったメディアを超えた連携、キー局、ローカル局といった地域ごとの連携等を通じ、以下のような生産性の向上等を実現。
 - a. コンテンツ価値の最大化、コンテンツ制作力の強化、インターネット等への進出による収益最大化
 - b. 経営効率の向上、経営資源の効率的配分による戦略分野への集中的配分、新規事業への挑戦
 - c. 適正なガバナンス体制の構築による意思決定の迅速化、事業執行の機動性向上

他事業における事業活性化を促す制度の事例①

	特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（タクシー適正化・活性化法）	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律
施行日 (期限)	平成21年10月1日施行(期限なし)	平成19年10月1日施行(期限なし)	平成19年6月29日施行(期限なし)
施行の背景	タクシー事業は需要が減少傾向にある中、車両増加等により、収益の悪化や運転者の賃金等の労働条件の悪化等の問題が発生。このため、タクシーの機能を維持、活性化するための方策を講じるもの。	近年における急速な少子高齢化の進展、移動のための交通手段に関する利用者の選好の変化により地域公共交通の維持が困難となっている。このため、地域公共交通機関の活性化及び再生のための地域における主体的な取組を推進するもの。	各地域の「強み」である産地の技術、地域の農林水産品、観光資源等の地域資源を活用して新商品開発等を行う中小企業を支援し、地域経済の活性化を図るため、税制・金融面など総合的な支援措置を講じるもの。
法案の内容	国土交通大臣が供給過剰状態の地域を「特定地域」と指定する。「特定地域」は新規参入や増車が厳しくなる。 また、「特定地域」のタクシー事業者は、「特定事業計画」を策定し、国土交通大臣の認定を受けることができる。	自治体が路面電車や船舶、鉄道等について「地域公共交通総合計画」を策定する。「地域公共交通総合計画」に「地域公共交通特定事業」が含まれる場合は、当該事業者は、当該事業計画を策定し、国土交通大臣の認定を受けることができる。	主務大臣が、地域資源(特産品や生産技術等)に関する事項、地域資源を活用した事業に関する事項等を内容とする基本方針を策定する。 中小企業は、地域資源を活用した事業計画を策定し、主務大臣の認定を受けることができる。
認定の申請主体	タクシー事業者	特定事業の実施主体 (鉄道、船舶等の事業者)	中小企業(地域資源関連)
認定制度における事業再編に関する規定	(国土交通大臣の定める基本指針) タクシー事業者の <u>自主的かつ協調的な減車や休車を推進</u> することが期待。また、組織再編等を伴う場合は、タクシー運転者の地位へ配慮すること。	基本指針や認定基準に該当する文言なし	基本指針や認定基準に該当する文言なし
認定のメリット	(道路運送法上の規制緩和) 料金の認可→届出 事業計画の変更認可→届出 事業譲渡の認可→届出	路面電車や船舶、鉄道等の事業について、法律上の認可制を届出に緩和、地方債の起債対象化。また、国土交通省が補助金を重点的に配分する政策となっている。	中小企業は、普通保険、無担保保険、特別小口保険及び売掛債権担保保険の別枠を利用可。また、国や自治体、中小企業基盤整備企業等から補助金や低利融資を受けられる。

他事業における事業活性化を促す制度の事例②

	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律	伝統的工芸品産業の振興に関する法律
施行日(期限)	平成21年8月1日施行(期限なし)	平成20年7月23日(期限なし)	昭和49年5月25日(期限なし)
施行の背景	商店街の活力が低下していることを踏まえ、商店街への来訪者の増加を通じて商店街の事業機会の増大を図るために、商店街振興組合等が行う地域住民の需要に応じた事業活動を推進するもの。	我が国の観光地の魅力と国際競争力を高めるため、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在を促進するための地域における創意工夫を生かした主体的な取組を推進するもの。	伝統的工芸品産業は、後継者の確保難、原材料の入手難などの問題を抱えており存続が困難となっていることから、伝統的工芸品の産業の振興を図り、地域経済の発展に寄与し、国民経済の健全な発展に資することを目的とするもの。
法案の内容	商店街振興組合等は、商店街事業活性化計画を策定し、経済産業大臣の認定を受けることができる。 NPO等は、商店街活性化支援事業計画を策定し、経済産業大臣の認定を受けられることがある。	自治体が、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進を図るための観光圏整備計画を策定する。 協議会(自治体、NPO、事業者)は、観光圏整備実施計画を策定し、国土交通大臣の認定を受けることができる。	工芸品の産地組合等からの申請に基づき、指定要件を満たすものを経済産業大臣が「伝統的工芸品」として指定する。 指定を受けた産地の産地組合等は、振興計画等を作成して経済産業大臣の認定を受けることができる。
認定の申請主体	①商店街振興組合等の組合組織 ②NPO、一般社団法人、一般財団法人	協議会(自治体、NPO、事業者)	産地組合等 (事業協同組合、協同組合連合会、商工組合)
認定制度における事業再編に関する規定	基本指針や認定基準に該当する文言なし	基本指針や認定基準に該当する文言なし	基本指針や認定基準に該当する文言なし
認定のメリット	①商店街振興組合等の組合組織 ・補助金の補助率引き上げ(1/2→2/3) ・無利子貸付の割合引き上げ(1/2→2/3) ②NPO、一般社団法人、一般財団法人 ・NPO等を中小企業とみなして、中小企業信用保険法の適用対象とする。	・旅行業法上の特例 (旅行代理店業の営業許可) ・国土交通省の交付金の対象化 ・道路運送法上の特例 (バスの運行回数の認可→届出) ・海上運送法上の特例 (船舶の運行回数の認可→届出) 等	以下の事業について、国又は自治体から補助金が交付される。 「後継者育成事業」「技術・技法の記録収集・保存事業」「原材料対策事業」「需要開拓事業」「意匠開発事業」

強靭化について

- > 巨大地震などの様々な「国家的危機」に対処していくために「国家的強靭性」が求められている中で、様々な分野で「あらゆる危機に対処する力」が求められているところ。
- > 情報通信分野における放送ネットワークを強靭化し、「粘り強さ(致命傷回避・被災最小化)」、「しなやかさ(迅速な回復)」を体得することで、「強い日本を創る」ことに貢献。

国土の強靭化(Building national resilience)

- 災害発生時における持続可能な災害情報の提供
=粘り強さ(致命傷回避、被災最小化)
- 災害発生後における継続的な生活情報等の提供
=しなやかさ(迅速な回復)

放送ネットワークの強靭化

- 送信設備の防災対策
- ラジオの難聴対策
- 災害情報の迅速化・高度化 等

具体的な方策を検討会において議論

国土強靭化に関する動きについて①

(1) 安倍内閣の基本方針(抄)(平成24年12月26日閣議決定)

老朽化インフラ対策など事前防災のための国土強靭化の推進や、大規模な災害やテロなどへの危機管理対応にも万全を期すなど、国民の暮らしの不安を払拭し、安心社会をつくる。

(2) ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会

国民の生命と財産を守り抜くため、事前防災・減災の考え方に基づき、強くてしなやかな国を作るためのレジリエンス(強靭化)に関する総合的な施策の推進の在り方について意見を聞くことを目的として、吉田国土強靭化担当大臣の下に設置。

※事務は内閣官房国土強靭化推進室が担当

※座長は藤井内閣官房参与(京都大学教授)。情報通信分野から、NTTデータ経営研究所 山下相談役が構成員として出席。その他、尾崎高知県知事(地方財政)や、奥野中京大学総合政策学部教授(地域社会・コミュニティ)など、計14名が構成員として参加。

【開催状況】

- ・第1回会合(平成25年3月5日)
　>ナショナル・レジリエンス(防災・減災)の検討範囲 等
- ・第2回会合(25年3月22日)
　>対象とするリスクと「脆弱性」に関する考え方 等
- ・第3回会合(25年4月3日)
　>「脆弱性評価」の考え方(案) 等
- ・第4回会合(25年4月下旬～5月中旬)
　>進捗状況報告
- ・第5回会合(25年5月下旬)
　>ナショナル・レジリエンス(防災・減災)に向けた当面の対応について(取りまとめ)



5月下旬の取りまとめに向けて、各府省が
実施する作業内容(要約)(第3回会合より)

- (1)目標(※)に照らし、起こってはならないリスクを列挙
- (2)目標達成のために現在実施している事業と達成率を整理
- (3)目標達成のための課題と今後導入すべき方策を整理

※大規模災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保、等

国土強靭化に関する動きについて②

(3) IT戦略本部

情報通信技術(IT)の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、平成13年1月、内閣に「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)」を設置。

※本部長 内閣総理大臣

副本部長 情報通信技術(IT)政策担当大臣、内閣官房長官、総務大臣経済産業大臣

【開催状況】

・第61回 IT戦略本部(平成25年3月28日)

➢「世界最高水準のIT社会の実現に向けて」

(1)産業再興・経済活性化への貢献(イノベーティブな社会へ)

略

(2)国民の安心・安全への貢献(レジリエントな社会へ)

A)復興・防災:災害情報が国民に確実に提供される防災情報インフラの構築

略

(3)行政機能や政策効果の向上を目指した「真の行政改革」への貢献

略

・第1回 IT戦略起草委員会(25年4月12日)

➢新たな戦略の素案を議論・検討するため、4月12日～5月上旬まで

IT戦略本部の下に「IT戦略起草委員会」を設置し、新戦略の素案を取りまとめ。

・第62回 IT戦略本部(5月目途)

➢新戦略取りまとめ

今後のスケジュールの出典元:第60回IT戦略本部「今後のIT政策の進め方について」

3．自治体と放送事業者との連携

民間ラジオによる自治体情報の提供

- 各自治体においては、住民に対する情報提供ツールの一つとして、民間県域ラジオを活用。都道府県だけではなく市町村においても県内全体に対するPRに活用している事例あり。
- 中継局から特定の自治体の情報番組を放送することにより、きめ細かな情報提供を実現している事例もあり。

(1) 市町村による県域ラジオの活用

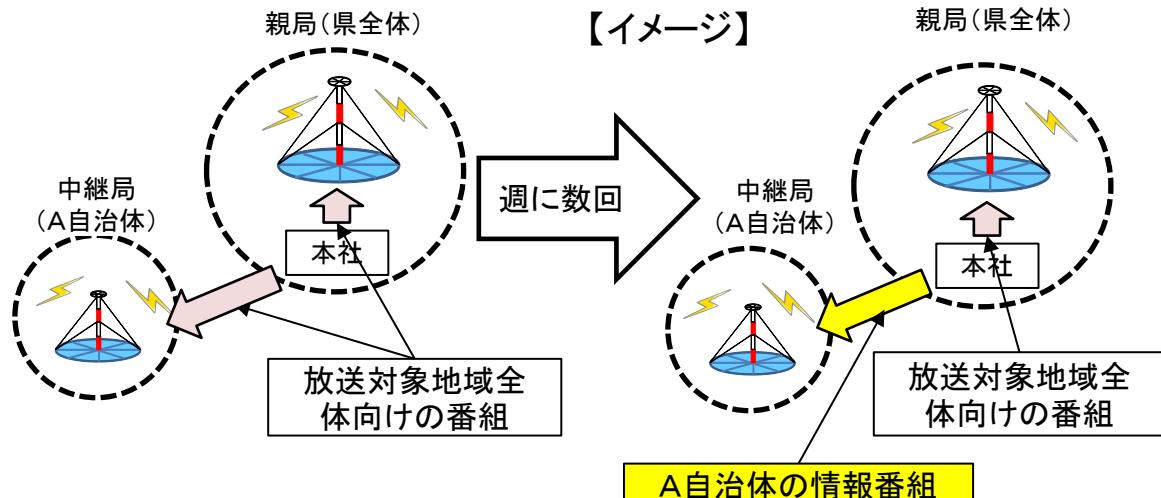
都道府県だけではなく市町村も県域ラジオを情報提供ツールとして有償で活用している事例あり。市政情報や観光情報を、当該市町村内だけではなく県内全体に対してPR。

【栃木放送（AM・栃木県）の例】

- 栃木県・栃木県警の情報番組：21本(105分)／週
- 市町村（※）の情報番組：7本(80分)／週
※宇都宮市、足利市、佐野市、那須烏山市、鹿沼市
- 自治体の情報番組合計：28本(185分)／週

(2) 中継局からの自治体番組の放送

中継局から、親局と同じ番組だけではなく、週に数回、中継局のカバーエリア内にある特定の自治体の情報番組を放送している事例あり。地域住民に対するきめ細かな情報提供を実現。



○ 中継局から特定の自治体情報を放送している事例

【長崎放送（AM・長崎県及び佐賀県）】

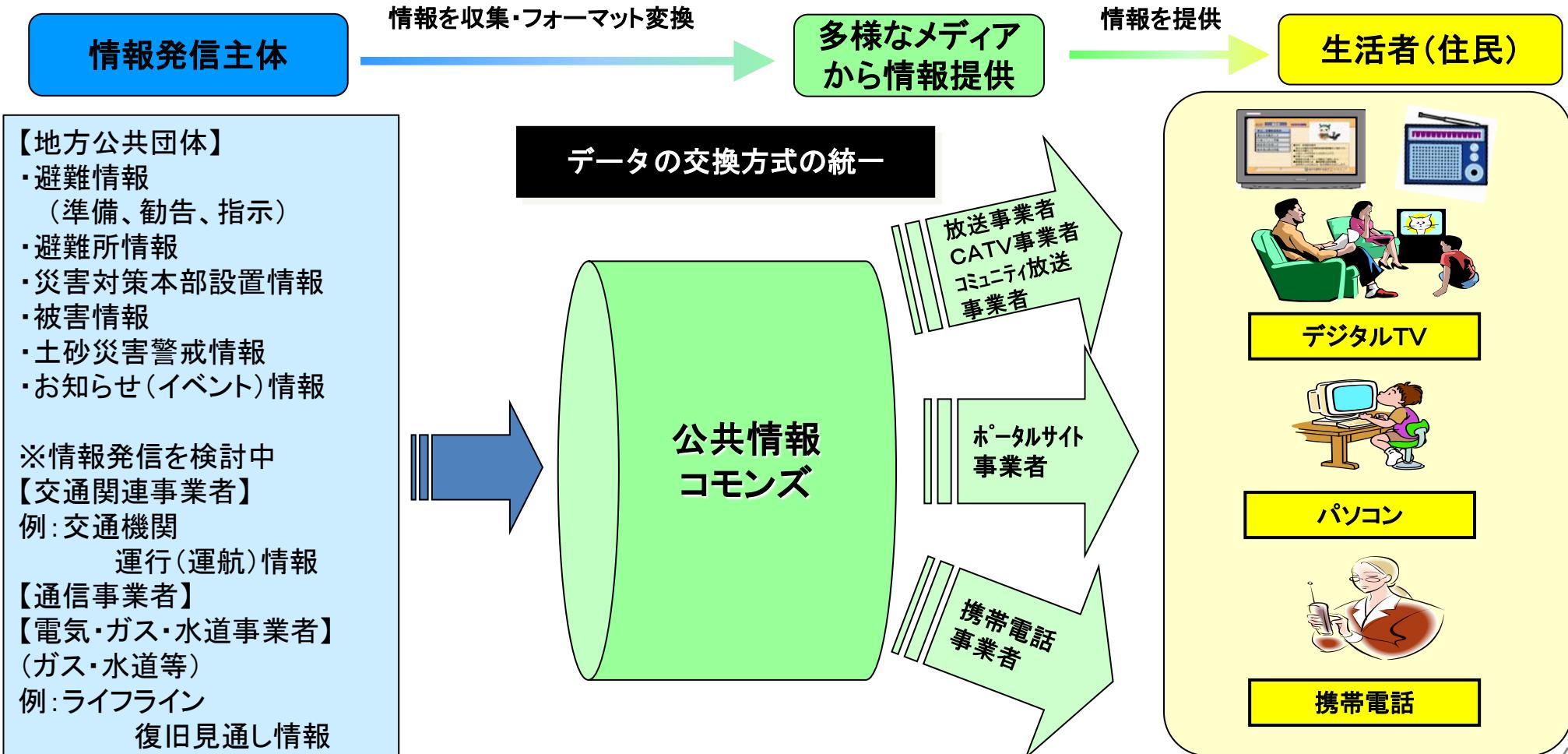
長崎放送の放送対象地域は長崎県及び佐賀県。佐賀放送局から、一週間のうち約35時間が親局と異なる番組を放送しており、そのうち約2時間30分は佐賀県庁や市町の情報番組を放送。

- その他、過去に自治体情報を提供していた事例は複数あり。
- 自治体情報ではないが、中継局から親局とは異なる番組を放送している事例はあり(ex. 和歌山放送(AM)、京都放送(AM))。

「公共情報コモンズ」の概要

「公共情報コモンズ」とは、ICTを活用して、災害時の避難勧告・指示など地域の安心・安全に関するきめ細かな情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供することを実現するもの。

〔(一財)マルチメディア振興センターが運営〕



ラジオ難聴対策への自治体の協力

- 平成4年度から平成17年度までの間、AMラジオ中継局整備に対して国庫補助を適用。これを活用して自治体が中継局整備への協力を行った事例あり。
- 中継局の設置によりラジオ難聴の解消が図られ、災害情報等の地域情報の提供手段が確保された。

(1) 民放中波ラジオ放送受信障害解消施設整備事業

① 制度概要

民放中波ラジオが良好に受信できない地域において、その解消を図るために中継施設を整備する事業に対して、所要経費の一部を国が補助。

② 実施期間

平成4年度から平成17年度まで

③ 補助率(平成17年時のスキーム)

・過疎地等の場合

国 1/3	自治体(県・市町村) 2/3
----------	-------------------

・過疎地等以外の場合

国 1/4	自治体(県・市町村) 3/4
----------	-------------------

④ 事業実績

市町村の協力により、30中継局が整備。

年度	中継局数
H4年度	8局
H5年度	5局
H6年度	1局
H7年度	3局
H8年度	2局

※ 実施案件は全てAM中継局。

※ H14年度～H17年度は実施案件なし。

(2) 自治体の協力事例

【北海道放送及びSTVラジオ（AM・北海道）の例】

- 関係する自治体が事業主体となり、平成6年度には「遠軽中継局」を平成10年度には「遠別中継局」を国庫補助を活用して整備。
- その後の維持費も関係自治体が負担。

【南日本放送（AM・鹿児島県）の例】

- 平成8年度に名瀬市(現:奄美市)が事業主体となり「名瀬中継局」を国庫補助を活用して整備。

【大分放送（AM・大分県）の例】

- 平成4年度に公益法人が国庫補助を活用して整備した「佐伯中継局」について、佐伯市が固定資産税の免除を実施。

災害時におけるコミュニティ放送、臨時災害放送の活用

- ・ 災害時の情報提供手段として自治体がコミュニティ放送や臨時災害放送を活用している事例が多数あり。
- ・ コミュニティ放送においては、災害放送に関する協定等を締結し、費用負担の取り決めや自治体等による緊急割込装置の運用を行うなど、災害時における確実な情報提供の確保を図っている事例が多数あり。
- ・ 新規に開設した臨時災害放送局においては、場所の確保、機材の確保、人材や経費の確保等に期間を要した。ノウハウの不足、機材の不足等が課題。

(1) コミュニティ放送における確実な災害放送の確保

- ・ 災害対策基本法に基づく「自治体からの求めによる放送」に関し、自治体とコミュニティ放送の間で協定等を締結している事例が多数あり。
- ・ さらに、費用負担を取り決めたり、自治体等による緊急割込装置の運用を行うなど、災害時における確実な情報提供を図っている事例が多数あり。

【コミュニティ放送における協定等締結状況】

災害放送の協定等の締結あり: 220社／262社

うち、費用負担の取り決めあり: 167社

(うち、自治体の費用負担を明記17社)

うち、自治体等による緊急割込装置の運用あり: 146社

<H24. 10月現在 総務省調べ>

(2) 臨時災害放送局の早期開設

- ・ 東日本大震災に際しては、住民への災害情報等の提供手段として計28市町が臨時災害放送局を開局した。コミュニティ放送から移行した局は比較的早期に開設できたが、新規に開設した局は、コミュニティ放送局や県域ラジオ局の協力があったものの、スタジオや送信所の場所確保、機器の確保、人材や経費の確保のため、開設までに比較的期間を要した。
- ・ 早期開設に向けて、ノウハウの不足や機材の不足等が課題。

【東日本大震災における臨時災害放送局の開設時期】

	3日以内	1週間以内	20日以内	それ以降	合計
コミュニティ放送から移行した局	4市	3市	1市	1市	9市
新規に開設した局	0市町	2市	7市町	10市町	19市町

場所、機材、人材、経費等の確保が必要



- ・ ノウハウの不足
- ・ 機材の不足 等

→ 課題

災害対策基本法上の指定地方公共機関としての指定状況

- 民間テレビ事業者124社、民間ラジオ単営事業者62社が災害対策基本法に定める「指定地方公共機関」に指定されている。

「指定地方公共機関」(都道府県知事が指定)の指定状況

・ テレビ (AMラジオとの兼営社含む)	124社
・ AMラジオ (単営社のみ)	12社
・ FMラジオ	49社
・ 短波ラジオ	1社
・ 計	186社

※ NHKは、指定公共機関(内閣総理大臣が指定)に指定されている。

(参考)指定地方公共機関及び指定地方公共機関の責務

第六条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

4. ラジオと他メディアとの連携

■「らじる★らじる」サービスの概要

- 夜間の外国電波混信やマンション等鉄筋コンクリート住宅の普及等によるNHKのラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するため、その放送番組を放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務
- 提供は日本国内限定
- 平成23年3月大臣認可、同年9月サービス開始
(平成25年度末まで)
 - 当初：ラジオ第1(関東広域), ラジオ第2(全国), FM(東京都域)
 - 認可を得て、平成25年5月、一部の地域放送番組
(近畿広域等)を追加



第3章 海外の状況

米国のラジオ放送①（米国のラジオ放送の特色）

- 世界で最初に、ラジオ放送を開始 1920年 ピッツバーグKDKA
- 1934年 Communication Act
FCC(連邦通信委員会)の設置 競争による多様性の確保
商業放送主導の発展
- NPR(National Public Radio)の設立
- 1996年 Telecommunication Act
- 衛星ラジオ XM(2001年)とシリウス(2002年)の設立と合併(2008年)

米国のラジオ放送② (ラジオ市場の現状)

1. 局数 : 11325局(AM 4745局 FM 6580局)(2012年)
2. 広告収入: 14205百万ドル(2012年)
3. 所有者数: 3408者(2002年)
4. ラジオ市場: 274のラジオ市場が存在(2013年)

【参考】 収入順ラジオ所有者上位5社(2002年)

	所有者	収入(100万\$)	割合	市場数	所有局数
1	Clear Channel Communications	3,423.40	33.2%	190	1,216
2	Infinity Broadcasting	2,186.60	21.2%	40	185
3	Cox Radio Inc	466.80	4.5%	18	78
4	Entercom	455.10	4.4%	19	104
5	ABC Radio Incorporated	424.60	4.1%	35	74

● 収入面では上位2社(Clear ChannelとInfinity)が約54.4%を占める。

● 上位25社が合わせて1657局を所有。

(参考): 池田正之「漂流するアメリカ所有規制」『NHK放送研究年報2005』(NHK出版 2005)
Radio Advertising Beaureou "Annual Revenue"
FCC "Review of radio Industry, 2001", "Radio Industry Review 2002"
FCC statistics

米国のラジオ放送③—1 (規制緩和・撤廃の経緯)

同一市場での複数所有	<ul style="list-style-type: none">・1941年 一市場1局まで・1988年 緩和(一市場FM1局、AM1局まで)・1992年 緩和(市場規模に応じて最大FM3局、 AM3局まで)・1996年 大幅緩和(現行規定)
全国でのラジオ所有	<ul style="list-style-type: none">・1954年 全国FM7局、AM7局まで・1984年 緩和(全国FM12局、AM12局まで)・1994年 緩和(全国FM20局、AM20局まで)・1996年 完全撤廃
クロスメディア所有	<ul style="list-style-type: none">・1970年 テレビとラジオのクロス所有を禁止・1974年 新聞と放送局のクロス所有を禁止・1989年 テレビとラジオのクロス所有規制緩和(FCC判断により一部適用除外)・1996年 テレビとラジオのクロス所有規制緩和(FCC判断により一部適用除外)・1996年 テレビとラジオのクロス所有規制緩和 (テレビを所有するものがラジオを最大6局まで所有可能)・1999年 テレビとラジオのクロス所有規制緩和(現行規定)

米国のラジオ放送③－2（メディア規制に関する現行規定）

同一市場での複数所有

市場の規模に応じて、以下のとおり複数所有が可能。(FCC規則73.3555(a))

① 45以上のラジオ局があるラジオ市場

8局までのラジオ局に対して認識可能な権益(※)を持つことができる。
(ただしAM又はFMのみで5局を超えては持てない)

② 30～44のラジオ局があるラジオ市場

7局までのラジオ局に対して認識可能な権益を持つことができる。
(ただしAM又はFMのみで4局を超えては持てない)

③ 15～29のラジオ局があるラジオ市場

6局までのラジオ局に対して認識可能な権益を持つことができる。
(ただしAM又はFMのみで4局を超えては持てない)

④ 14以下のラジオ局があるラジオ市場

市場の半分以上に対して認識可能な権益を持つことにならない限り、5局までのラジオ局に
に対して認識可能な権益を持つことができる。(ただしAM又はFMのみで3局を超えては持てない)

※ 「認識可能な権益」とは、支配の基準を指す。例えば投資会社等が放送局の20%以上の株式を所有している場合、認識可能な権益を持つ等。
詳細はFCC規則73.3555 Note 2規定されている。

全国での複数所有

規制なし。

1. 全体の動向(寡占化の進展)

1990年代以降、2000年ごろにかけて大手企業(ラジオ局所有会社)によるラジオ局の買収が盛んに行われ、市場統合が急速に進展。その結果地域ごとに細分化されていた従来の市場構造から、少数の大手企業(ラジオ局所有会社)が全米で多数のラジオ局を所有する集約型市場構造へシフト。

- 1996年から2001年にかけて、20局以上を所有する所有者は25局から46局に増加。
- 1996年では、上位2社の所有局数はどちらも65局以下であったが、2002年にはクリアチャンネルが1216局、所有局数2位のキュミュラス・メディアは270局所有。

2. 広告収入

1996年より前から2000年にかけて増加。(←規制緩和・デジタル化よりも景気の影響が大きいと推察。)

- ・12,412百万ドル(1996年)→19,848百万ドル(2000年)(7436 百万ドル増加(+59. 9%))
- その後一時落ち込むものの、2006年には20, 143百万ドルまで達する。(‘96年比+62. 3%)
- 以降、リーマンショック(2009年)等の影響により収益が再度急激に落ち込み、2012年は14, 205百万ドル。

3. ラジオ局数とラジオ局所有者数

- ラジオ局数は1996年より前からだらかな増加傾向。(←規制緩和・デジタル化の影響は小さいと推察。)
・12,140局(1996年)→15,128局 (2012年) (2988局増加(+24. 6%))
- ラジオ局所有社数は減少。
・5133社(1996年)→3836社(2001年) (1297社減少(-25. 3%))

参考: 池田正之「漂流するアメリカ所有規制」『NHK放送研究年報2005』(NHK出版 2005)

Radio Advertising Beaureou "Annual Revenue"

FCC "Review of radio Industry, 2001"

FCC statistics

米国のラジオ放送⑤ (規制緩和・デジタル化を受けた米ラジオ市場の変化②)

個別事例 (クリアチャンネルの事例)

- クリアチャンネルは、所有するAM/FM局数で全米第1位(2012年12月末時点において、約150市場(うち44市場は上位50市場、同85市場は上位100市場)でAM240局、FM600局、合計で840局を所有(うち149局は上位25市場))。
- クリアチャンネルの所有するラジオ局数とラジオ放送事業部門総収入は、ラジオ所有規制が緩和された1996年から2000年ごろまで、毎年ほぼ2倍ペースで増加。2001年から2007年まではほぼ横ばいの業績が続き、2008年以降は事業再編(不採算事業者の身売り)によりラジオ局数は緩やかに減少する一方、収入と利益は増加。

(参考)クリアチャンネルの所有局数・収入

規制緩和

	所有局合計	うちAM局数	うちFM局数	ラジオ放送部門総収入 (単位:1,000ドル)	営業利益 (単位:1,000ドル)
1995年	36	16	20	283,357	71,372
1996年	86	30	56	398,094	99,090
1997年	173	56	117	697,068	167,574
1998年	204	69	135	1,350,940	240,878
1999年	507	173	334	1,230,754	499,692
2000年	1,105	346	759	2,431,544	1,045,696
2001年	1,165	368	797	3,455,553	1,350,834
2002年	1,184	372	812	3,717,243	1,591,104
2003年	1,182	366	816	3,698,020	1,409,236
2004年	1,189	367	822	3,754,381	1,431,881
2005年	1,182	360	822	3,502,508	1,197,361
2006年	1,176	356	820	3,697,190	1,280,215
2007年	1,005	304	701	3,558,534	1,278,019
2008年	894	264	630	3,293,874	979,121
2009年	894	260	634	2,736,404	639,854
2010年	892	260	632	2,898,087	840,106
2011年	866	249	617	2,986,828	888,358
2012年	840	240	600	3,084,780	942,705

注:クリアチャンネル年次報告書より。総収入及び営業利益は、1995-2010年についてはラジオ放送事業部門業績、2011-2012年についてはCCME部門業績から抜粋。

(「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」音構成員発表資料より作成)

米国のラジオ放送⑥（米ラジオ市場の寡占化による弊害）

- ラジオの全国での所有規制撤廃により、大手メディア企業は多くのラジオ局を傘下に入れ拡大
- 一方、寡占化による弊害、支配力の濫用も見られた。

個別事例（クリアチャンネルの事例）

● 提供される番組の全国画一化、番組内容の質の低下

- ・ 資源効率化と広告収入増加のため、ローカルに密着した番組を減らし、他の地域で使い回すことができるよう、画一的な内容の番組を増加。
- ・ より多くの広告料を得るため、CM時間を増加
- ・ コスト削減のため、深夜や未明の時間帯には安価な録音番組を放送
- ・ リスナー獲得のため、番組の過激化・低俗化(FCCは2004年3月、4月、6月に罰金)

● 支配力の濫用

- ・ アーティストやレコード会社に支払うライセンス料を節約するため、自己に有利な契約を締結

※ その他、ブッシュ大統領をイラク戦争について批判したシンガーグループの音楽配信をキュミュラス・メディアが所有ラジオ局46局において30日間停止したという事例もあった。

英国のラジオ放送①（英國ラジオ放送の特色）

- 1922年 イギリス放送会社(BBC)設立 本放送開始
→ 1927年 国王の特許状に基づくBBCを設立
- BBCが放送サービスを牽引
現在: 全国放送 Radio1～4、Five Live
地域放送(スコットランド、ウェールズ、北アイルランドに 各2局)
ローカルラジオ
→ 1971年 ラジオの受信許可料の廃止
- 1972年 ラジオ放送法成立
→ 1973年 初の商業ローカルラジオ局(LBC)が開局
- 1992年 全国ネットワークの商業ラジオClassicFM開局
- 1999年 デジタルラジオ(DAB) 放送開始
全国放送は、Digital ONE

英国のラジオ放送②（英国ラジオ市場の現状）

1. 局数(2011年)

合計460局

- ① アナログAM局 55局
- ② アナログFM局 229局
- ③ デジタルDAB局 176局

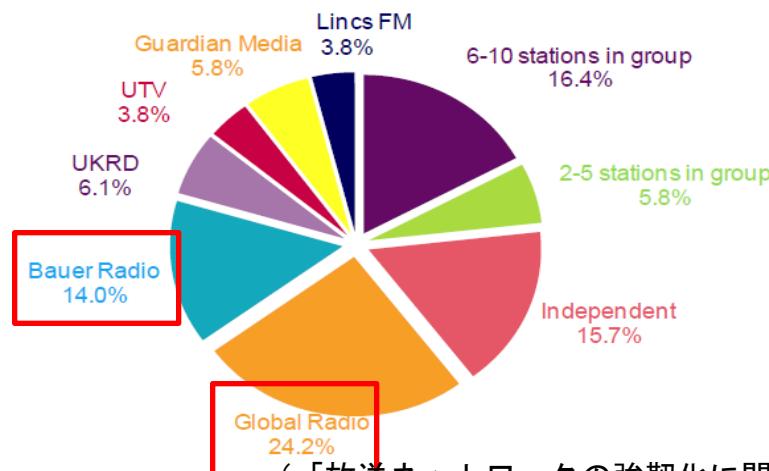
2. 広告収入

4.56億ポンド

3. 主な事業者(グループ)

上位2社(Global Radio、Bauer Radio)が大きなシェアを占めている。

Number of commercial analogue licences owned, by group



英国のラジオ放送③（英国メディア所有規制に係る緩和・撤廃等の経緯）

		1996年放送法による規制緩和		2003年通信法による規制緩和		2011年改正によりラジオの所有規制を原則撤廃			
種別		1990－1996年		1996年－2003年		2003年－2011年		2011年－	
地 方	アナログ	20局まで (95年から35局まで)	潜在聴取者シエアの制限(15%上限)	同一地域	3局まで	潜在聴取者シエアの制限(15%上限)	潜在聴取者シエアの制限 (シエア55%上限)	国務大臣による介入(※2)	国務大臣による介入
	デジタル (注1)			異なる地域	制限なし		制限なし		
全 国	アナログ	1まで	潜在聴取者シエアの制限(15%上限)	1まで	1まで	潜在聴取者シエアの制限(15%上限)	制限なし	国務大臣による介入(※2)	国務大臣による介入
	デジタル (注1)			1まで	1まで		制限なし		
クロスメディア		ラジオも対象		ラジオも対象	ラジオも対象		ラジオも対象		ラジオは対象外

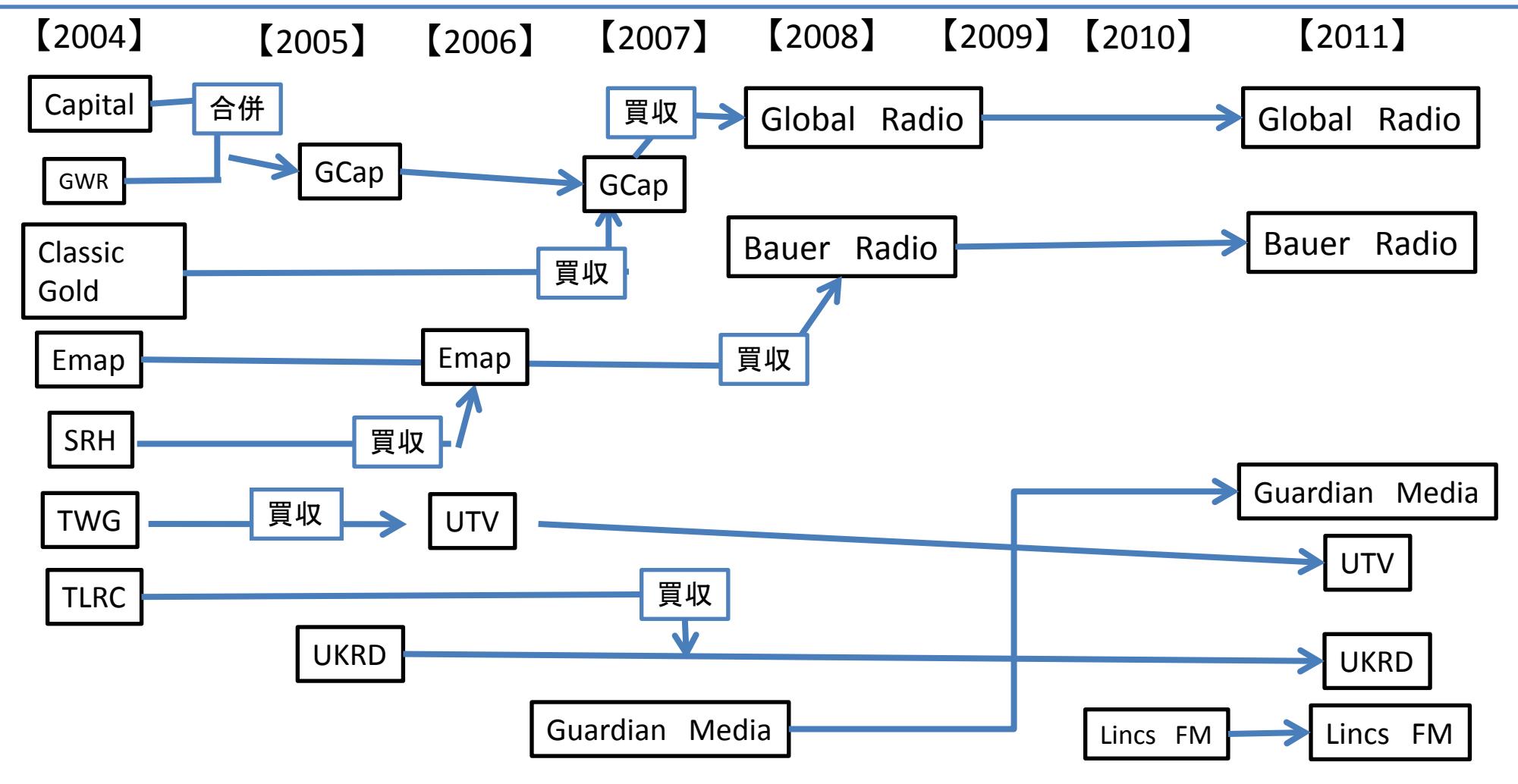
2003年改正は、「私企業に、より広範な投資機会を与え、規模の経済を実現させる」(DCMS) 経済効率性向上を目指した制度改正

(※1) マルチプレックスを除く

(※2) 国務大臣による介入が認められる場合：安全保障上の問題が懸念される場合や、メディアの多様性が損なわれる恐れがある場合

英国のラジオ放送④（所有規制の緩和を受けた英国ラジオ業界の再編）

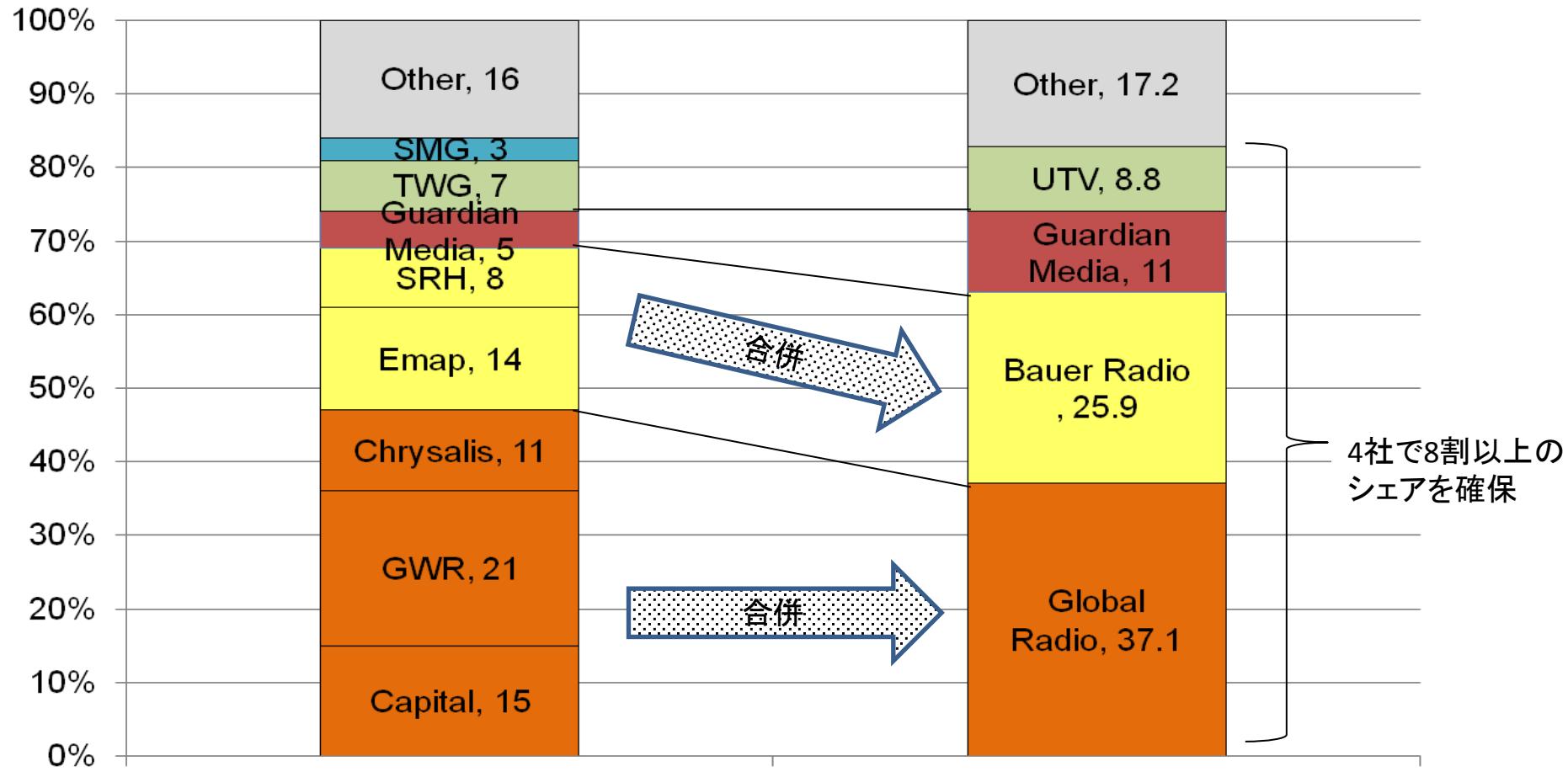
○2004年以降の主な商業ラジオ事業者の合併・買収



英国のラジオ放送⑤（グループ系列化による寡占化の進展）

- 2004年以降の系列化の結果、リスナーシェアは2大グループ(Global、Bauer)で半数以上、上位4社により8割を占めている。
- 更に、2012年にGlobal RadioによるGuardian Mediaの買収が完了したため、リスナーシェアの寡占化は更に進んでいると考えられる。

2004年と2012年における事業者グループ別リスナーシェアの比較



出典: Ofcom Communications Market Report

2004

2012

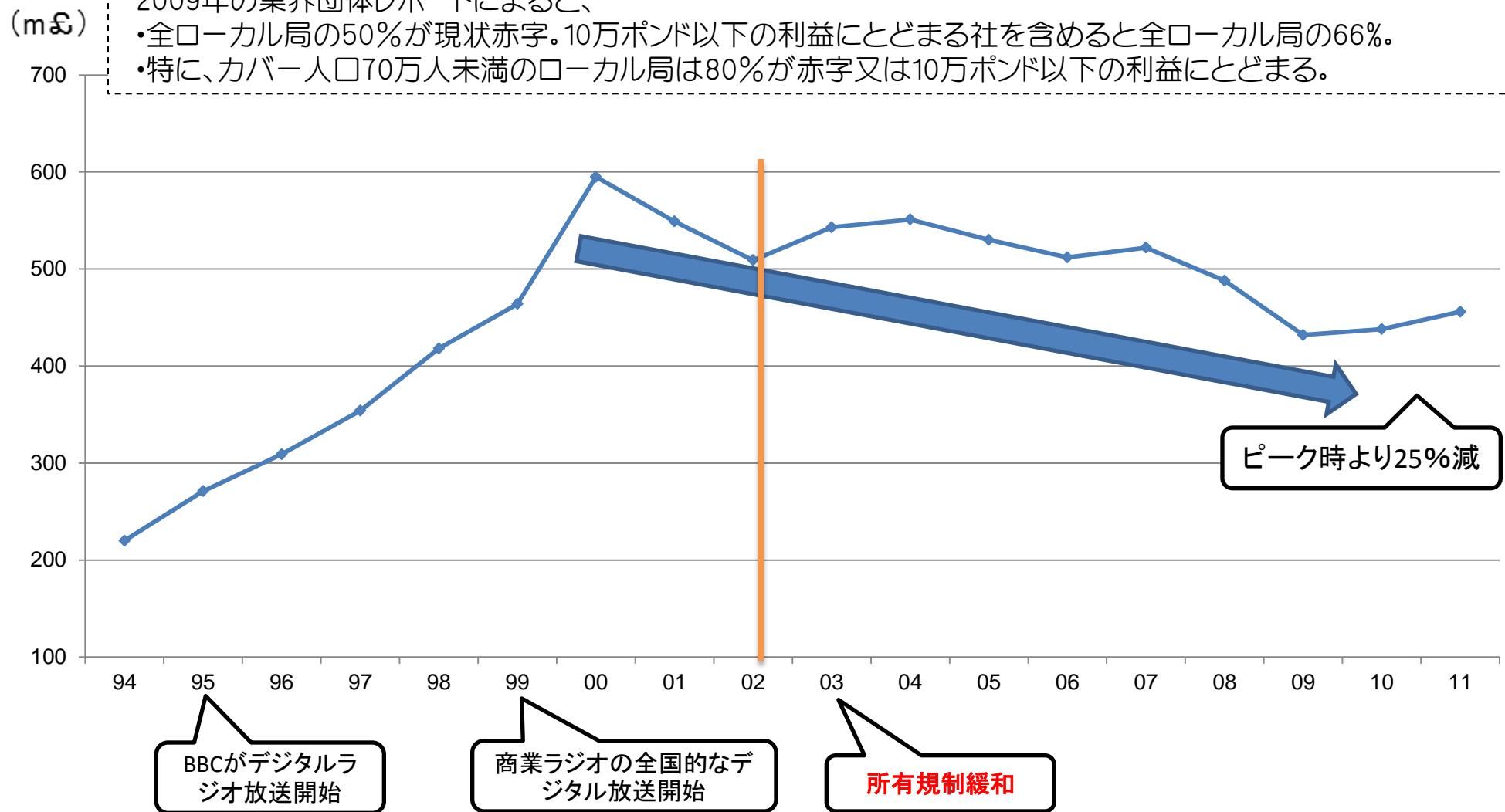
（「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」音構成員発表資料より作成） 67

英国のラジオ放送⑥ (商業ラジオの市場規模の推移)

○規制緩和は売上拡大につながらなかつたものと推測される。

2009年の業界団体レポートによると、

- ・全ローカル局の50%が現状赤字。10万ポンド以下の利益にとどまる社を含めると全ローカル局の66%。
- ・特に、カバー人口70万人未満のローカル局は80%が赤字又は10万ポンド以下の利益にとどまる。



英国のラジオ放送⑦（規制緩和後に起きたラジオ局の閉鎖・売却）

- 2004年からの商業ラジオ収入の減少の影響で、利益の出ないローカルラジオ局の閉鎖や売却が相次いだ。
- 下記事例のとおり、2大グループ以外の小規模ラジオグループ局の事例が多い。

- 閉鎖事例(6局。1973年から2006年までの閉鎖事例は3局のみ。)

出典: John Myers "An Independent Review of the Rules Governing Local Content on Commercial Radio"

局名	オーナー	閉鎖日時
Star FM	UKRD	2006年9月29日
River FM	Kingdom Radio Group	2007年1月29日
Fen Radio	UKRD	2008年7月31日
Gold	Global Radio	2008年8月31日
Talk 107	UTV	2009年12月23日
Abbey FM	CN/TLRC/Radio Business	2009年1月30日

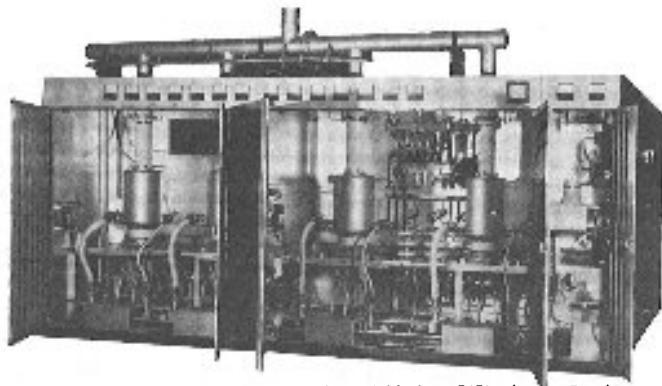
- 売却事例

局名	売り手	売却時期
Fresh radio	Local shareholders	2007年3月
The Saint	Southampton Football Club	2007年8月
Oak FM	CN Radio Ltd	2007年10月
Xfm	GCap Media	2008年5月
Wave 102	UTV	2008年5月
Pennine FM	TLRC	2009年6月
Vale FM	TLRC	2009年6月
Ivel FM	TLRC	2009年6月
Brunel FM	TLRC	2009年6月
Bath FM	TLRC	2009年6月
3TR	TLRC	2009年6月
Dune FM	TLRC	2009年6月
Original 106.5	CanWest Mediaworks	2008年7月
Original 106(Aberdeen)	CanWest Mediaworks	2008年7月
L 107	Perth FM	2008年8月
Central FM	TLRC	2008年8月
Original 106(Solent)	CanWest Mediaworks	2008年8月
The Revolution	UKRD	2008年9月
Dream 107.7	Tindle Radio	2008年9月
Star Radio(Cheltenham)	UKRD	2008年9月
Dream 107.2	Tindle Radio	2008年11月
Imagine FM	UTV	2009年1月
Star Radio(Bristol)	UKRD	2009年2月

メーカーの観点からのAMラジオ放送設備のインフラ輸出

インフラとしての輸出

- 1934年に初めて輸出。以降、41か国・地域へ多数の輸出実績
- 為替変動により再び国際競争力回復の可能性が期待できる
- AMラジオ放送機は海外で30年近く使用されることもあり、相手国との長期的な関係を築き息長く輸出できる技術として、今後も継承していくことは大変重要。
国内のAMラジオ放送局へ長期安定供給、海外輸出継続のための技術継承が重要。



500kW AMラジオ送信機（一部）
(1975年頃)



300kW AMラジオ送信機
(現在)



今後も変わりなく継承される技術により、AMラジオ放送の信頼性も維持